

令和3年3月会議

小布施町議会会議録

令和3年 3月1日 開会

令和3年 3月19日 散会

小布施町議会

令和3年小布施町議会3月会議会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月1日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○町長挨拶及び議案の総括説明	6
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○議事日程の報告	17
○会議録署名議員の指名	17
○会期の決定	18
○審議期間の決定	18
○議案第1号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	19
○予算特別委員会の設置	20
○予算特別委員会委員の選任	20
○議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第9号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第16号～議案第19号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	23
○議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第21号及び議案第22号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	25
○議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託	26

○散会の宣告	2 6
--------	-----

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	2 9
○本日の会議に付した事件	2 9
○出席議員	2 9
○欠席議員	2 9
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 9
○事務局職員出席者	3 0
○開議の宣告	3 1
○議事日程の報告	3 1
○行政事務一般に関する質問	3 1
小西和美君	3 1
福島浩洋君	4 4
竹内淳子君	5 2
関 良幸君	6 0
関谷明生君	6 6
小林正子君	7 1
渡辺建次君	7 8
○延会の議決	8 7
○延会の宣告	8 7

第 3 号 (3月5日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○事務局職員出席者	9 0
○開議の宣告	9 1

○議事日程の報告	9 1
○行政事務一般に関する質問	9 1
中 村 雅 代 君	9 1
小 林 一 広 君	1 0 4
小 淵 晃 君	1 1 1
寺 島 弘 樹 君	1 1 9
○散会の宣告	1 3 0

第 4 号 (3月19日)

○議事日程	1 3 3
○本日の会議に付した事件	1 3 5
○出席議員	1 3 5
○欠席議員	1 3 5
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 5
○事務局職員出席者	1 3 5
○開議の宣告	1 3 6
○諸般の報告	1 3 6
○議事日程の報告	1 3 6
○常任委員長報告(議案)	1 3 6
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 3 9
○常任委員長報告(議案)	1 4 1
○常任委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 4 2
○予算特別委員長報告(議案)	1 4 5
○予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決	1 5 1
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
○新たな議会活性化検討特別委員会 中間報告	1 5 9
○出納検査の報告	1 6 1
○小布施町教育長の任命について	1 6 3
○農業委員会委員の任命について	1 6 4
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5

○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8
○散会の議決	1 6 9
○町長挨拶	1 6 9
○散会の宣告	1 7 2
○署名議員	1 7 3

小布施町告示第9号

令和3年小布施町議会を次のとおり招集する。

令和3年2月22日

小布施町長 桜井昌季

1 期 日 令和3年3月1日(月)

2 場 所 小布施町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

不応招議員（なし）

令和3年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第1号)

令和3年3月1日(月)午前10時開会

開 会

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 審議期間の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 小布施町組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 小布施町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 6 議案第 3号 小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予
防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 小布施町指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介
護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について
- 日程第11 予算特別委員会の設置について
- 日程第12 予算特別委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第 8号 令和3年度小布施町一般会計予算について
- 日程第14 議案第 9号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第10号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第16 議案第11号 令和3年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第12号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第13号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第14号 令和3年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第15号 令和2年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第21 議案第16号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第17号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第18号 令和2年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第19号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第20号 おぶせ交流館の指定管理者について
- 日程第26 議案第21号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第27 議案第22号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 日程第28 議案第23号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君
建設水道課長 補佐	林信廣君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山崎博雄	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより令和3年小布施町議会を開会いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、3月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（関 悦子君） 町長から定例会招集の挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和3年小布施町議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末年始には、全国的な寒波の影響により、各地で道路の立ち往生などの雪害が発生しましたが、1月中旬以降は、町内でも除雪車の出動もなく、穏やかな天候が続いています。2月下旬以降は、日中の気温が15度近くになる日もあり、三寒四温の中で、少しずつ春の訪れを感じる時間が増えていることをうれしく感じております。

さて、1月22日に町長というお役目を引き継いでから、1か月と少しの時間が経過しました。町長就任以前から、文化観光協会や商工会の会長として、様々な形で町の事業との関わりを持ってまいりましたが、実際に町長として仕事を始めてみると、その奥深さや、町行政が立ち向かうべき課題の幅広さを実感し、日々学ばせていただいております。

町長就任に当たり、私は、「すべての人が幸せになる町を目指す」ことをスローガンとして挙げました。町民一人一人が、この町に住んでよかった、この町に住んでいることで幸せだと感じられる、そんな町をつくっていくことが私の目標です。当然、この目標を一朝一夕に実現することは不可能ですが、職員とその方向性を共有し、具体的な施策についての検討

を深めてまいります。

まずは、私にとって一番身近である職員一人一人との対話を大切に、職員が幸せに、生き生きと働ける職場環境づくりに取り組んでいくことが目下の課題です。

変化の大きい時代に、民間企業の経営者として培ってきた経験を生かしながら、複雑な課題に、町職員はもちろん、議員の皆様や町民の皆様の力をお借りしながら全力で取り組んでまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、町長選挙において私が公約に挙げた施策等については、一般質問の答弁において回答させていただきます。

令和3年度における主要施策について申し上げます。

防災について申し上げます。

昨年度発生した令和元年東日本台風被害での教訓を踏まえ、今年度は、西部及び北部地域の7自治会を対象として、千曲川の氾濫による水害を想定した防災訓練の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、延期となりました。

令和3年度は、この7自治会に加え、都住コミュニティの4自治会と地区内の一部が千曲川の浸水想定区域となっている中条地区、中扇地区を加えた13自治会を対象として、改めて千曲川の水害を想定した防災訓練に取り組むことを予定しております。

昨年9月に、防災まちづくりに係る連携協定を締結した長野高専の皆様とは、今年度、わが家の避難計画の策定講習会に取り組んでまいりました。令和3年度には、この連携をさらに深化させ、松川の水害発生に関する調査研究にも取り組み、町内における災害発生に対する理解を深めてまいります。

これらの知見を、地域防災計画や新たに策定する国土強靱化計画に反映するとともに、防災訓練等の機会を通じて、町民の皆様にご研究成果の共有を図ってまいります。

災害発生時に町職員や関係機関が迅速に行動できるよう、災害時の職員の役割分担を示した行政タイムラインの作成に取り組んでおり、次年度の出水期までに、研修等を通じて組織内での浸透に努めてまいります。

昨年度の水害により越水被害を受けた千曲川右岸の一部区間については、昨年10月に、高さ約90センチメートルの大型土のうを設置しました。越水区間のうちの現在設置がなされていない区間についても、堤防強化の実施までの水防強化策として、令和3年度の出水期までの設置を目指して取組を進めております。

産業振興について申し上げます。

企業との連携による小布施ブランドの構築を積極的に進めてまいります。毎年、連携・協働している高級フルーツの老舗・新宿高野様とは、今年も引き続き連携して、小布施の様々な果物に関する情報を提供し、小布施町や町内産の果物の認知度向上につながるよう取り組んでまいります。

また、再来年の善光寺ご開帳に向けて、J R 東日本長野支社との誘客増加策の協議を始めています。善光寺ご開帳の開催に鉄道をご利用いただき、小布施にお立ち寄りいただく鉄道集誘客の増加を狙ったもので、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらも、先を見越した取組に着手してまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る商業事業者支援につきましては、これまでも町として様々な支援策を講じてまいりました。スーパープレミアム商品券総額1億5,000万円分は、2月28日で利用期間が終了し、現在、商品券の回収と事業者の皆様への精算業務を進めています。雇用調整助成金を申請した事業者の皆様には、町では雇用継続支援金として支援しています。雇用調整助成金を申請した事業者の皆様には、ぜひこの制度を活用いただければと思います。

令和3年には、国の地方創生臨時交付金第3次補正予算を活用し、国や県の支援事業の内容や今年度事業の成果を検証しながら、引き続き、事業者の皆様の経営に資する支援策に取り組んでまいります。

次に、まちづくりについて申し上げます。

第6次小布施町総合計画に基づき、中長期的な視点に立った次代のまちづくりを推進していきます。新型コロナウイルス感染症の影響で、人々の交流が制限されている状況ですが、バーチャル町民会議の実施など、感染症に対応した関係人口創出事業に取り組んでまいります。

ふるさと納税は、納税をされた方に農産物等を中心とした町の魅力をお伝えすることを目標に取り組んでまいりましたが、返礼品のウェブサイトへの掲載方法を工夫することやコロナ禍での巣ごもり需要の影響もあり、今年度は過去最高額となる多くの寄附を頂きました。ふるさと納税で頂いた寄附金は、町民の皆様のために有効に活用してまいります。

寄附金の増加に伴い、事務量が大幅に増えていることや、新たな視点からのさらなる返礼品の充実を目指すため、来年度からは事務の委託を検討しております。引き続き、ふるさと納税事業に対してのご理解とご協力をお願い申し上げます。

官学連携は、慶應義塾大学や東京大学先端科学技術センターとの共同研究やプロジェクト

の実施について、さらなる充実を図ってまいります。

東大先端研との連携では、住宅等の建設に法的制限のある農村集落において、柔軟な土地利用が可能となるよう検討を進め、農村集落の魅力や地域の未来を描く地区計画案の作成に向けた取組を進めてまいります。

また、慶應SFCとの連携プロジェクト・事業創造プログラムや大正大学地域創生学部の地域実習を通じ、町民の皆さんとの交流を図りながら、新たな事業の創出や起業、地域の課題解決の実践を目指してまいります。

少子化対策は、若い世代の子育てを応援し、子供を産み育てていただけるよう、地域づくりを進めます。さらに、町に長く住み続けていただけるよう、賃貸住宅の家賃補助や二世帯住宅の新築・増改築、市街化調整区域への新築費用に対する助成を行ってまいります。

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、令和3年度も第3子以降のお子さんを対象に小・中学校入学祝い券の交付を行います。

ここ数年、子育て世代の皆さんの小布施町への転入が増えてきています。引き続き、小・中学校における1学年当たりの児童・生徒数100人維持の目標に向け、鋭意取り組んでまいります。

かねてより国へ要望してまいりました立ヶ花狭窄部の掘削作業が、令和9年度未完了を目指し、2月22日から始まりました。工事は、川が増水しない時季に段階的に進め、川底の掘削、上流に整備する遊水地も併せ、令和元年東日本台風災害時の推定最大流量毎秒9,000トンに対応できるようにするものであります。事業が早期に完了するよう、引き続きお願いをしてまいります。

国道403号の整備は、小布施らしい道空間の実現を目標に、関係機関や団体等の皆さんと情報共有を図りながら取り組んでおり、モデル整備区間350メートルの工事が順次行われる予定です。これに合わせ、景観を左右する大きな要素でもある電線類の地中化も行うこととしております。

また、中町南交差点付近に、将来を見据え、新たな活性化の拠点施設・市庭事業も進めてまいります。引き続き、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

生活幹線道路や水路の整備等につきましては、令和元年度からの繰越事業がほぼ終了し、令和2年度事業に着手しているところです。できる限り早期に完了できるよう取り組んでまいります。

下水道の各家庭へのつなぎ込みなど水洗化率は、令和3年1月末現在で、公共下水道と農

業集落排水の合計で96.6%ほどとなっております。未接続の家庭約130戸の皆様には、引き続き接続していただくよう、個別での働きかけを行ってまいります。

水道事業につきましては、収益的収支では純利益が見込め、今後も安定した財政運営になる見通しです。水道施設の整備につきましては、安全で安定した水道水の供給のため、老朽配水管の布設替えを引き続き計画的に進めてまいります。

小布施町低区配水池更新事業につきましては、昨年8月に公募型プロポーザルにより事業者が決まり、現在、令和4年度末の施設完成に向け、詳細設計に取り組んでいるところです。令和3年度より工事着手を予定しており、近隣住民の皆様のご理解も賜りながら、迅速に取り組んでまいります。

次に、健康・福祉について申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種について申し上げます。

ワクチン接種は、県が主体となって進める医療従事者を皮切りに、町が主体となって行う65歳以上高齢者の皆さんへの接種へと進んでまいります。いまだ、接種体制や時期を確定的に申し上げる段階にありませんが、須高医師会や町内医療機関の皆さんとの協議を進め、スケジュールや実施方法をできるだけ早い時期にお示しできるよう努めてまいります。

なお、これから新年度を迎えるに当たり、就職や就学、転勤などで、様々な地域との往来が活発になっていくものと思います。誰もが、いつ何どき感染してしまうか分かりません。これまでもお願いしてきている会食時の注意事項や、家庭や職場における感染対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国民健康保険は、長野県が運営主体となっており、安定的な運営が図られています。しかし、小布施町国保の被保険者1人当たり医療費は、前年度と比べ増となっております。町内の皆様の健康づくり、予防活動に取り組み、健診結果に基づいた特定保健指導に取り組んでまいります。

令和3年度からの3年間を事業期間とする高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。団塊の世代が75歳以上の後期高齢に達する2025年を目前に、介護給付費のさらなる増加が見込まれ、公的な介護保険サービスに加え、地域の将来像として、高齢者の日常生活を地域で支える地域包括ケア体制づくりの必要性が改めて確認されたものとなっております。介護保険料額も見直しを進め、これまで積み立ててきた介護保険支払準備基金を活用し、保険料の軽減を図ってまいります。

障がい者福祉では、令和3年度からの3年間を事業期間とする第6期障がい福祉計画・第

2期障がい児福祉計画を策定いたしました。今回の見直しでは、懇話会を開催し、関係者の皆さんの意見を踏まえ、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がいのある皆さんの日常生活支援に係るサービスの見込み量等について議論をしていただき、計画としたものです。この計画に基づき、次年度以降、具体的な施策展開に取り組んでまいります。

児童虐待の定義が広がる中、要保護児童への対応として、町に求められる役割が大きくなる傾向があります。町では、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向け、精神保健福祉士に協力をいただき、児童相談所等関係機関との連携した対応に努めてまいります。

よりよい子育て環境の整備に向け、要保護児童対策地域協議会では、切れ目ない総合的な支援を図る実務者会議を今年度は2回開催し、連携体制を強化しています。令和3年度には、健康係に母子保健包括支援センターを置き、教育委員会と連携しながら、子育て世代の支援体制強化を推進してまいります。

高齢になっても住み慣れた地域で一人一人が尊重され、笑顔で安心して暮らせることができる地域づくりが求められています。町民の皆さんが、自分事として支え合いの仕組みづくりに取り組んでいただけるよう、生活支援コーディネーターが行う地域への働きかけを起点に、あらゆる人がつながり、助け合うことができる共生社会への構築を進めます。

また、町職員が社会的弱者といわれる皆さんに目を向け、あらゆる相談支援に向かえるよう、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門家の協力の下、一つ一つの相談に的確に応じ、支援を進める体制づくりに努めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

子供の自立に向けて、生きる力を育む教育を推進するとともに、学校や家庭、地域とのつながりを深め、地域全体の教育力の向上を目指します。地域の伝統文化を生かし、郷土を愛する心を育て、安心・安全で質の高い教育を支える環境を整備してまいります。

小・中学校の環境整備を計画的に進めます。新年度は、小・中学校の特別教室にエアコンを設置し、全教室設置を完了します。児童・生徒の皆さんが学校で快適に過ごせるよう、努めてまいります。

発達障がい児の早期発見・早期支援を進めるため、特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒について、関係部署・機関と連携して、細やかな対応と、子供たちの将来の自立を目指したサポートを強化してまいります。また、精神保健福祉士や臨床心理士、療育コーディネーターなどの専門職と共に、各園への巡回訪問、発達支援教室パステルの開催など、障がいがあっても社会で自立できるよう、引き続き支援をしてまいります。

さらに、令和3年度には、今まで須坂小学校に通って専門的な指導を受けていたことばの教室のサテライト教室を栗ガ丘小学校内に開設してまいります。

不登校や不登校ぎみの児童・生徒が増えることへの対応として、引き続き中学校に不登校対策生活支援員3名を配置するとともに、専門の知識をお持ちの皆さんにご協力をいただき、積極的に学校現場やご家庭に出向いて、児童・生徒や保護者の悩みや相談に応じるなど、様々な課題の解決のために必要な支援をしてまいります。また、学校でも家庭でもない児童・生徒の居場所となる中間教室の取組も進めてまいります。

6年目を迎える幼保小中一体となった小布施学園コミュニティスクールは、各運営委員会が課題に対する議論を深め、実践を重ねることで、開かれた園・学校づくりに取り組んできました。今後、より一層、町民の皆さんのご意見やご要望を反映し、地域と一体となった保育・教育の実現を目指すとともに、園や学校を中心とした新たな地域づくりを展開してまいります。

生涯学習の領域では、少子高齢化が進む社会の変化に対応するために、生涯学習、公民館の在り方を原点から見直し、人生100年時代にふさわしい多様なプログラムの提供を目指すため、生涯学習基本構想の見直しを行います。

また、働き方改革など社会情勢の変化を踏まえた地域スポーツ体制の見直しを行い、中学校部活動の地域スポーツ活動への移行も見据えながら、今後の地域スポーツについて、団体関係者による協議の場を設け、検討を進めてまいります。

おぶせ能は、能楽師の佐野 登先生のご協力をいただき、実行委員の皆さんの主体的な取組による公演を予定しています。町といたしましては、第7回目となります公演を引き続き支援し、町民の皆さんにもご理解やご協力をいただき、伝統芸能としての定着化に努めてまいります。

築40年が経過し、老朽化が懸念されていたトレーニングセンターについては、屋根どい防水改修、内部壁改修、照明LED化、トイレ洋式化など大規模改修工事を行います。

歴史民俗資料館は、民具資料の展示だけでなく、小布施の歴史と文化が一目で分かるよう、展示室ごとにテーマを設け、企画展示など充実させるため、模様替えを行います。

大島出身の競歩選手である荒井広宙さんには、本年開催される東京オリンピックへの出場とメダルの獲得に多くの町民の皆さんが期待を寄せているところであり、町も、より一層の応援をしてまいります。

人権政策・人権同和教育の推進につきましては、引き続き、町民の皆さんお一人お一人が

人権感覚をお持ちいただき、部落差別をはじめとした差別のない町を築くため、多様な人権を尊重する学習講座を企画し、区民人権学習会を全地区で開催するように努めてまいります。

次に、本会議に上程いたします議案について申し上げます。

提案いたします議案は、一部改正条例7件、令和3年度一般会計及び特別会計等予算7件、令和2年度一般会計及び特別会計等補正予算5件、指定管理者の指定について1件、長野広域連合規約の変更1件、長野市及び小布施町における連携中枢都市圏に係る連携協約の変更1件の計22件であります。

最初に、条例について概要を申し上げます。

小布施町組織条例の一部を改正する条例は、行政改革と財政改革を一体的に推進していくため、組織の見直しを行うものです。

小布施町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、小布施町総合体育館の位置について、大日堂土地区画整理事業中に建設したことにより、仮換地番号を地番として条例化し、正式な地番が振られた後にも修正がなされていなかったことから、今回、地番の修正をするものであります。

小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例は、長野県の行う福祉医療費給付事業の見直しにより、令和3年8月から全県で、中学卒業までの柔道整復施術療養費の現物給付方式が導入されること及び精神障がい者2級の補助対象範囲の拡大が行われることに伴い、所要の条文整備をするものです。

小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、同法附則第1条の2が削除されたため、改正前の同法附則第1条の2に規定されていた新型コロナウイルス感染症の定義と同様の定義に条文整備するものです。

小布施町介護保険条例の一部を改正する条例は、3年ごとに行われる介護保険事業計画の改定に合わせ、保険給付の動向を踏まえ、介護保険料の額を見直すこととされていることから、保険料額を改めるものです。

小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び小布施町指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、虐待の防止、災害等に対応した業務継続計画の策定と、町の関係する条例において、所要の条文整備を行うものです。

次に、予算についてご説明申し上げます。

令和3年度の一般会計の予算規模は52億2,500万円で、令和2年度当初予算に比べ7.2%の増となっています。

歳入について申し上げます。

町税のうち町民税については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を考慮し、個人町民税は前年度比4.1%、1,933万1,000円減の4億5,363万2,000円を見込み、法人町民税は前年度比37.1%、1,463万7,000円減の2,477万7,000円を見込みました。

固定資産税については、評価替えの影響と新型コロナウイルス感染症による中小事業者への減免を考慮し、前年度3.4%、1,745万4,000円減の4億8,873万4,000円を見込み、軽自動車税や町たばこ税などを加えた町税全体では、前年度比4.3%、4,763万1,000円減となる10億7,025万1,000円を見込みました。

地方交付税は、地方財政計画では5.1%増の17兆4,385億円が確保されています。令和2年度の実績も考慮し、前年度比6.6%、1億300万円増の16億7,400万円を見込んでいます。

ふるさと応援寄附金は、全国各地から多くの皆さんにお申出をいただいております。令和3年度においても2年度と同様に、町の魅力を発信し、町内の農産物等、産業振興を図る観点から、感謝特典の品目等を充実させることで、前年度当初予算よりも1億5,000万円多い5億円を見込みました。

繰入金は、前年度比34.7%、9,772万5,000円増の3億7,948万3,000円を計上いたしました。主なものは、財政調整基金繰入金1億3,700万円、小布施ふるさと応援基金繰入金2億2,677万1,000円等です。

町債の総額は、3億3,420万円を見込みました。借換債は、前年度比4,440万円増の8,820万円となっています。これを除く実質の町債発行は、前年度比0.8%、210万円減の2億4,600万円を計上しました。道路や水路の整備に伴う建設事業に係るもので9,740万円、県営農道整備事業として行う北信濃くだもの街道の路面改良に780万円を計上しております。

なお、臨時財政対策債は、令和2年度の発行予定額等を考慮し、前年度比7.1%、800万円増の1億2,100万円としております。

続いて、歳出について申し上げます。

性質別では、人件費は前年度比6.1%増の11億9,011万6,000円、扶助費は6.9%増の5億4,744万7,000円、公債費は18.6%増の3億8,073万円となっております。

普通建設事業費は、前年度比0.8%減の4億811万3,000円になっています。主なものは、橋梁補修事業に2,450万円、おぶせガイドセンター修繕事業に1,102万9,000円、中学校特別教室棟エアコン整備事業に2,934万2,000円、トレーニングセンター大規模改修事業に2,613万6,000円などが主な内訳であります。

目的別で前年度との比較を見ますと、総務費は、ふるさと納税促進事業費の増等により16.2%の増、民生費は、障がい者自立支援給付費の増等により2.9%の増、衛生費は、おぶせスタディ事業費や北信保健衛生施設組合負担金の増等により10.7%の増、農林水産業費は、ブランド戦略事業費や県営農道整備事業負担金の減等で6.3%の減、商工費は、起業者支援事業費の減等により6.2%減、土木費は、橋梁補修事業費の増等により9.5%の増、消防費は、千曲川右岸堤防水防活動工事の増等により19.8%の増、教育費は、新たに小学校、中学校の特別教室棟のエアコン設置工事を計上しましたが、小学校普通教室棟のトイレ洋式化を行う環境整備事業費の減等により2.0%の減となっております。

次に、各特別会計及び水道事業会計の令和3年度予算を申し上げます。

国民健康保険特別会計は12億1,707万2,000円、後期高齢者医療特別会計は1億6,775万1,000円、介護保険特別会計は11億1,300万円、下水道事業特別会計は4億7,844万9,000円、農業集落排水事業特別会計は1億8,218万6,000円、水道事業会計は収益的支出で1億7,684万8,000円、資本的支出で8,270万7,000円です。

なお、歳入歳出等の説明は省略させていただきます。

次に、一般会計補正予算（第13号）及び各特別会計補正予算について申し上げます。

一般会計補正予算（第13号）は、1億7,945万9,000円を追加し、補正後の予算額を76億6,696万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、障がい者の自立支援給付費の増額に伴う民生費国庫負担金965万円及び民生費県負担金482万5,000円の増、社会保障・税番号制度システム整備補助金149万6,000円、担い手確保・経営強化支援事業農林水産業費国庫補助金605万9,000円、小布施ふるさと応援寄附金1億5,000万円の増、企業版ふるさと納税寄附金3,280万円の減、小布施ふるさと応援金繰入金2,317万3,000円の増、県営土地改良事業土地改良区からの負担金1,644万円等が主なものです。

歳出の主なものは、ふるさと納税事業費で1億5,002万6,000円の増、地方創生推進事業費

で設計業務委託料1,200万円の減、市庭用地購入費900万円の減、社会保障・税番号制度システム委託料149万6,000円、参議院長野県選出議員補欠選挙費108万1,000円、介護保険特別会計繰出金366万5,000円の増、高齢者タクシー利用給付金170万円の増、障がい者の自立支援給付費が1,930万円の増、北信保健衛生施設組合負担金が302万5,000円の減、須高行政事務組合負担金が165万9,000円の減、担い手確保・経営強化支援事業補助金605万9,000円、県営畑地帯総合土地改良事業負担金2,700万円の増、予備費883万5,000円の減額などを計上しております。

国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、68万4,000円を増額し、補正後の予算額を12億5,450万7,000円に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、179万9,000円を増額し、補正後の予算額を1億6,690万1,000円に、介護保険特別会計補正予算（第5号）は、1,000万8,000円を増額し、補正後の予算額を11億4,390万5,000円に、なお、下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、繰越明許費のみの補正となります。

おぶせ交流館の指定管理者の指定は、おぶせ交流館の指定管理者を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、審査の結果、一般社団法人ハウスホクサイにすることをお諮りするものです。

長野広域連合規約の変更は、長野広域連合が運営している老人ホーム松寿荘併設の若槻デイサービス・センターの管理及び運営に関する事務を令和3年3月31日で廃止し、同じく、長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム須坂荘を令和3年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、長野広域連合規約の一部を変更し、財産処分に関する協議を行うものです。

長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結は、圏域全体の経済成長の牽引に関する取組、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組及び結びつきやネットワーク、マネジメント能力の強化に関する取組を追加するものです。

以上、令和3年度に向けた施策方針と、令和3年度予算案はじめ議案についての概略をご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

なお、3月会議最終日に、人事案件の追加提案を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で、町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 今会議において、説明のため議会へ出席要求した方の職氏名は、一覧表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元に配付の印刷物のとおりであります。あらかじめご了承願います。
直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関 悦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により

9番 大 島 孝 司 議員

10番 小 淵 晃 議員

以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（関 悦子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の議会運営に関する事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

関谷議会運営委員長。

〔議会運営委員長 関谷明生君登壇〕

○議会運営委員長（関谷明生君） 令和3年小布施町議会の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

会期につきましては、通年議会実施要綱第2条に基づき、本日から令和4年2月28日までの365日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。今定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から令和4年2月28日までの365日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は365日間と決定をいたしました。

◎審議期間の決定

○議長（関 悦子君） 日程第3、審議期間の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

関谷議会運営委員長。

〔議会運営委員長 関谷明生君登壇〕

○議会運営委員長（関谷明生君） 3月会議の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日から3月19日までの19日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。3月会議の審議期間につきましては、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、3月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。あらかじめご了承願います。

◎議案第1号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までは、条例の一部改正に関する議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第1号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第1号の説明が終わりました。

続いて、議案第2号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第2号の説明が終わりました。

続いて、議案第3号から議案第7号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 議案第3号から議案第7号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案は、お手元へ配付の議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号までは、お手元へ配付の議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎予算特別委員会の設置

○議長（関 悦子君） 日程第11、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算及び議案第9号から議案第14号までの令和3年度小布施町特別会計予算について、慎重審議を期すため、この際、議長を除く13名をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、予算特別委員会を設置することに決定をいたしました。

◎予算特別委員会委員の選任

○議長（関 悦子君） 日程第12、予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

寺 島 弘 樹 議員	水 野 貴 雄 議員	関 良 幸 議員
竹 内 淳 子 議員	中 村 雅 代 議員	福 島 浩 洋 議員
小 林 一 広 議員	小 西 和 実 議員	大 島 孝 司 議員
小 淵 晃 議員	関 谷 明 生 議員	渡 辺 建 次 議員
小 林 正 子 議員		

以上13名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました13名の議員を予算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました13名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） 日程第13、議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

中條財務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第8号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は予算特別委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第9号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第14、議案第9号から日程第19、議案第14号までは、特別会計予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

これを一括議題といたします。

最初に、議案第9号から議案第11号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第9号から議案第11号までについての説明が終わりました。

説明の途中ではありますけれども、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

なお、再開は午後1時を予定しておりますけれども、放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号から議案第14号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第12号から議案第14号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号から議案第14号までは、予算特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第8号から議案第14号までは予算特別委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） 日程第20、議案第15号 令和2年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

中條財務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第15号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は総務産業常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第16号～議案第19号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第21、議案第16号から日程第24、議案第19号までは、特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

これを一括議題といたします。

最初に、議案第16号から議案第18号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第16号から議案第18号についての説明が終わりました。

続いて、議案第19号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第16号から議案第19号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号から議案第19号までは、議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第16号から議案第19号までは、議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） 日程第25、議案第20号 おぶせ交流館の指定管理者についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

須藤企画政策課長。

[提案理由説明]

○議長（関 悦子君） 議案第20号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対しては質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は総務産業常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第21号及び議案第22号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第26、議案第21号及び日程第27、議案第22号までは、長野広域連合規約に関する議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（関 悦子君） 一括議題といたします。

議案第21号及び議案第22号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須藤企画政策課長。

[提案理由説明]

○議長（関 悦子君） 議案第21号及び議案第22号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号及び議案第22号は、議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第21号及び議案第22号は総務産業常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 悦子君） 日程第28、議案第23号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

須藤企画政策課長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で、議案第23号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めて互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

令和3年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月4日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君

建設水道課長 林 信 廣 君 教育次長 藤 沢 憲 一 君
補 佐

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会議務局長 山 崎 博 雄 書 記 柰 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元の印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元配付の印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので報告をいたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 最初に、8番、小西和実議員。

〔8番 小西和実君登壇〕

○8番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして2点質問させていただきます。

まず、1点目についてなんですが、町内行事やイベント開催の自粛の徹底をということで1問質問させていただきます。

昨年の11月に入ってからコロナウイルスへの感染が急速に拡大して、過去最高を更新しておりました。感染者数の増加状況を見れば、明らかに第3波を迎えている状況であったというところで、今後まだ第4波が拡大していくということもなきにしもあらずというのが今年の流れであると思われまます。この感染の拡大を一旦抑え込めても、ワクチン接種によって集団免疫を獲得するまでは感染が広がると言われており、これまで同様に注意が必要であると言われております。

これについては、WHOの感染拡大の担当の方の発言からも、今年の中で年末までに終息するという見方は時期尚早であり、かつ甘い考えであるということを述べておりますので、やはり来年まで続くというのが基本的な認識として専門家の皆さんの中では世界的に共通しているのと考えております。

その中で、このワクチンについても当初の予定よりも全国配布のペースが遅れることがある程度判明しておりまして、その中で優先度の高い高齢者の皆さんであっても、6月末まではかかると。それから一般の方が受けられるということで、非常に長いスパンの中なんです、非常に不確定な接種計画になっているというのが現状であります。全てが計画どおりにうまく進むということはありません、初めてのことでありますので、世界的に初めてのことでありますので、あり得ないということもありまして、実際に国民全体の接種を行っている中でも数々の問題、遅延等が発生するということが考えられます。そういった中で、社会全体が以前のような生活を送るのは、やはり先ほども申し上げましたが、早くても1年以上先であるというのが通説となっております。

そんな中で、この小布施も、町民の皆さんがいつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況が当面続くということが考えられます。小布施町でも当然のことですが、これまでに4名の感染者が出るという事態になっておりまして、これは比較的ほかの自治体と比べて非常に少ない感染者数でありまして、行政の皆さんや町民の皆さんの努力が結果となって表れていると思います。

そんな中で、例年行われている町が主催、もしくは後援の町内行事であったり、イベントの開催について、町民の方々から非常に不安を感じているという声を多くちょうだいしております。特に町外から人を集めてしまう行事やイベントについて、開催の中止を希望されるということをお声をいただいております。最近ですと、小布施ミニマラソンについて実行委員会から、今年7月の開催中止が発表されました。2年連続の中止ということで、関係者の皆様はご判断に大変苦勞されたと思いますし、苦渋の選択であったと推察いたします。しかし

ながら、ほかの自治体でも広く人を集めてしまう、同じようなマラソンであったりとか、お祭りであったりという行事は、この先のものについても多くが中止または延期とされておりまして、これは現状の世論の表れであると思われまます。

小布施町の経済や交流も大切ですが、町民の健康、そして命、そして少しでも安心安全に生活のできる環境を整えることが最優先されるべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。今後も継続して町内行事やイベントの自粛を徹底していくべきではないでしょうか。

ただしというところなんです、これは民間主催のものは、民間独自の、当然基準で、あるいは自主的な自己判断、自己決定でやっていらっしゃると思いますので、そこではなくて、最初にお話ししたんですけれども、小布施町の主催であったり、あるいは強く後援している、実際には関わっているような行事ということで限定しておりますので、小布施町としての取組ということで質問しております。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、最初の答弁ということで、私のほうから小西議員への質問の回答をさせていただきたいと思ひます。

特に私のほうから、町内行事やイベント開催の開催判断に係る総括的な部分でのお答えをさせていただきたいと思ひます。

昨年3月、ちょうど1年前になりますが、3月以降に第1波と呼ばれる新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大が起きてから、町ではその時々々の感染状況や国や県の対応状況、指針等を踏まえながら、町主催行事や町内で開催される行事等についての指針というものを逐一作成しまして、町内の皆様へはお知らせという形で全戸配布を行ってまいりました。こちらに関しては現在まで10回配布を行っております。また、町民運動会をはじめとする公民館行事や防災訓練等の町主催事業につきましても、各自治会の皆様にご参加、ご協力をいただくイベントになりますので、こういったものは自治会長の皆さんをはじめとする地域の代表者の皆様にご意見を丁寧に伺いながら、必要であれば中止や延期という判断をその時々に行ってきたというような状況になります。

議員ご指摘のとおり、町でも多くの町民の皆様がこの感染症に対する不安な気持ちを抱いていることというのは町としても認識をしております。また、住民の命や健康を守るために、

こういった感染防止対策に向けた対策の徹底というものが何よりも優先課題であるというふうに考えております。

しかしながら、飲食店をはじめとして町の雇用や地域経済を支えていただいている町内事業者の皆様は、コロナ禍の中で大変厳しい状況に置かれておりますし、こういった感染状況を踏まえながら可能な限り地域経済の活性化に向けた施策であったり、取組を同時並行で進めていくことも必要であるというふうに認識をしております。

また、経済活動だけではなく議員がご指摘されている町内の行事であったり、イベント等についても、これは人と人との交流の場であるという中で、町民の皆様の精神的、また身体的な健康維持、生きがいづくり、そういったものに欠かせない事業でもある、そういった重要な役割を担っているというふうにも考えております。

町では、そういった認識の下、町主催のイベントや行事に関して、一律での自粛や中止というものをを行うのではなく、感染の状況を踏まえながら、できる限り町内行事やイベント等についても実施ができるような可能性というものを検討していきたいというふうに考えております。

ただし、特に公民館行事をはじめとしまして、町主催のもので多くの町民の皆さんに町から参加をお願いするような行事につきましては、感染状況に不安を抱いている方への配慮というものを徹底するとともに、事前にこれまでどおり自治会等への相談というものを丁寧に行いながら、実施の可否について個別具体的に検討して判断していくということで考えております。

私からは以上になります。

○議長（関 悦子君） 小西議員。

○8番（小西和実君） では、答弁いただいた内容に基づいて再質問させていただきます。

今言っていた中でなんですが、2番目、次の質問の中に組み込んであるものが、ちょうど雇用であったり、経済対策というところなんですけれども、それとこのイベントと行事というものは、また文脈として同一のものではないと考えております。基本的に、私のお話しさせていただいた内容は、地域経済、つまりイベントや行事がそのまま地域経済にどれほど効果を及ぼすかということ、それほど及ぼさないであろうということなんです。例えばこの時期に、時間を使いたくないので長い説明できないのですが、例えば冠婚葬祭であったり、当然卒業式、入学式の際のものだったりということで、暑気払いであったり、歓送迎会であったり、そういうものがやはり地域の経済を回していたりするわけですね。それとこ

のイベント、行事をやる、やらないに応じて、例えば地域内の消費が増えるかということ、イベントで増えるものはそういうものではなくて、実態として多くないだろうなということで考慮していません。統計を出して今すぐ答えることができないのですけれども、地域の中で、経済の中でのインパクトはそれほど大きくないだろうなと想定しております。そういう中で、1つどうつながりを考えていらっしゃるのかなというところを思うんですが、1つ目はそれです。

もう1つは、イベントと行事が健康の維持であったりとか、人と人との交流であるということをおっしゃるわけですが、私たちの立場では、町外のことを取りあえず考えていないので、町民の皆さんの福祉の向上について考えております。そういう中では、イベント、行事をやって、危険に町民の方をさらすというよりは、今ある地域の中である日々の活動でこういった健康の維持や生きがいつくりというものは続けていくものでありまして、そういう活動は地道に地域の皆さん、町民の皆さん、やっていたらいいわけです。

そういう中で、あえて町内の行事やイベントが必要であるというのが、つまり健康維持や生きがいつくりが必要という意味が少し分からないので、それはもう少し詳しく教えていただけたらと思うのですが、これは2点目です。

3点目は、特段、公民館の事業について申し上げたいわけではないんですけれども、今、公民館のお話がありまして、一般論として、町から参加をお願いすることには、非常に強制力があるわけですね。そうすると、やっぱり呼びかけたことに対する責任が生じてしまうわけで、万が一それで、極端な話、それでコロナにかかってお亡くなりになってしまったという場合に、こういったことをしていただいた場合に、やはりそこには責任がある。所属の長の方に責任があるのか、極端な話、町長にまで責任が及んでしまうのか分からないんですけれども、そのあたりの責任の所在であったりとか、責任の取り方みたいなものはある程度明確に確保されていらっしゃるか。その覚悟があつてやるのでは、まだ分かるんですけれども、簡単に他人事のようにやっていただくのは非常に危険なのかなと思っております。それが他人事と思っていないと思うんですが、やはり組織としては、なかなかあいまいになってしまう。そのあたり、どう責任の所在について考えていらっしゃるかという3点、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問ありがとうございます。

議員の質問では3点ということだったと思いますが、まず1点目、雇用とイベントの関係

性という雇用維持であったりとか、経済活性化とイベントの関係性というところは、これは町としてもイベントや行事の開催等、そういった経済対策、経済、雇用の維持というようなものは別物として捉えております。当然、実際には別物ではなくて、議員おっしゃるとおり、そういった卒業式であったり、懇親会というものが地域の飲食店の大きな経済活性化につながるという部分はあるとは思いますが、そのイベント、行事というものと雇用、経済の活性化というものを直接的に結びつけているわけではないというのが町としての基本的な考え方というふうに思っております。それが1点目についてです。

2点目については、そういった中で、あえてイベントや、そういった行事といったものをなぜ行うのかというようなところについてですが、議員ご指摘のとおり住民の皆さん、日々、例えば日常的な生活の中、活動の中でご自身で生きがいがづくりというものをやられている方々も当然多いというふうに思いますが、イベントや行事というふうにひとくくりにしたときに、その中でもかなりいろいろなレイヤーがあって、例えば健康福祉課のほうでやっているような福祉的な町内の、例えばお茶飲みサロンのようなイベント、これもイベントや行事だと思いたうんですけれども、そういったものに関しては、かなり日常的な生活に密着したイベントでありますし、こういったものも一律で中止していくと、なかなか日々の生活の生きがいというものの機会を奪っていくようなことにもなるというふうに思っています。

ですので、そういったイベント、行事の中でも一つ一つ個別、具体的に判断しながら、これはやはり住民の皆さんの健康づくり、生きがいがづくりに必要だというものに関しては、一律に判断するのではなくて、しっかりと検討していくと、そういった趣旨の回答になります。

また、3点目ですが、一般論としてこういった強制力があるし、お願いをするようなものに関して、責任の所在がどこにあるのかというようなお話だったかなと思いますが、これも一般論での返答になってしまうわけですが、議員おっしゃるとおり特に自治会の皆さんに出席をお願いするようなイベント、例えば私の管轄する部門では例えば防災訓練等がありますけれども、そういったものに関してはおっしゃるとおり一度開催される、また参加をお願いするということになれば、かなり自治会の役員の皆さんであったりとか、そういったところにもある程度負担がいく、また断りづらいというふうな部分も出てきてしまうようなイベントだというふうに認識をしております。ですので、そういったものに関しては、準備期間というものを踏まえながら、しっかりと自治会長をはじめ役員の皆さんと丁寧に対話をしまして、今、住民の皆さんがどのような状況にあるのか、住民の希望はどういうところにあるのかということ踏まえた上で、開催の可否であるとか、希望というものを踏まえて実

施の可否を判断していくということで、こちらも引き続き1年以上前から丁寧にこういった対応をさせていただいているというふうに認識をしております。

それでもなお、実施をするという判断に至って開催をして、万が一、そういった感染事案が発生をしたというようなこともないわけではないというふうに思います。ただし、その場合においては、基本的な感染対策というものを徹底して、当然、町にはイベントの開催の中で、安全配慮義務というものがありますので、その安全にイベントが行われるような配慮を徹底した上で開催をすると。ただし、これは最終的にリスクをゼロにすることはできませんので、それは一定程度の感染対策をしっかりと行った上で、もしそういった事案が発生してしまった場合というものは、これはそういった安全配慮義務の考え方の中で言えば、町がそういった責任が取れるというものではないというふうに考えております。

ですので、こういった部分も含めて自治会の皆様、住民の皆様には、参加していただく皆さんには、そういったリスクもあるということを前提に参加をしていただく必要があるというふうに認識をしております。

私のほうからは以上です。

○議長（関悦子君） 小西議員。

○8番（小西和実君） 再質問の答弁、いただいた内容について再々質問させていただきます。

1つ目のところで、先ほどお話しいただいた答弁の中では、結局、要旨としてのところで、町の雇用や経済は厳しい状況にあり、というところから感染の状況を見てという理由で、可能な限り経済の活性化に向けた取組の必要があるんだというところがあるわけですが、結局、イベントと経済の関連性はないということで、いただいている答弁の中では、基本的に流れとしては誤っていたということでもいいですか。説明が難しいのですみません。

感染の拡大防止の対策の徹底が必要であるんだけど、経済が厳しい状況にあるので、活性化に向けた取組をしていく必要があると言われてますね。その内容がイベントや行事であるという趣旨であるような答弁をいただいていたわけですが、そのあたり、どうなのかというところです。先ほど答弁いただいた内容が適切であったかということ伺っています。

もう1点あるんですけど、もう1つは、先ほどの最後のところなんですけれども、誰も結局責任が取れないというところでは、やはりもう少し、リスクの説明自体もう少ししていただくべきかなというところだと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょう。結局、コロナが悪いというところでは、理事者の皆さんだったりとか、あるいは担当の部署の方で

あったりとか、当然町民の方に責任があるわけではないわけで、誰もそれについて傷ついていただくというのは、とてもよくないことなんですね。そういった意味では、事前にお互いが注意をして、まさかの事態にならないということを徹底していくべきだなということ、戒めを思っているわけですがけれども、そのあたり、今も現状どのように説明されているかも含めてなんですけれども、今後どう考えていらっしゃるかというところです。

1 問目のほうは分かりにくいので、訂正というか、お答えいただかなくて大丈夫です。こちらだけお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 再質問にお答えさせていただきます。

1 点目に関しましては省略でよろしいですかね。承知しました。

1 点目については、また後段の質問のほうでお答えさせていただきます。繰り返しになりますが、一応ご質問いただいたので、イベントと経済の関係というのは、もちろんあるとは思いますが、それとこれとは別のもので切り離して考えているということと、私の答弁の中ではそれを関連づけて答弁したものではありませんので、そこはご理解いただけたらというふうに思っております。

2 点目のそういったリスク等に関する説明ということだと思えますけれども、これに関しては、一つ一つの行事の、例えば自治会長の皆さんに集まっていただいて、開催の可否を判断するときに、当然そういったリスクをゼロにできないということは、私たちからも、もちろん説明をすることもありますが、住民の皆さんから、それはやっぱり最終的にはなかなか難しいのではないのかということでご意見をいただきながら、一緒になって議論をしていくという形で実施をしております。

ですので、当然そういった状況があるということも住民の皆さん、理解をしていただいた上で開催の可否を判断をしていくというような、そういった状況にあるというふうに思っておりますので、当然そういったリスク等のことは、もしそういった言及がない中で話がどんどん進んでいってしまう状況であれば、行政のほうからもそういったことはまた言及させていただいて、判断していただきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（関 悦子君） 小西議員。

○8 番（小西和実君） それでは、2 問目に移らせていただきます。

コロナへの経済対策の効果についてということで質問させていただきます。

先ほどの質問では、町内のコロナの感染防止という観点から質問させていただきましたが、それについて町内の経済対策について質問させていただきます。

小布施町においては、一昨年の台風19号発生により生じたスマートインターや新幹線の冠水などの物理的な被害、マスコミ報道によるイメージダウンなどもあり、一昨年10月から既に町内の観光向け小売業、宿泊業、飲食業などにも影響が出ておりました。

そこに新型コロナウイルス感染拡大による4月の非常事態宣言の発令などから人の流れが再びなくなりました。町内事業者の皆さんの書き入れどきであるゴールデンウィークも自粛の要請もあり生かすことができない状況であったと思われれます。非常事態宣言解除後も今日に至るまで新型コロナウイルスの影響は大きく、観光向け小売業、宿泊業、飲食業などの町内事業者の売上げは対前年比で、時期によっては3割程度の売上げにとどまるところも多数あったと伺っております。町内事業者の皆さんにとって厳しい状況が一昨年の10月からほぼ1年半ほど続いているのが現状となっております。

そんな中で、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、小布施町ではプレミアム商品券の発売やリフォーム工事補助事業などの第一弾、第二弾を含め、そのほかにも多数の対策を行いました。その経済対策の効果と今後の経済対策の必要性についてどう考えているかということで質問していきたいわけですが、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、直近では小布施町スーパープレミアム商品券など商工業者の支援を前回の施策を改善して第二弾として行っておりましたが、現段階でのこれらの施策の効果としてどのように状況把握しているのか伺います。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小西議員のコロナ対策の効果についてということで回答申し上げます。

昨年1月中旬に日本におきまして新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されて1年1か月余りとなります。この間、感染の拡大と収束に伴う経済対策を繰り返しまして、現在は、議員もお話しがありましたとおり第3波の収束に向けて、東京1都3県には緊急事態宣言が3月7日までの予定で発令されております。感染予防は人と人との接触を極力少なくすることでありまして、対策といたしまして自宅での勤務、飲食店の営業時間の短縮等々要請されたわけでありましたが、人の行動の制限というのは経済活動に大きな打撃となりました。

このため国では、新型コロナウイルス感染拡大防止や経済活動支援のため、地方創生臨時

交付金を自治体に交付いたしておきまして、当町におきましてもこの交付金を活用いたしまして、各種経済対策等に取り組んできております。

ご質問にあります経済対策について申し上げますと、この事業者皆さんへの支援ということになりますが、考え方といたしまして大きく2つに分けるといふふうに考えております。

1つは、事業者の皆さんへの直接的な支援となりまして、新型コロナウイルス拡大防止協力金、町が行ってきた事業であります。あと家賃補助事業、テークアウト・デリバリーの支援事業、事業継続支援金、また売上げ減によりまして事業者の皆さんが借り入れた運転資金に係る保証料や利子補給金でございます。

また、もう1つは、いわゆる間接的な支援になりますが、町民の皆さんによる消費の喚起を目的といたしましたプレミアム商品券の発行と住宅リフォーム等の補助金であります。

個別に概要を申し上げますと、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、令和2年4月24日から5月6日まで、昨年ですが、全期間休業した施設や店舗等に県が20万円、町が10万円、合わせて30万円をお支払いさせていただきました。町内におきましては47店舗が対象でありました。

家賃補助につきましては、3か月分ですか、家賃の3分の1、20万円を限度に交付いたしまして、第1回目は昨年の3月から5月を対象に、第2回目は6月から8月を対象に6か月間実施いたしました。申請件数につきましては、2回合わせて82件、交付金額は728万8,000円となりました。実質的な利用された店舗の数は54店舗であります。

テークアウト支援事業につきましては、店舗のメニュー紹介のチラシやトレーの購入等々に対する費用が補助対象でありまして、10万円を限度に6月30日までの事業を対象期間として実施いたしました。申請件数は11件、金額は83万1,000円となりました。

事業継続支援金につきましては、雇用調整助成金の交付を受けた事業者への給料以外の継続的な水光熱費等の支援を目的に行いまして、雇用調整助成金総額の20%を支給したものであります。件数は25件、支給額は2,034万9,000円となっております。

次に、運転資金に係る保証料と補給金であります。2月末日現在の見込みで保証料が16件で1,171万8,000円、利子補給が13件で458万5,000円、合わせて1,630万3,000円となっております。

プレミアム付商品券につきましては、ご存じのとおり第1回目を12月31日までを期限に行いまして、1万3,000円の商品券を1万円で5,000セット販売いたしました。この利用率については99.7%であります。第2回目は、いわゆるスーパープレミアム商品券といたしまして、

プレミアム率を上げまして1万5,000円の商品券を1万円で1万セット販売いたしました。使用期限につきましては今年2月28日まででありまして、現在までの回収率は90.4%であります。最終的な利用率は第1回目と同じく99%台に達すると見込んでおります。2回のプレミアム商品券の発行総額は2億1,500万円となります。商品券、この発行総額の仮に30%ほどが商品券の使用とともに支出されたと考えますと、その金額につきましては6,500万円ほどになります。この場合、先ほどの発行総額と合わせますと約3億円近い経済効果があったのではないかと推測をしております。

住宅リフォーム補助金につきましては、令和3年、今年の2月28日を事業実施期限として行いました。補助金はリフォーム等の費用の20%、限度額は20万円でありまして、町が直接業者の方に支払う仕組みといたしました。2月28日現在で226件の申請がありまして、補助金総額は2,942万4,000円となっております。工事を実施した町内の事業者数は38となっております。町内建設業に関わる事業者の受注機会の拡大の牽引の役割を果たしたものと考えております。

なお、この補助金の対象となった事業費の総額は2億4,377万円でありまして、経済効果が非常に大きかったものと考えております。

事業者への直接的な支援、これについての経済効果を検証することはなかなか難しいわけですが、例えば先ほど申しあげました家賃につきましては、国もこの家賃の3分の2、6か月を対象に支給しております。町の家賃は、先ほど申しあげましたとおり3分の1でありまして、1回目と2回目を合わせて6か月でありますので、上限があるわけですが、家賃の金額によりましては事業者の皆さんの令和2年中の家賃の半分を国と町の支援で補填できたと考えております。また、事業継続補助金につきましては、支援金につきましては、雇用調整助成金の20%を支給するものでありまして、先ほど申しあげましたとおり基本的には給与等以外のものを対象とするものですが、仮に、非常に去年、お客さんが来なくて休んだと思われる、昨年4月から9月までの5か月間の休業期間について、この事業の雇用助成金の支給があった場合、この助成金20%というのは1か月分の助成金に該当するわけでございます。この場合、各企業が従業員の方に期末手当等支給した場合、1か月分相当のそういった手当としての役割を果たせたかと思っております。

令和3年度、今後でございますが、地方創生臨時交付金として9,324万8,000円が交付される見込みであります。この交付金を活用した事業については、新たに3年度また補正予算等で皆さんにお諮りしていくわけですが、国から交付金の基本的な使途、活用の仕方に

ついて、今のところ示されておられません。今まではご存じのとおり感染症対策や経済対策、また新型コロナウイルス感染症対策におけるデジタル化等に、その対象でありました。感染拡大と営業時間短縮に伴う飲食店等、売上げが相変わらず減となっておりますので、令和3年度のこの補助金につきましても、経済対策については、その用途として認められるものと考えております。

具体的なその支援策については、今後策定をしていく予定であります。策定に当たりましては、今までの経済対策の効果や成果を検証するため、事業者の皆さんの現状や意見、要望を把握したいと考えておりました、商工会とも相談させていただきまして、時期等も最も効果的な時期を踏まえまして、経済支援策についての調査、アンケート等を実施して、どんなご要望があるか、どんなご意見があるかを把握したいと考えております。

新型コロナウイルスの感染の終息がはっきりしない中、いつ、どのような経済対策を行うのが最も効果的であるのか、また年度内の国のGOTO事業等々、あるいは長野県が行う経済対策支援事業等の動向も踏まえながら、効果的な経済対策を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 小西和実議員。

○8番（小西和実君） 答弁いただいた内容に基づきまして再質問させていただきます。

お話しですと9,324万8,000円が令和3年度分の臨時交付金として予算の使えるのではないかということがあるということで、非常にありがたいことであると思っております。その中で、アンケート等を使っていろいろと情報収集してやっていただくというお話をいただいたんですが、アンケートの内容が割と雑駁、失礼な言い方、ちょっと大きめな形になっていて、非常に細かく、なかなか集約するデータが取れないようなアンケートであったのではないかと、アンケートそのものを見たときに感じておりましたので、ヒアリングするまではいかないかもしれないんですけども、もう少し細かく事業者の皆さんのご意見をいただけるような形で、ぜひ情報収集もしていただけたらと思っております。

そんな中で、これまでリフォームであったりとか、雇用調整助成金であったりとか、割と大きめな事業者さんの対応、大きい金額が動くところが結構、厚めにやっていただいたと思うんですけども、そこを町民の方から聞いていると、やっぱり10人以下、5人以下の小規模の事業者さんが非常になかなか、補助が回ってこないというか、全体の手薄になっているみたいなことを伺うわけです。なので、町の中にいろいろな事業者さんがいるわけですけれ

ども、これまでのところも非常に助かったところはあると思いますし、非常に検討していただいて、今できる中で最大限うまくやっただけだと思っておりますが、今申し上げたように5人以下、10人以下という小規模な事業者さんがやはりいろいろと手薄になっているのではないかとこのことをいただくわけですが、そういったところを、なかなか手が回らないところがあると思っておりますけれども、ぜひやっただけだということをおっしゃいます。そういう小さい事業者さんの場合は、本当に早くやっているようなところもあるわけで、そういったところは単純に事業者というだけではなくて、町内にお住まいの町民の方でもあるわけで、今まで当然やっっていないという話ではないんですけれども、さらにより、そのあたりにも目を配っていただきたいということを、全体として私は把握しておりますので、ぜひその辺を検討いただきたいわけですが、今後の見通し含めて、そこら辺どうお考えか、ご答弁いただければと思います。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再質問にお答えを申し上げます。

最初のアンケートにつきましては、今、自分の手元にもありまして、いろいろな現在の経営状況についてお聞きしたり、今困っていることは何かとか、あるいはいろいろな国の支援金を活用されているとか、そういったアンケートを取ってきております。今、ご指摘のございます点も踏まえまして、よりこれから町が行う支援策に反映できるものを、また商工会さんと相談させていただいて、1回やっておりますので、そこを基に、より改善をしていきたいと考えております。

2番目の小規模な事業者さんの意向というか、そういった方への支援ということになります。商工会を通じて行いますので、やはり商工会に入っている方に対するアンケート等にはなってきますが、おおむねお聞きすると470とか500近い事業者さんがあります。そういった方々のアンケートによる意向調査ですとか、そこの希望も把握したいと思っておりますし、入っていない方についても何らかの形でそういった意見、要望等が把握できればと思っております。どうしても、今までやってきましたと、一律の給付金というのが、国ですと事業継続の持続化給付金とか事業継続支援金とかあるんですが、なかなか一律に行う給付金というのは数が多いと、例えば仮に400とか500ありますと、一律に例えば20万円やってしまうとそれで1億円近く終わってしまう可能性がありますので、そういったところもどういう事業者規模の方に、こういった支援をしていくのがいいのか、あるいは今後の経済状況にもよりますが、大規模な店舗等もあるわけですが、小布施町の場合、そんなに1,000人、2,000人はないんですが、だ

から個別な事業形態に応じた効果的な支援策、またいろいろなものを検討しながら策定して
いきたいと思ひます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、福島浩洋議員。

〔6番 福島浩洋君登壇〕

○6番（福島浩洋君） おはようございます。

通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

最初に、桜井新町長におかれるこれからの町政運営についてを質問いたします。

桜井新町長は、今まで地元地場産業における企業の経営に携わり、役職では小布施町文化
観光協会協会長、小布施町商工会商工会長などを務められ、多方面から小布施町の発展のた
めに尽力された実績から、本年の1月22日に新しく小布施町長としてご就任されました。当
選の榮に浴し、誠におめでとうござひます。今後は、新たな小布施町の指導役としてご苦勞
を推察する中で、町政のトップとしてご活躍を大きく期待するものであります。

町長に就任するに当たる公約の中で、「次の小布施へ」と題して決意を述べておられます。
その中身は、町政を行う指針として、「繋ぐ・整える・育む」、3つの柱を述べられていま
す。町長はこの小布施町に生まれ育ち、多くの町民や町を訪れる方々の交流を通じた経験の
中で、小布施町のすばらしさは他者に対する開放性、他地域から来る人たちへの温かな心遣
い、押しつけ感のないおもてなし、若者のむちゃを苦笑いしながらも受け入れる懐の深さと
述べています。さらに、共存の大切さを知り、協働することでさらに豊かな未来を築けるこ
とを知っている本当にすばらしい町であるとも言っておられます。

そこで、桜井新町長の門出に伴い、町民とともに歩むまちづくりについての質問をいたし
ます。

1つ、桜井町政として行う3つの柱、「繋ぐ・整える・育む」の指針をそれぞれの柱ごと
に具体的な内容を町民へのメッセージと町民とともに歩むまちづくりの思ひをお聞かせくだ
さい。

2つ目、3つの柱を桜井町政として進めるには、町民一人一人の理解と協力が必要と考えます。また、これからの時代を担う若者の声へ耳を傾け、また町外で小布施町の交流を大事に思っただいている方々のつながりは、小布施町の発展には大事なことと考えます。町民の皆さんはもちろんのこと、若者を含めた町外に住んでおられる方々の協力は必須であると思います。また、町内には27自治会がありますが、農村部を含めそれぞれの地域の中で組織される地区ごとの協力は大切なことではありますが、今後どのように考えて進めていかれるのかお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

福島議員のご質問にお答えいたします。

機会をいただきまして身の引き締まる思いでございます。

私は自身の公約の中で、「繋ぐ・整える・育む」の3本の柱を立てました。その前提といたしまして、この小布施町にはすばらしい地域性、それから精神性があるということ、そして前町長、市村良三氏が行ってきた町政の中でまき続けてきた種、芽を出した成果がございます。それらを生かし、さらにすばらしい町へ育てることが私の使命だと思っております。

「繋ぐ」についてご説明いたします。

小布施町には、高品質で、本当においしい野菜や果物がございます。また、栗を筆頭にそれらを生かした食品の加工業者がございます。しかしながら、小布施ブランドの高品質の農作物の全て、認知されているかというとまだまだ不十分ではないかというふうに考えております。高品質の農作物を小布施ブランドとして定着させるために、商業者との連携を強化し、安全でおいしい農作物、そしてそれを味わえる町としての小布施町にしたいと考えております。そして、この小布施町の近隣にはすばらしい財産を持った市町村がございます。小布施町と同じようにおいしい果物が収穫され、また蔵などの歴史的な遺産を持つ須坂市、温泉やウインタースポーツ施設を持つ高山村、ウインタースポーツ、地獄谷野猿公苑、温泉街等、たくさんのコンテンツを持つ山ノ内町、千曲川水域の防災面で協力体制を取る中野市、それから善光寺のある長野市などと連携することにより、さらに地域の魅力づくりを進めることができると考えております。

とはいえ、小布施町の中だけ、小布施町とその周辺を見ても、どうしても視野が狭くなってしまいう気になります。若者会議、HLABなど若い視点を生かし、また町内の若者の活動

力を生かし、多面的な企画、提案、実行をしていただきたいと思いますと考えております。

新しい発想を柔軟に受け入れるために、また小布施町に住む人たちの声を柔軟に受け入れるためにも、この小布施町役場の柔軟性も求められます。部署を越えた有機的な組織づくりも必須であります。

「整える」についてご説明をいたします。

安心して暮らせること、まさしくこれこそが全ての皆様の願いであろうというふうに思います。一昨年の台風19号による水害、昨年からいまだ終息を見せない新型コロナウイルス感染など、かつて経験したことのない危機に見舞われております。堤防のかさ上げ、防災組織の編成などの防災環境を整えることがまずは急務だと考えております。また、通常の生活の中での安全も同じように大切です。

例えば、ヒートショックの問題があります。昨今で急激な温度変化による血圧の急変動が原因ではなくて、入浴中の熱中症が原因であるという説も週刊誌等に出ておりますけれども、いずれにしても長野県だけでも年間200人近くの方が入浴時にお亡くなりになっていきます。これは交通事故による死亡の3倍になります。安全な入浴法のお知らせなど、安全に生活を送っていただけるようお知らせしていくことも行政の役割と考えております。その一環として、早速注意喚起を促すチラシも配布をさせていただきました。

幸せに、安全に生活するために、心の安定も必要です。環境や社会情勢の変化及び精神的な疲労度の増加、変調などは大きな社会問題となってきました。そして、またそれに対する様々な も生まれております。そうしたものを積極的に取り入れまして、精神的にも安心なまちづくりを行いたいと思っております。

住む人はもちろんですが、来る人にも幸せを感じてもらえる、小布施に住むこと、小布施に来ることで心も体も健康になれる、そういう町、これが私にとっての小布施町の理想像であります。将来にわたって安全で安心な生活を送る、そのためにも長期的な施策として自然エネルギーの活用も大切です。里山の風景を壊さないように、心休まる風景を壊さないように注意をしながら自然エネルギーを取り入れてまいります。

「育む」についてご説明をいたします。

安心して育児ができる環境、これはまさしく自治体の基本であります。同じく人生を安心して全うする、これも自治体の基本であります。小布施町では様々な給付制度や育児支援を行っております。また、小学校と中学校がそれぞれ1校である利点を生かし、9年間の一貫した教育プログラムができる環境にあります。また、おでこポイント制度の活用、松村自治

会のまつぼっくりなどの支え合い活動など、高齢者の皆様の活動の場もございます。これをさらに強化してまいります。

また、小布施町には様々なスポーツ施設、近隣の豊かな自然の健全な体づくりに生かせる環境や施設が充実しております。小布施町ならではの心と体の成長の環境づくりに努めてまいります。

27自治会の皆様との協力体制につきましては、これは小布施町として取り組む様々な課題に対してご理解をいただくために、それぞれの地域性を生かした柔軟な対応と施策を行ってまいります。そのためにこれから皆様のお声を伺ってまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ただいまお聞きしました。3つの柱の内容につきましては、答弁の中でも、長い間という話をお聞きしましたが、4年間と考えずに腰を据えてじっくりやっていただけことを期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） それにつきましては、何年頑張りますということはさすがに申し上げられません、できるだけこの小布施町の町政を頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） ありがとうございます。

次に、1級河川松川堤防の補強と安全についてを質問いたします。

一昨年の台風19号による多大な被害も1年半を経過し、各テレビ局や新聞報道特集として千曲川堤防復旧状況や今後の課題と対策を盛んになされています。国と県による国土強靱化計画により、安心して暮らせることを期待したいところです。

しかしながら、小布施町の南側に位置し、雁田山の麓を東から西に流れている、最後に千曲川へ合流している松川については、対策案（新聞記事による県の予算配分発表も除外されている）が示されていません。ゲリラ豪雨、集中豪雨や巨大な台風により町民が一番恐れている松川堤防そのものが安全で安心なのか、大変危惧されているところですが、専門家の先生方はどなたもこれに対しては触れておりません。昨年10月に松川を含めたハザードマップが全町民に配布されましたが、これを見るといよいよ水害への備えが必須と感じます。

そこで、松川堤防そのものの安全対策について質問いたします。

1、昨年1月27日、北斎ホールにて、阿部知事出席の下、台風19号被害の県政タウンミーティングが開かれ、その中で知事も松川の危険性を十分認識し、町民の皆さんにも安心していただけるよう整備しますとの強い発言がありました。既に1年を経過しましたが、その後、町行政は県及び須坂建設事務所と前向きな協議を現在までされてきたのかお伺いいたします。

2、松川堤防そのものの安全性とタイムラインについては、以前に一般質問を実施しております。安全性については、堤防そのもの中身をエックス線やボーリング調査を行い、どのようになっているのか町独自で調査することを要望しましたが、その後の対応についてお伺いいたします。

また、我が家の避難計画（マイタイムライン）と行政タイムラインの作成をどのように進めているのかお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 福島議員の松川堤防の補強と安全安心についての質問のハードの部分につきまして、私のほうよりお答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように令和元年度東日本台風により、大島地籍、小布施総合公園付近の松川堤防から越水し、過去に経験したことのないような大きな被害を住宅地にもたらしました。県では、早期災害復旧のため、また住民に寄り添った対応を進めるべく、昨年1月27日に北斎ホールにおいて、「台風19号災害からの復旧・復興に向けて～農業再生・まちづくりを中心とした復興～」をテーマに、県政タウンミーティングが開催されました。その会場におきまして、参加者より松川の早期災害復旧や安全確保についての意見が出されております。

1点目のタウンミーティング後の県とどのような協議をしてきたかのご質問です。

松川の災害復旧事業として、大島地籍で越水による堤防の復旧工事を左右岸で行い、工事はおおむね完了しています。また、大水による堆積した土砂については、下流部から河床掘削が実施され、千曲川合流点から高速道路までの約200メートルについては既に完了しております。引き続き、高速道路からタイハウ橋までの約200メートル、松川橋上流約200メートルについて、今年の出水期までに完了するよう、既に着手しているとお聞きをしております。本 では、松川の越水により被害があった大島、飯田自治会を対象とした地元説明会を昨年4月17日に大島公会堂で開催をし、参加者からはこのようなことが起きないような対策をとる意見が出されております。町では、河川管理者の須坂建設事務所へ下流部だけでなく

上流部の堆積土砂撤去や支障木の撤去についてお願いをするとともに、情報共有、意見交換の場を設けるなどし、その場でもお願いをしてきております。

昨年8月18日に実施された長野県議会危機管理建設委員会現地調査時においても、早期に着手していただくよう要望をしてきております。

さらには、町議会11月会議において、防災減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書を議決いただき、それをもって県では5か年加速化対策事業による事業を継続して行っていくとお聞きをしております。

町としましても、引き続き上流部の河道整備や支障木の撤去等が早期に着手されるよう要望を引き続きしてまいります。

2点目のエックス線やボーリング調査について、町独自による調査を要望したが、その後の対応について申し上げます。

本質問につきましては、議員より平成31年3月議会において一般質問があり、その際、エックス線による内部透視調査や地点を選抜してボーリングサンプル調査を行うことについて、町として議会が町の人々の声として伝えますとお答えをしております。河川管理者である須坂建設事務所のほうにはその旨を伝えております。県では、河川の管理として月2回の計画で河川パトロールを実施して、堤防及び護岸に欠損箇所等があればその都度補修等の工事を実施し、堤防及び護岸を良好な状態に管理しているとお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうからは、議員からご質問のあったソフトの部分につきまして回答させていただきたいと思っております。

町では、長野県から提供されました松川の浸水想定区域図に基づきまして、令和2年10月に小布施町松川流域水害ハザードマップ、こちらは松川だけではなく千曲川も併せた形のハザードマップになりますが、作成をしまして全戸配布をさせていただいたところです。

浸水想定は、主に町の南東部から南西部のほうに向かって広がっておりまして、浸水深は大部分が50センチ未満ですが、深いところでは10メートルから20メートルの間というような状況になっております。

こういったハザードマップの更新に加えまして、町では水害発生時の住民の逃げ遅れゼロを目指しまして、国・県、また町の議会、各自治会、自主防災会、また今年度から防災協定

を締結をさせていただいています長野高専の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、我が家の避難計画、マイタイムライン、避難情報等に関する災害知識の普及啓発に取り組んでまいりました。これは避難計画づくりを進める上で、そういった避難情報に関しての基礎知識というものも同時に住民の皆さんに発信をしていく必要があるだろうということで、併せてそういったようなレクチャーというか、そういった情報提供も進めてきたというところになります。

令和2年度の活動としましては、大島、飯田、林、山王島の西部地区、それに加えて北岡、押羽、羽場の北部地区の計7自治会を対象に、これは当初、全ての世帯への実施というものも検討していたわけなんですけれども、昨今のコロナウイルスの感染拡大を受けまして、自治会役員の皆さん、また隣組長さんに限定して、それぞれの自治会、20名から30名程度の人数で実施をさせていただきまして、これに加えて全町対象にした希望者向けの講習会についても開催をさせていただいたところになります。

また、この間、消防団とも連携をしまして、消防団を対象にした消防団タイムラインの講習会も団幹部の理解を得た上で開催をさせていただいております。

なお、こういった令和2年度は、我が家の避難計画の講習会を通じて学んだことを実際の現場で生かしていくような防災訓練というものを11月21日に計画しておりましたが、こちらも直前に新型コロナウイルスの感染拡大が起きたという中で中止とさせていただきました。

令和3年度につきましては、都住地区や中条地区、中扇地区など、千曲川の浸水想定区域を有する自治会を対象に、引き続き講習会の実施を進めていくとともに、今年度、防災訓練が中止となった西部、北部地区も併せた、これは千曲川の水害想定がある地域を対象にした防災訓練を9月頃に予定をしております。

議員からご質問のありました松川の浸水を想定した我が家の避難計画づくりにつきましては、こちら令和4年度に沿岸自治会を防災訓練の重点地区というふうに指定しまして、我が家の避難訓練の講習会、これは松川バージョンの講習会を実施するとともに、松川の水害を想定した防災訓練を実施していくことを想定しております。例えば大島地区のように千曲川だけではなくて松川、両方の浸水想定にかかっているところは両方実施をしていくというようなことで想定をしております。

令和3年度には、その令和4年度からの本格実施に向けまして、長野県また長野高専の皆さんのお力をお借りしながら、県から提供いただいている浸水想定区域図のデータであったり、河岸浸食のデータ等もあります。そういったものであったり、上流部の雨量解析データ

などを活用しまして、災害想定を理解を深める、まずは調査研究活動に取り組んでいくことを考えております。こういった調査研究活動を通じて、松川で起こり得る災害というものを直感的に理解できるような松川の浸水シミュレーション動画のようなものを作成をしていくということで検討を進めております。

また、行政タイムラインのほうにつきましては、現在、小布施町水害時職員タイムライン、これは仮称ではありますが、そういったものを作成しております、今年度中の完成を予定しております。これについては、松川だけではなくて千曲川、両方の川を想定をしておりますが、令和元年東日本台風災害の反省を踏まえまして、職員がどのタイミングで招集されて、誰が、いつ、どこで、何を行うのかということマニュアル化をしまして、今後研修等を行うことで、令和3年度の出水期までに水害時に職員がすぐに行動できる体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） 先ほどの答弁の中でもありましたんですが、松川においては小布施町だけの危機管理なんですね。これについての住民リスクを解消するために、やはり先ほどおっしゃられた国の防災減災国土強靱化計画、令和7年度までの5か年加速化対策に、当然、小布施町も参加されていると思いますが、その辺の参加状況をもう一度、再度お聞かせください。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

加速化5か年計画の策定の関係につきましては、河川管理者が参加をしております、そこに隣接する行政が参加をしておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○6番（福島浩洋君） 先ほども言いましたが、小布施町だけの危機管理なものですから、その辺は真剣に立ってやっていただきたいと思うんですが、その辺はさぼらないでぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 行政の職務としまして、町民の生命、財産を守るというのが一番の責務でありますので、そのようなことのないように、強く県のほうに施設整備について働きかけをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、竹内淳子議員。

[4番 竹内淳子君登壇]

○4番（竹内淳子君） よろしくお願ひいたします。

通告に従い、2点質問いたします。

まず、認定こども園、保育園、小・中学校一貫教育の今後の方針について伺います。

当町の第6次総合計画の重点施策に子供を中心とした地域の連携づくりがあります。基本方針として、子供を中心に据えた園・学校と地域の連携強化を進め、多主体、多世代が一緒になって小布施の教育環境づくりを推進しますとありますが、その実践の1つとして小布施学園コミュニティスクールの運営があります。平成28年に文科省型のコミュニティスクールとして小布施学園コミュニティスクールを立ち上げられ、運営委員として関わる町民と教員の方々が子供たちの健全な育ちに必要なことや、地域の関わり方に熟慮を重ねてこられたと運営委員の方々に伺っております。

今年の1月に長野県が主催で私たちでつくる学び、ラーン・バイ・クリエーション長野というオンラインイベントが開催されました。これについては1月いっぱい、いろいろな地域の取組や教育委員会の取組が紹介され、またパネルディスカッション等が行われたわけですが、その中での企画の1つとして、県内のコミュニティスクールの取組の紹介がありました。そこでも小布施学園コミュニティスクールの運営委員さんが、立ち上げから4年間の運営委員会で実践を検証しながら話し合いを重ねて学校と地域の協働をつくり上げている活動を紹介されておりました。オンラインイベントの参加者は県外の方々を含め1,800人ほどでしたが、多くの方が取組に共感と興味を持たれていらっしゃいました。

その中で、子供たちは社会の中で育っていきます。最近、子供たちが学校を卒業して社会に出てからが、なかなか社会性というものが育っていないというようなことも聞かれます。幼いときとか、学校と家庭だけの場で育っていることが多いところでもあります。学校と家庭だけでなく、地域の人との関わりが子供の社会性を育てるということは、本当にあることだと思います。教えられるという関係だけではなく、見守ってくれる存在としての

地域の人たちの存在はとても重要だと思います。小布施町は小さな町ですが、そこら辺のところは町民の方々はいつも子供たちを見守るところが非常にしやすい町だと思っています。子供たちも、地域を歩いていると挨拶をしてくれたり、とても親しい、地域の中でも大人たちに守られて育っているという感覚はあると思います。

そこで、昨年、コミュニティスクールのほうでもボランティア部会を立ち上げられて、町民の活動の裾野を広げるという取組を始められ、活動に参加される方々が増えてきたとお聞きしました。参加された方々が子供たちと関わることをとても楽しまれて、子供だけでなく大人も活性化する、副次的な効果があると運営委員さんはおっしゃっていました。私も家庭科の授業のミシンボランティアに参加させていただきましたが、とても先生お1人では難しい授業でしたが、多くのボランティアの方々がとても楽しそうに、子供たちもまたボランティアの方との関わりを楽しんでおられたように感じます。

コロナウイルス感染症予防対策の関係もあり、昨年はなかなか活動がうまく進められない縮小された状況ではあったとお聞きしていますが、来年度はその対策や方法を考えて、どんどん進めていく必要があると思います。先ほど言いました第6次計画のところでも、21年度までにはコミュニティスクールのコーディネーターを2名増やすという目標がありますが、今、運営委員さんをはじめボランティアに関わられた方がとても楽しかったというところで、コミュニティスクールに関わる裾野が広がっているというところで、もうコーディネーターがいっぱいいるというようなお話も聞いております。また、先生方もとてもお忙しくて手が回らないことがあると思います。

3月1日の信濃毎日新聞に教員の人手不足や専門性の不足などで、長野県内77市町村で学校防災水準を達成した学校は27%であるという記事を読みました。小布施学園コミュニティスクールなら地域の住民や専門性を持たれた方と協働で取り組むことができるのではないかと記事を読みながら思った次第です。小布施学園コミュニティスクールは、学校と地域を子供を通じて多世代がつながり合う地域づくりの機能的なツールとして存在し、さらに育てていく必要があると思います。

そこで、小布施学園コミュニティスクール導入してからの見えている成果と問題点、今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内淳子議員の1つ目のコミュニティスクールのご質

間につきましてお答えを申し上げます。

小布施学園コミュニティスクール運営委員会は、平成28年に信州型コミュニティスクールとして発足をし、5年目を迎えました昨年の4月からは文科省型のコミュニティスクールへ移行しております。

簡単に信州型コミュニティスクールと文科省型コミュニティスクールにつきまして説明をさせていただきます。

まず、信州型コミュニティスクールであります。地域住民の皆さんに日常的に学校に来ていただき、子供たちのことを支援したり、子供たちの教育や学校運営について話し合うなど、学校と地域がこんな子供を育てたいという願いを共有しながら一体となって子供を育てる持続可能な仕組みを持った地域とともにある学校でございます。3つの機能としまして、学校運営の参画、学校支援、学校関係者評価等行うこととございます。

一方、文科省型コミュニティスクールでございますが、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことに変わりはございませんが、園や学校が作成する園・学校運営の基本方針を承認すること、また園・学校運営について教育委員会または園、学校に意見を述べるなど、特徴がございまして、信州型コミュニティスクールに比べ、より一層踏み込んだ内容となっております。

現在、幼保、小学校、中学校の各小委員会と小委員会を横断したボランティア部会を中心に月1回程度集まり、園、学校、保護者、教職員、行政と地域の方々が一体となった幼保小中一貫でのコミュニティスクール化を図ろうと熟議を重ねております。園学校運営の改善や園児、児童・生徒の健全育成に取り組み、ひいては子供の声を反映した地域に開かれた園・学校づくり、ともに育つ活力ある地域づくりに資することを目的に活動を進めております。

本年度はコロナ禍のため思うような活動ができず、残念な思いではありますが、過去においては次のような取組を実施してきました。

幼保委員会では、園児服や小・中学校の制服、体育着などを収集し、交換し合うお下がり交換会を実施したり、小学校委員会では地域の方々の協力を得て、PTAとともに環境整備を行ってきました。また、中学校委員会では2年生の職場体験活動を町内の事業所において全員受け入れられるよう調整をしたり、今後の教育課程や部活動の在り方を検討するなどしてきました。さらにボランティア部会では各園、学校を通じて除雪や環境整備、授業支援、登山などの活動支援にご協力をいただいているボランティアの皆さんの組織化に取り組んでおります。年度当初には各園、学校の保育や教育の目標、運営方針、経営計画などを承認し、

年度末にはその評価を行うこととしております。しかしながら、このような取組を町民の皆さんにお知らせすることが十分にできておりませんので、今後、町報やホームページなどを通じまして情報発信に努めてまいりたいと思います。

また、園、学校と地域の方々の結びつきをより強固にするため、保育士や教職員で組織する小布施町幼保小中一貫教育推進委員会との協働連携を強化してまいりたいと考えております。

さらに、今後、規則正しい生活と適度な運動を大切にした早寝早起き朝ごはん活動を推進し、子供たちの健全な育成、育ちにつなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 先ほど28年度から文科省型ということの間違えて言いまして、大変失礼いたしました。

文科省型になったということで、基本方針の承認とか評価、また意見も述べるということで、またより一層地域の方々と結びつきを強化して、やはり地域で子供たちを育てていくというところの取組が強まったんだなということは、今伺っていてよく分かりました。

やはり小布施学園コミュニティスクールと言われても、なかなか小布施町民の方々もどうということなんだろうということはまだ理解されている方が多くないということで、これから広がっていかれるということによかったなと思っているんですが、その中で早寝早起き朝ごはんという規則的な生活習慣を身につけるといところで、予算のほうにもあったと思うんですが、アンケートを取られるといところの予算措置がされていたかと思います。これについては本当に、子供たちが自分だけで早寝早起き朝ごはんができるわけもなく、家庭の中の取組、家庭の保護者の意識が非常に大切だと思います。ぜひともこれについてはPTAとも連携して、家庭や地域そのものがそのことを理解して、なぜそれが必要なのかといところの勉強会と講演会、広くされるといいなと思っています。

昨年でしたか、この早寝早起き朝ごはんの先生のお話を私も聞きました。そのときには、町民の方が結構、ぼけ防止にいいだろうということで、子供だけでなく大人の方々も多く参加されてきたことを記憶しております。

それで、今、今後は保育士や教員で組織する小布施町幼保小中一貫教育推進委員会との協働、連携を強化ということでしたが、これは先生方が月に1回開催されている会議の委員会のことかと思いますが、今まではそこにコミュニティスクールの運営委員さんは入っておら

れなかったのでしょうか。これからそこに入って一緒に話をされるということだと、横のつながりがオープンになってとてもいいことだと私伺っていて思ったんですが、先生方はとてもお忙しい、でも手が足りないということではなかなか言いにくいというところはあると思います。地域の方々がそこへ入ってくるところで、先生たちに余裕が生まれる、時間が生まれる、そこで必要なことをもっと子供に目を向けることができるということは、先ほどもちょっと言った県のオンラインイベント、ラーン・バイ・クリエーションの中で小布施町だけでなく塩尻とか、ちょっと今名前は忘れてしまったんですけども、そのコミュニティスクールのほうでもそういう取組があって、とても先生方が助かっているというようなことの発表がありました。

それについて、2点、早寝早起き朝ごはんの大人の理解とか、あと推進委員会に運営委員さんも参加されるのであるかということをお伺いします。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、早寝早起き朝ごはん活動でございます。令和3年度の予算のほうにもお願いをしてございますけれども、今、竹内議員ご発言のとおり、この狙いとしましては、園児、児童・生徒を通じまして、やはり生活のリズムをしっかりつけて、早く寝て、早く寝ることによりまして朝起きられ、また朝起きて朝食を取って学校のほうへ登校してくるという部分が非常に大事になってくるかと思えます。

議員ご指摘のとおり、これに関しましては保護者の皆様のご理解をいただかなければ、なかなか生活のリズムを築き上げるということは難しい点があると思えます。その関係で、いろいろな場面を捉える中で、保護者の皆様にもこの大切さというものをお伝えしながら、また講演会等も開催しながら、1年通してこの活動をさせていただければと考えております。

あと、2点目のコミュニティスクールと、あと先生方で組織します幼保小中一貫教育推進会との連携の関係でございます。

今、議員のほうからご提案いただきましたとおり、学校の先生方とやはり連携を密にするということは、このコミュニティスクールを進める中でとても大事なことであります。コミュニティスクールの運営委員会のほうには、それぞれの園長、校長がお入りをいただいております。それで、その事業等につきまして、それぞれの校長のほうから、園長のほうから、それぞれの保育士あるいは教員のほうにお伝えさせていただいてはおります。

それで、この先生方で組織します推進委員会につきましても、幼保から始まりまして12年

間の子供たちの3本の柱ということで、学びづくり、心づくり、体力づくりという、この3つの大きな基本を設けまして、12年間、それぞれの育ちの中で継続をしながら推進をしていくということで連携をさせていただいております。また、今後もさらにコミュニティスクールと連携を図りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、次に子供たちの食、学校給食について伺います。

子供たちの育ちにおいて食の重要性は非常に高いものであります。また、コロナウイルス感染症が流行している今、免疫力を高めることが非常に大切です。それにはミネラルの多い野菜や腸内環境を整える発酵食品など、効果を上げるものが幾つかあります。コロナウイルスワクチンの接種もまだ取組のほうは本当に、先ほども小西議員からもありましたが、まずは65歳以上からというところで、接種というところはまだまだ見通しが見つからないのでありますけれども、まだワクチン接種をしても免疫力が弱い場合とか、もともと腸内の様子がなかなか弱い方々には副反応が起きる等の可能性は多いということで、アジア太平洋臨床栄養学学長の渡邊昌医師はそういうふうにおっしゃっております。

先生の論文によりますと、G20に参加する主要19か国、総人口45億人を対象として米の消費量と感染者の関係というものを調べられたそうです。この先生はもともと米とか玄米についての健康とか腸内細菌の様子ということをもともと調べておられる方でしたので、特にそのことに着目されたのだと思いますが、アジアは割と少ない、感染者が少ない、日本も少ないというところから、その関係性を調べられたということですが、米の消費量が多いほどやはり感染者数が少なかったというところが見えたそうです。

さらに、そのところでアジア9か国に焦点を絞って調べてみますと、やはりもっとはっきりした相関関係が見えてきたということです。これは長年にわたり米を食べ続けてきたという地域、国というところの関係で、腸内免疫系が安定してコロナウイルス感染症の重症を抑えている腸内細菌があるという、そういうことが分かったそうです。特に5分づきの玄米が効果があるというようなことをおっしゃっています。さらに、できるだけ農薬などの少ない腸内消化に負担の少ない米が有効だということです。

学校給食については、ぜひまたそんなことでお米ということも考えて、今、週に3回はされているようですが、食材についてですが、今の子供たちは以前に比べて食物アレルギーを持つお子さんがとても増えている。幼稚園とかで、これは私立幼稚園で栄養士をされている方ですが、離乳食からしてもとても気を遣うような子たちがとても多いということは聞いて

おります。卵とか牛乳、小麦などのたんぱく質によるアレルギー症状とかもあります。そういうときに食品に使われる農薬を排除するだけでも症状が改善するとおっしゃる先生もいらっしゃいます。また、調理に使われる油にもアレルギー反応を起こす場合があります。特にトランス脂肪酸、マーガリンとかショートニングとか、またあと加工食品に使われる揚げ油等に多く入っているものですが、厚生労働省はトランス脂肪酸の摂取量が多いと腎臓病やアレルギー疾患のリスクが高まるというふうに厚生労働省も言っています。

そこで、次の2点について質問いたします。

身土不二という言葉があり、人間の体と土地は切り離せない関係にあり、やはりその土地で育ったものを食べるのが一番体に合っている、健康になるということをおっしゃってありますが、また、旬のもの、その季節に食べるものが一番いいということだという考え方がありますけれども、成長期の子供たちに大切な食の一部を預かっているというのが学校給食だと思います。

そこで、学校給食の食材として、地元で取れたものを優先的に選定するなどの基本的な考え方について学校給食のほうのお考えをお伺いします。

また、食材の選定にアレルギー反応など考慮していることの取組についてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、学校給食の食材として、地元で取れたものを優先的に選定するなど基本的な考え方はとのご質問にお答えを申し上げます。

給食センターでは、児童・生徒の皆さんが地元の農産物を旬のときに食べる地産地消、旬産旬消の取組は大切なことだと考えております。1月25日には給食センターに納品をいただいております地元の生産者の皆さんにお集りをいただき、地産地消打合せ会議を開催させていただきました。会議では令和元年度に給食センターで使用した食品一覧についてお示しをして、生産者の皆さんと次年度に向けた納入計画等について意見交換をさせていただきました。給食センターでは、農産物の確保を計画的に進めているところでありますが、個々の生産者の納入の希望があっても、決められた日に決められた規格で、決められた数量を納めていただかなければならないため、ハードルが高いことも事実であります。

今後も生産者の皆さんと給食センターの双方にとってよりよい方法を検討し、引き続き新鮮で安心安全な給食を児童・生徒に提供できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、食材の選定にアレルギー反応等を考慮していることはあるのかとのご質問にお答えを申し上げます。

学校給食における食物アレルギー対応につきましては、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインを参照し、給食対応に関する詳細は文部科学省学校給食における食物アレルギー対応指針、県教育委員会、学校における食物アレルギー対応の手引等を参照し、小布施町学校給食センターの提供環境に見合った内容での提供を行っております。

小布施町学校給食センターでの食品の選定につきましては、特に重篤度の高い原因食物や新規発症の原因となりやすい食物等であるそば、くるみ、ゴマ、栗以外のナッツ、生卵、キウイフルーツ、マンゴー、グレープフルーツ、山芋、長芋などは使用しておらず、サラダ油、揚げ油に関しましては、食物アレルギーの発症の比較的少ないヒマワリ油を使用しております。また、食物アレルギー発症数の多い原因の食物の卵、乳、小麦、エビ、カニなどに関しましては、使用する回数を減らし、使用していない食品を選ぶなどの配慮をしております。

なお、行事食のデザートなどで全員が同じものを食べてほしいときなどは、食物アレルギーの原因食品が使用されていないものを選ぶなどの対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） 以前、一般質問でもお伺いした地産地消打合せ会議がまたしばらく開かれていなかったものが開かれるようになり、またそこら辺で調整ができるようになったことはとてもよかったなと思ってお聞きしておりました。なかなかその時期に必要なものが取れないというようなところで、間に合わせるというようなことではとても調整が大変かとは思いますが、ぜひ今後もやっぱりその地場の旬のものが、できたらそれに合わせて献立をつくる等を、ぜひそこら辺のところと、あと地域の農業者の方、小さく畑をやっている方でもなかなか搬入は難しいかもしれませんが、そういうふうに学校給食に野菜を届けるというところの取組が地域の中の農家の方々にも広がるといいなと思って伺っておりました。ぜひ地産地消打合せ会議等に参加者が広がることを望んでおります。

また、アレルギー対応にも気を遣っておられるということで、先ほど申し上げました揚げ油についても配慮しておられるということでしたが、ぜひそのことは進めていただければと思います。

ちょっと先ほど桜井町長がおっしゃった、小布施町が安心して安全な農作物が多いというこ

とは、小布施町の特徴なんだということをおっしゃっておられましたが、ぜひそれを子供たちが食べるということで、行政でも活用して、それが地元の方々がつくったものなんだというものを子供たちが感じる、その食育活動、それもぜひ進めていただいて、そこで子供たちはやはりこの地で育っているんだということの実感が湧くと思います。

また、お米ですが、先ほどもコロナウイルス感染に対しての重篤化を防ぐためにはお米の多用ということが、渡邊昌医師もおっしゃっているというところのデータもあるということです。ぜひ週3回の米飯給食に使われるお米については、ぜひ小布施町でも有機米を作っておられる事業者さんもおられます。ぜひ安心して安全で、農薬に対してのアレルギーとか、いろいろ弊害もごございますので、ぜひそこら辺を使われるような取組がされるといいなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） ありがとうございます。先ほど答弁のほうでも申し上げさせていただきましたが、本当に地元で取れる食材を学校給食で使っていくということ、大切な部分で基本とさせていただいておるところであります。それで、なかなか給食センターですので、ある程度の量も必要になりますし、決まった規格という部分もあるのは当然のお話にはなりますが、今言いましたお米につきましても、議員おっしゃるとおり、今、献立の中で週3回米飯給食ということで対応させていただいております。また、現在は農協さんのほうから小布施で取れる、小布施で作られたお米を学校給食のほうで使用させていただいております。また、ご提案の有機米等についても、今後、生産者の皆さんと十分お話をさせていただく中で対応させていければということで、また検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（関 悦子君） 続いて、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） それでは、桜井新町長による町政の新たな展開についてお伺いします。

コロナ禍で閉塞した状況が続く中、桜井町長に小布施町の未来を期待する人は私だけでは

なく、多くの町民の皆様に通ずるものだと思います。

そこで、掲げられた公約や各メディアなどに語られたビジョン・抱負について、幾つか質問したいと思います。個々の詳細な施策の検討はこれからになるものとは思いますが、今現在考えておられる公約の実現に向け、補足説明の観点から見解を伺います。

1点目、3つの柱の1つ、「繋ぐ」の中に、町全体で6次化産業の仕組みをつくりますとあり、農業と商業を結びつけて、まず加工品の成功例をつくりたいと語られています。農業立町を標榜する町としては、大いに期待される公約だと思います。

例えばとして、レタス、ネギ、白菜など、飲食業の皆さんが必要とするものを、農家の皆さんに卸していただけることを挙げていますが、小布施町の主要農産物であるリンゴ、ブドウ、桃などの果物については、現在考えておられるもの、構想がありましたらお聞かせください。

2点目、「整える」の中に、今後の発展を支える社会インフラの整備を進めますとあり、町長選で町内を回り、郊外の道路、側溝などインフラも改善点がたくさんあると語られています。私も以前から、観光客がたくさん訪れる町中心部と郊外部との道路状況の現況の落差を感じていたところですが、具体的にどんなことを見て感じて、どのように施策に落とし込んでいこうと考えておられるのか、確認作業の一端をお聞かせください。

3点目、同じく「整える」の中に、大学の知識と研究を生かしますとして、産学官の橋渡しをするユニバーシティ・エンゲージメント・センター（略称UEC）をつくりますとありますが、このUECについて、どのような組織となるのかなども含めて構想をお聞かせください。

現在、町内で活動する大学グループの活動については、この一般質問の通告をした後で町報2月号で東大先端研の活動の特集があり、これを読みまして認識を新たにしましたが、これらの活動については評価をする方がおられる一方で、成果が分からない、その存在すら知らないという方もおられます。また、コロナ禍の中で、学生の来町がかなわず、活動がかなり制限されていると聞きました。こうした現状にあって、どのようにUECの活動につなげていくのか、考えをお聞かせください。

4点目、「育む」の中に、帰ってきたいまちづくりに努めますとあり、郷土への理解と親しみを持ってもらい、小布施町の未来に手を貸してもらいますとあります。これは特に若い人たちに向けられたもので、学業などで一旦町を離れた若者たちが帰ってきたいまちづくりを目指すものと理解しました。人口維持、定住促進の観点からも重要なことであると思いま

す。「繋ぐ」の中にある若い力を繋ぎますにも関連することですが、町内の若者が帰ってきたときに活躍できる場の創出や、帰ってきたくなる施策が必要と思います。これらについて考えをお聞かせください。

5点目、町長の公約を速やかに実現するためには、役場組織を活性化させ、職員の皆さんが町長の考えを十分理解し、モチベーションを高めてもらうことが必要不可欠です。町役場の活性化について、民間の社長の仕事は会社の目的や夢を持って進むこと、社員に気持ちよく働いてもらうこと、これは行政にも共通していると語られています。職員の皆さんは一昨年の台風災害の復興、コロナ禍での感染対策などでかなり疲弊し、また悲しいことが続いたことからかなり落ち込んでいるのではないかと思います。これらのケアも含め、どのようなことをしてモチベーションを高めようと考えているのかお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 関 良幸議員の質問の途中ではありますけれども、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時を予定しておりますが、放送をもってお知らせをいたします。

ご苦労さまです。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） それでは、よろしく願いいたします。

関議員のご質問にお答えいたします。

最初のご質問、農産物につきましてご説明をさせていただきます。

レタス・ネギ・白菜などの野菜につきましては、その用途に向く特性の野菜などを加工業者が提示することに対し、農業者が自己の作物の強みを提示できる、もしくは新しく取り組むことで価値を高めていき、地産地消をさらにつき進めた付加価値が生まれるのではないかと考えております。ご質問にありましたリンゴ・ブドウ・桃等の果物でございますが、これら果物につきましては、既にシャインマスカット、これにつきましては非常に高い人気を誇

っておりますけれども、ほかの果物も非常においしいものができます。ただ、やはり食べていただかないとそのおいしさというのは伝わらないというふうに思います。例えば振興公社、それから町内のケーキショップ等、小布施町産の果物を使った加工品を使いまして、そのおいしさを知っていただくということで、生食用の果物の販売を促進していけるのではというふうに考えております。

行政の役割といたしましては、こうした連携がスムーズにできますよう、1次、2次、3次の産業の皆様の橋渡しをすることだと考えております。

2番目、社会インフラにつきましてご説明をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、町なか、郊外の道路の整備状況に落差があるということをございまして、これは私も非常に強く感じております。町なか、いわゆる市街化区域、市街化を促進する地域、郊外、いわゆる市街化調整区域は市街化を抑制する地域でありまして、宅地開発が抑制されており、田園地帯が広がる地域です。これらのことから、インフラの状況に違いがあるものと思われまます。しかしながら、町なかであれ、郊外であれ、小布施町に変わりはなく、行政サービスは平等であるべきです。現在、舗装の劣化、沈下、側溝の崩れ、それから大雨の際の水のみ込み能力まで、様々な問題がございます。町内からのご指摘をいただいております。特に限られた町財源の中では全てが整備がすぐにできるわけではございません。現在の道路整備につきましては、幹線道路を除き地元からいただいた要望を踏まえ、地域性や優先度などに配慮し実施をしております。また、水路等の整備につきましては、影響の大きい郊外部から事業に取り組んでおります。

小布施町の魅力の1つに郊外の田園景観と調和した農村集落があります。町に訪れた方々に郊外にも足を運んでいただけるよう、オープンガーデン巡りや里道の整備なども行っており、町の活性化にもつながってきているのではと思っております。さらに、これからも事業の効果が発揮できるよう取り組んでいく必要があると考えております。

3番目のユニバーシティ・エンゲージメント・センターについてご説明させていただきます。

この名称につきましては、まだ仮称でございますけれども、小布施町では現在も多くの大学が活動を行っております。住宅の建設に法的制限のある農村集落において、柔軟な土地利用が可能となるよう検討を進め、農村集落の魅力や地域の未来の描く地区計画づくりを目指す東京大学の先端科学技術研究センターとの連携事業、農業をテーマとして町の抱える課題を踏まえた新しい事業、商品の創造を目指す慶応SFCとの連携、デザイン思考や幸福学に

基づく人材育成、中高生の居場所づくりに取り組む慶応SDMと連携などを行っております。

また、大正大学からは地域創生学部の地域実習を受け入れており、また地元では信州大学、長野高専が活動を行っております。

引き続き、地域課題の解決や人材育成、起業、創業を目的とした様々なプロジェクトに取り組み、町内に新たな価値を生み出すことを目指してまいります。

それぞれが大学ごと別個に活動を行っておりますが、例えば調査が重複した場合、その活動を共有することが効率化、またさらなる発展が期待できます。また、関係する町民が限定的であったことから、令和3年度は新たな取組として、各大学との連携事業、情報交換、共有、また交流の場としての協働のまちづくりフォーラム、これも仮ですが、等開催し、大学同士や町民による新たな連携や事業創出、町民との交流促進を目指します。

もちろん共有を希望しない場合もあるでしょうけれども、少なくともその場と機会を提供することもサポートとなり、町の財産になるのではと期待するものでございます。

何をしているのか分からないというご指摘もございます。そういったご意見があることは重々承知をしております。このセンターを通して、学生さんたちの活動をお知らせすることができればというふうに考えております。今現在のコロナ禍の中、実際に小布施町に来てフィールドワークをするということは非常に難しい状況ではございますが、ウェブ等活用して交流を絶やすことなく、今までの活動の整理とネットワークづくりに努めてまいります。

4番目のご質問、帰ってきたいまちづくりについてご説明をいたします。

このまちづくりという表現には2つの意味があるというふうに考えております。1つは、まさしく小布施町に生まれ、外に出て、そして帰ってくる人たち、もう1つは、小布施町を第二の故郷とさせていただいて、生まれ育った土地ではないんですが、誰か小布施に来ると帰ってきたと思ってもらえる小布施町、小布施町が大好きな方々、いずれにせよ、小布施町は彼らにとって特別な町でなくてはなりません。懐かしい、落ち着くだけではなく、ここならば自分が生き生きできる、楽しいと思ってもらえる町でありたいと思います。

そのための施策が農業と商業の協働体制であり、心と体の健康づくりのしっかりした体制であり、教育環境がしっかり整った町であるというふうに考えております。

具体的な施策といたしましては、補助金としては空き家改修等補助金、移住促進補助金、子育て応援家賃補助金、子育て応援二世帯住宅整備助成金がございます。移住・定住促進として、移住・定住コーディネーターによる相談、空き家バンク制度、移住体験の提供、空き店舗活用セミナーの実施等がございます。

若者の交流創出事業として、地域おこし協力隊、HLABサマースクール、ボルダリング、スラックライン等ニュースポーツの振興がございました。

新規就農や起業の支援として住居費の賃借料、物産展出品経費等の補助、就農体験会、起業資金融資保証金給付金、起業セミナー、地域おこし協力隊起業支援金等がございました。

5番目の役場への活性化についてご説明をいたします。

台風19号の復興作業、それからコロナ禍での経済の停滞に加えまして、昨年から最近にかけて町職員の不幸が続いております。そのため精神的に、肉体的に役場職員の心と体の疲労度は非常に大きくなっております。まず、ストレスや負荷の高い職員に対するケアにつきまして、町では昨年6月以降、職員の健康管理体制の在り方を見直し、一定時間以上の超過勤務を行っている職員や心身の体調不良が見受けられる職員については、精神保健福祉士また心理士との面談の機会を設定しまして、職員の状況把握と健康管理に取り組んでまいりました。しかしながら、町組織の現状の課題を打破し、地域環境をよりよくしていくためには職員が働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員が目標を持ちモチベーション高く働けるための仕組みづくりが必要だと考えております。

働きやすい職場環境づくりについては、昨今の事務量の増加、複雑化する社会環境への対応が必要な中で、職員数の拡充を進めていくことが大きな課題であると考えています。職員が余裕を持って業務に取り組み、多様な研修機会を通じてスキル、ネットワーク、経験値を積みながら創造的で前向きに業務に取り組めるような体制づくり、職員一人一人の状況に踏まえた働き方を受け入れられる仕組みづくりを財政的な裏づけも検討しながら早急に整備していきたいと考えております。

次に、職員のモチベーション維持、向上につきましては、まずは職員一人一人が自分が取り組んでいる仕事の意味や意義を理解し、納得できることが必要条件と考えています。そのためには、理事者、管理職が職員の意見を踏まえた上で、重点施策やその施策の背景、達成目標などを明確に示すことが重要であると考えています。令和2年度には組織経営の在り方を変革するために外部講師を迎え、現場の意見を踏まえた組織目標に基づく組織運営に向けて、管理職向けの研修に取り組んでまいりました。近年以降、職員対応に基づく組織目標を共有し、職員が一丸となって業務に邁進できる体制をつくることで職員のモチベーション向上に努めたいと考えております。

これらの取組を実現していく上で、まずは職員との対話を重ねていくことが必須であると考えており、就任直後から係ごとに町長と職員の懇話会を順次開催しております。今後も対

応を重ねる中で、一人一人の職員がどのような考えや課題を持ちながら業務に取り組んでいるかを把握し、職場の環境改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関 良幸議員。

○3番（関 良幸君） UECについてなんですが、これは一言で言うと、各大学との連携事業の情報交換、共有、また交流、そういう場ということで理解してよろしいでしょうか。

それで、これは具体的には、組織的には役場の職員を張りつけるとか、何とかということを考えておられるのでしょうか。1点お伺いします。

○議長（関 悦子君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） このユニバーシティ・エンゲージメント・センターについてのご質問にお答えいたします。

まずは、恐らく大学によっては、自分がしている研究を出したくないというところも恐らくあると思います。ただ、そういう場がある、例えば がつくったデータが、また違う大学やるというのは非常に効率が悪いのではというふうに考えます。例えば、1つの大学がこの情報は共有していいよということが表明していただければ、それをほかの大学に流すことで効率が上がるというふうに考えています。ただ、その出し方が、いわゆる1人の担当の仕事になるのか、もう本当にそういう場をつくってしまっただけ出すというのが、実はこれはまだこれからの検討課題でございます。ただ、これが今の現在の職員の負担になるようにはしたくないなというふうに考えていますので、これにつきまして改めて具体的なことがつくれましたら、またご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 関議員。

○3番（関 良幸君） 桜井町政により、小布施町がさらなる発展を遂げることを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で、関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関 悦子君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 通告に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種の啓発と適切な情報提供についてお伺いいたします。

昨年1月16日、国内初の新型コロナウイルスの感染が確認されました。それから1年3か月がたちました。また、長野県では昨年2月25日に感染が発覚しましたが、残念ながら現在に至るまで終息の気配が見えません。この間、マスクの全面着用、集団感染、一斉休校、パンデミック、クラスター、緊急事態宣言、集団免疫など、キーワードとして感染防止に努めてきました。コロナ対策の救世主として治療薬ワクチンが開発されました。通常10年前後かかるワクチン開発が流行の開始から1年余りでスピード承認されました。このワクチンの効果は、臨床試験で新型コロナ感染症の発症率を95%抑えると言われていています。また、イスラエル保健機構は、2月16日までにアメリカ製大手ファイザーなどが開発したワクチンには発症を94%減らす効果があり、重症化するケースも92%減ったとの調査結果を発表しました。高い有効率と安全性が示されていると思います。

日本では2月12日、アメリカファイザー製ワクチンの第一弾が日本に到着しました。そして、日本の専門部会がそれに基づき、このワクチンの使用を承認しました。

ワクチンの開発や生産を海外に頼っている現状、また欧州連合は地域内生産されたワクチン管理を強めまして、海外への輸出を承認制にしたため、ワクチンの確保の見通しが定かなくなりしました。接種計画が大幅にずれ込んでいます。4月1日以降には65歳以上の高齢者の接種予定がずれ込み、高齢者への接種は4月12日接種開始、6月末終了と延期されました。このようなワクチンの安定供給が不確実な背景を踏まえて次の質問をさせていただきます。

1点目、ワクチンの効果は、感染予防、発生予防、重症化予防の3つがあると言われていますが、今回の接種のそれぞれの効果についてお伺いをいたします。

2点目として、2月5日付信濃毎日新聞に本町のこのワクチンに対するスケジュールの市町村の対応が掲載されておりましたが、本町は町のスケジュールどおりに接種開始ができません。合同接種しない方向で検討中です。集団接種の会場は全く決まっていないとの回答をされていましたが、変わりはありませんか。

3点目、予防接種法に基づき、妊婦を除き16歳以上の人に接種は努力義務であり強制ではありませんが、できるだけ町民に接種を求めるよう働きかけるべきだと考えていますが、また各年代の接種率の目標は設定されているのでしょうか。

4点目、アナフィラキシーや副反応が生じたとき、接種期間、これは2月17日から来年の2月28日までですが、これを過ぎてから接種を希望した場合の治療費はどのようなのでしょ

か。

5点目、本町は6診療所主体の個別接種が主となると思いますが、アメリカファイザー社のワクチンはマイナス75度前後という超低温で、また保管にはディープフリーザーが必要で拠点医療機関からの輸送、管理はどんな対策がなされるのでしょうか。

6点目、既接種者が3週間後に2回目の接種を迎えます。新接種者との重複を避ける必要があると思いますが、その対応はどのように考えていらっしゃいますか。

7点目、今年度2月会議でこの新型コロナウイルスワクチンに関する補正予算が示されました。接種料は接種委託料として915万9,000円です。そして、そこに対象になる方が医療従事者で200名分、65歳以上の高齢者で3,800万円分予算計上されていますが、当初の予定が白紙状態になったという通知をいただいたという先生からのお話をお聞きしました。そういう中で、このワクチンは非常に輸送に慎重な体制が必要ではないかなというふうに感じまして、多分、成田空港からこの基幹診療所には専門の業者が運ぶと思うんですが、その後、補助機関の申請病院、また申請病院から各クリニックへの輸送は、当初、町職員が担当するのか、またはそのクリニックの先生が取りに行くのか、そんなことで予算計上されていないというふうに感じますが、その辺の対応についてはどうなのでしょう、お伺いをいたします。

○議長（関 悦子君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） それでは、ただいま関谷議員の新型コロナウイルスワクチン接種に関する7つのご質問に対して、順次お答えさせていただきます。

最初に、ワクチンの効果についてでございますが、一般的にワクチンは感染の予防、発症や重症化の予防、そして社会全体で流行するのを防ぐことなどが期待されております。この新型コロナウイルスワクチンについては、感染を防ぐものではなく、海外の治験から発熱などの症状、発症ですとか、あるいは重症化を防ぐものと考えられております。

次の集団接種の実施に関するご質問でございますが、まず、これまで須高医師会や病院、町内診療所の先生方からご意見やワクチン接種に対するご心配な点などについてお聞きしたりご相談をさせていただきました。また、来週中にも実施体制などについてご相談をさせていただく予定でございますが、町では決して集団接種を実施しないと決定しているものではございません。4月以降の65歳以上の皆さんのワクチン接種については、比較的かかりつけ医がいらっしゃる方が多いということもありますので、個別接種を基本としていきたいと考えておりますが、年代や今後、承認されていくワクチンの種類によっては、ワクチン接種の進捗

状況や配分されるワクチン量などを踏まえまして、より効率的に接種が進められるようであれば、集団接種の実施も想定して準備を進めてまいりたいと考えております。

個別接種、集団接種それぞれのメリット、デメリットがあると考えておりますが、いずれの方法であっても医療機関の先生方はじめスタッフの方々のご負担は相当なものになると思いますし、医療機関のご協力がなければ進められない事業でございますので、ご意見を踏まえながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、3点目の各年代別の接種率の目標についてのご質問でございますが、議員さんおっしゃるとおり、この新型コロナウイルスワクチン接種については任意接種でございますので、強制して接種を進めるものではございません。ワクチン接種が進むかどうかはワクチンの供給の状況もございますが、ワクチン接種に対する理解も必要だというふうに考えてございます。引き続き国がワクチンに関する情報の提供ですとか公表をされていくものと思いますが、ワクチン接種に不安を抱く方もいると思いますので、町としましても町民の皆さんが安心して接種されるよう適切に情報をお伝えし、接種勧奨していきたいと考えております。

WHO世界保健機構によりますと、世界の多くの人々が免疫を持つことにより、感染が広がりにくくなる集団免疫と言われる状態になることについて、正確には分からないとしつつ、世界の人口の7割を超える人がワクチンを接種する必要があるとの見方を示していました。ワクチン供給について不確定な状況もあり、町として各世代の接種率の具体的な目標値についてはなかなか定めにくいところではございますが、全体として7割以上を目指してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、4点目の接種を受けた後のアナフィラキシーなどの副反応が生じた場合の治療費についてでございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましても、一般の予防接種の場合と同様、副反応による健康被害に対する救済制度が適用されます。救済制度は予防接種法に基づきまして接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、あるいは障害が残ったりした場合に、それが接種を受けたことによるものであることを厚生労働大臣が認定したときに、医療費の自己負担分や入院または通院の日数に応じた医療手当、あるいは障害年金などの給付を受けることができます。

なお、接種期間後に、先ほど議員がおっしゃられた来年2月28日後に接種した場合の治療費に対しましては、県にも確認いたしました。国から対応方針がまだ示されておられませんので、現段階では明確にお答えできませんが、今後、ワクチン接種の進捗状況によりまして、

改めて国から示されるものと思っております。

5点目のファイザー社のワクチン管理と移送に関するご質問でございますが、ワクチンはメーカーからドライアイスの入った保冷ボックスで超低温冷凍庫、ディープフリーザーを設置する医療機関、これは基本型接種施設と言いますが、その基本型接種施設へ配送されまして、この基本型接種施設でワクチンの管理をすることになります。この基本型接種施設からワクチンを接種していただく医療機関、こちらサテライト型接種施設と申しますが、こちらへのワクチンを移送する際は、通常保冷バッグを用いて2度から8度の温度で移送することになります。

なお、移送に当たっては基本型接種施設、サテライト型接種施設または市町村が運送業者に委託することができるとされておりますので、現時点では運送業者への委託を予定しております。

先日、ファイザー社が厚生労働省の許可を得まして、ワクチン運用について規定した添付文書を改定いたしました。ディープフリーザーから取り出してマイナス25度からマイナス15度の一般的な医療用冷凍庫などで最長14日保存することができるとされました。この予防接種の実施に関する手引はまだ改定されてございませんが、今後、国による自治体説明会において説明があるかと思っておりますが、その手引等に基づいたワクチンの保管や移送ができるように医療機関と共有を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、ファイザー社のワクチンについて1回目接種者と2回目接種者の重複への対応についてということでございますが、1回目の接種後21日の間隔を空けて2回目の接種するとされております。この21日を超えた場合にはできる限り速やかに2回目の接種を実施することとされておりますので、まずは1回目接種済みの人が2回目をしっかり接種できるようにしていきたいと考えております。ただし、ワクチンの配分がしっかり確保されるのか不透明なところがございますので、早く接種を受けたい人にとってはご希望どおりにいかずしばらくお待ちいただくこともあるかと思っておりますけれども、丁寧にご説明をしてまいりたいと思っております。

最後に7点目でございます。ワクチンの輸送費についてでございますが、先ほどワクチン移送のご質問に対してお答えしました基本型接種施設からサテライト型接種施設への移送に関しては、運送業者による移送を予定しているというふうに申し上げましたが、この移送にかかる費用につきましては、国庫補助金の対象となりますので、今後、移送の委託料につきましては4月に64歳以下の方へのクーポン券の作成ですとか、あるいは接種委託料、今国が

開発中のワクチン接種記録システム運用に係るシステム改修費用など、それぞれワクチン接種事業にかかる費用がございますので、改めて補正予算のご審議をお願いしたいというふう
に考えてございます。

最後になりますが、町民の皆様への情報発信が非常に遅れておりましてご心配やご迷惑をおかけしておりますこと、おわびを申し上げます。新型コロナウイルスワクチン接種に関する住民の皆様からのお問合せ窓口となるコールセンターを町では今月の15日から開設いたしますので、これから同報無線によりお知らせをしままいりますとともに、朝刊の折込チラシや町のホームページ等への掲載など、準備を進めているところでございますが、今後適切な情報発信に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 子供たち一人一人に応じたきめ細かな学習と成長を保障し、子供たちをウイルス感染症から守り、3密を回避できる20人学級への推進を求めて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の中、子供たちはかつてない不安な生活環境の下に置かれています。昨年来のコロナ禍の下で、全国的に休校をはじめとするコロナ対策が教育の現場で求められ、学校の新しい生活様式が実践されてきたことは記憶に新しいところです。学校再開に際して、感染防止のために学級の児童を半数にした分散登校、分散授業が実践されました。学級の分断、児童の分断が心配されましたが、学校と先生方、教育委員会の様々な配慮でそうした危惧が拭われ、効果的に実践されたとお聞きしています。これらの実践の中で、少人数学級の必要性が改めて認識され、子供たちのケアと学びの保障、感染防止の点からも小布施町においてさらなる少人数学級の実現が必要です。

また、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は、政府に対して少人数編成を可能とする教員の確保などを要請してきました。全国の小中高、特別支援学校の4校長会も文部科学省に対して少人数学級を要望しました。教職員組合を中心とするPTAや保護者や市民

の署名も毎年取り生まれ、本年度も町議会で請願が採択されてきたのはご承知のとおりです。

現在、多くの県や自治体が35人規模など少人数の学級を編制していますが、国の学級編制基準は40人のままで、少人数学級は県と市町村、自治体の負担で編制されてきました。小布施町は県下でも先駆け2013年から35人以下の少人数学級が導入され、以後、今日まで県と町の財政負担の下に、栗ガ丘小学校と小布施中学校の全ての学級に35人以下の少人数学級が続けられてきました。今年コロナ禍の体験を通じて、国は40人学級から35人学級へと実に40年ぶりに学級定数を改めるとしました。国が40人から35人へと学級定数を引き下げたことを踏まえても、少人数学級の実現は可能と考えます。

少人数学級の実現について質問します。

コロナを考えれば、40人学級は論外で、35人学級でも3密を避けることは様々な工夫をしなければ実現できません。3密の回避には20人学級にしなければならないのです。理想は20人学級であります。これが新型コロナ感染拡大がもたらした方向であると言えます。コロナ禍の分散授業や少人数学級の言わば社会実験、実証実験になりました。児童の皆さんには仲よしの友達と別々になるなど、悲しい、つまらないこともあったかもしれませんが、短期の取りあえぬ対策としては理にかなった対応策であったと考えられます。

しかし、新型コロナウイルスに対しては長期的に取り組む必要があります。そればかりか、世界ではこれからも別の新たなウイルス感染に遭遇する可能性が高いと警鐘が鳴らされています。

文部科学省が40人から35人へ定数削減を認めざるを得なかったもう1つの理由は、少人数学級の学習効果です。学習だけでなく、いじめや不登校など様々な問題への対応への可能性も見えました。全国的にも少人数学級の声が一気に高くなりました。小布施町でも少人数学級への請願審査の議会委員会への趣旨説明の先生方から、今回の分散少人数学級は子供たちの勉強への吸収力がすごい、授業時間が短くてもよく理解できていた、子供たちとのやり取りがとても密にできたなど、先生方からはお話しされました。

今回、文部科学省が学級定員少人数化の予算要求に動いたとき、財務省は反対しました。これに対して、コロナ対策に反すると強烈的な批判が起き、財務省が認めざるを得ず、段階的ですが、予算化されました。国の学級編制改定によって、今まで県や町が負担していた分が国の負担となります。これを機に、小布施町は20人学級を目指し、さらなる少人数学級化を図り実現していただきたいと思います。

次の点について質問します。

まず、20人学級の実現について。

桜井新町長の公約に「繋ぐ」「整える」「育む」と町政指針の3つの柱として示されました。その「育む」では、子供たちが健やかに過ごせ、ご年配の方が安心して過ごせるような町であること、そのために充実した教育体制をつくることなどが述べられています。「育む」の実現のための教育体制の充実を示されたからには、小布施町においてさらなる少人数学級として30人学級から25人学級、そして20人学級へと充実させることを進めていただきたいと考えますが、ご答弁ください。

2番目として、小・中学校のコロナ対策について。

小布施町の小・中学校ではどのようなコロナ対策を取り、どんな効果があったのかお伺いいたします。

ご答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問にありましたとおり新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業中に小学校、中学校において分散登校を実施しました。小学校は自治会ごとに分けたり、中学校は名簿番号によって分けたりして、各クラスの人数を、最初のうちは4分の1から5分の1くらいに減らしまして、少人数に分けてグループごとの登校を実施しました。その後、段階的に人数を増やして6月1日以降は通常登校に戻しています。

この間、感染対策や児童・生徒の心のケアに細心の注意を払いつつ、学習の遅れを最小限にするために様々な工夫をしながら、少人数の児童・生徒向けの授業や小テストを実施しました。

教員にすれば、一度に見る児童・生徒の人数が少ないので、一人一人の様子をよく見ることができました。あるいは声もかけやすいことから指導も行き渡りました。子供たちにとっても、見られているということから安心感や集中力が増していました。これは先生からも子供からも聞きました。

それで、国では現在、小学1年生のみが35人学級ということにしていまして、それ以後は全部40人学級にしています。ただ、来年、令和3年度からこれを1学年ずつ引き上げて、1年に1学年ずつ引き上げて、要するに今の1年生が2年生になるとき、あるいは3年生になるとき、これがずっと35人学級になっていくというふうにして、5年後には6年生まで35人

学級を実現するという事にしました。長野県内では、県教委の事業で2013年から35人学級が実現しています。小布施町もこの県教委が始めた2013年から35人学級ということにしています。今般、国の決定を受けて、さらなる少人数化について、国や県、特に県のほうに要望してまいりたいと思います。

ここからはなかなか小布施町独自で少人数にするというのは難しいというのを多少述べたいと思っているんですが、小布施町が仮に独自で30人学級を導入すると、こういうふうになりますと、小学校だけで5人から6人の先生を増員しなければなりません。今の長野県の教員の平均年収は676万4,000円ということになっていますので、間接経費を含めると800万円の後半、880万円ぐらいにはなってしまうということになります。ですから、5人から6人増員するということになりますと、毎年4,400万円から5,000万円超の予算が必要になってしまいます。

それから、今、先生が大変需要が多くて、先生を採用することが大変難しいです。小布施中学校にも数学と英語の加配の先生を長期で採用しているんですが、これがなかなか見つかりません。去年度、令和1年度は数学の先生が見つからずに加配ができませんでした。というふうに、今、先生の需要が大変逼迫してしまっていて、とても一挙に5人も雇うということは現状はとてもできません。1人、2人ということでも大変です。

ただ、先生と費用の問題がありますが、小学校の空き教室という問題からいきますと、今3クラスのところ4クラスということではできます。

以上のことを考えますと、私どもとしては、次のほうがいいのではないかなと実は思っています。

まず、県に30人学級の導入というものを強くずっと働きかけ続けます。今、県が負担しています小学校2年生から中学3年生までの35人学級の経費というものについて、国が小学校の経費を何年か後には全部負担してくれると、こういうことになるわけなので、その最終年度ぐらいをめどに県費で小学校に30人学級を導入してくれと、これをずっと訴え続けて、県の費用が順次減っていくわけですから、ほとんど国が小学校の分でもってくれるという時期をめどに、県で今度は30人学級にしてよと、予算は同じなんだからと、こういうことを働きかけたいと思います。

現在、長野県内中の小学校で1学級が30人を超えるというのは16%しかありません。クラスの平均は24人ということになっていますので、私どものように30人以上学級があるのは16%しかありません。栗ガ丘小学校は2年生を除いて全部が30人以上学級なんです。そうし

ますと、16%しかない30人以上学級のところを、30人以上学級というのは16%しかありませんので、そこに先生を若干増やせば、先生を約5%ぐらい全体で増やせば、全部が30人以下学級になると、こういうふうに試算しています。

ですから、国は30人学級には当面しないと思いますので、県教委も今のところすぐにはしないと、こういうことを言っていますが、近い将来、国で35人、県で30人というものが導入されれば、小布施町の1学年の児童数はほとんど100人ですから、これを30人以下にするということは4クラスにするということなので、必然的に25人学級になると、こういうことになります。

それから、中学校については現状35人学級で、文科省でも今のところ小学校だけと言っていますから、中学校までは当面来ないんですが、現状35人学級であっても、主要科目に今の加配の先生を入れて、進捗度別の学級を取り入れることによって、結果としては少人数学級になるということなので、今のままでいきたいなと思います。

それから、2番目のコロナの件なんですけれども、対策がうまくいったというようなことのご質問だったと思いますが、どうやってやったのかということなんです、小・中学校におけるコロナ対策ですけれども、臨時休校後は新しい生活様式として次の点に留意しながら学校の運営を行っています。児童・生徒の健康管理については、健康チェック表を用いて家庭での健康観察をお願いしています。それを学校で入口でチェックをしています。それから、学校においては国や県のガイドラインに基づいて階段の手すりやドアノブなどの消毒、あるいは給食前後の手洗い、それから咳エチケットなど徹底に取り組んでいます。

教室内で十分な距離を取るのは現状難しいんですけれども、できるだけ広く椅子をずらして、教室を広く使って、できるだけ隣や後ろと離れるように座っています。

それから、授業時間中に窓を開けて、2回換気を行っております。

給食も極力向き合わないよう工夫して食べています。中学校はランチルームで向き合ってしまうんですけれども、今はランチルームでは食べておりません。教室で向き合いにならないように食べております。

それから、基本的にマスクの着用を義務づけていますけれども、十分な距離が取れたり息苦しさを感ずるときなどはマスクを外していいと指導しています。通学のときも、あまり外さなければいいよと言っているんですが、誠にまじめなので通学のときもほとんどの児童・生徒はマスクをしています。

それから、土日のお休みの日は、これは休日はこうやって過ごそうねということを徹底し

ています。それから、月曜日に出てくる前には、家族に体調不良者がいるかどうかというチェックしてもらって、体調不良者がいたら学校に連絡してもらったり、自主的に休んでもらうということを今でもしています。

これまで学校において新型コロナウイルスの陽性者が、感染が今までしました。けれども校内における感染拡大ということは認められませんでしたことから、今まで取り組んできた予防策について一定の効果があったというふうに考えています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） まず最初に、桜井町長、町長の中の「育む」の中で、子供たちの教育体制の充実というのがあるんですけども、その充実の中に少人数学級ということは考えていらっしゃるのかどうか、その点でお答え願いたいと思います。

それと、ただいま答弁いただいた中で3密を避けるということが言われています。その3密の中で感染症研究所の方たちの提案の3密、教室の窓を開けて換気を促すという点で、それは今、答弁の中でやっていらっしゃるということなんですけれども、どのくらいの間隔で何分くらい換気しているのかというのと、それと今、ウイルスを含んだ飛沫が飛ぶというのは1.8メートル飛ぶと言われています。その1.8メートル飛ぶというのに対して、どのくらいの机の間隔を空けているのか。そういう点で、小布施町はどのくらい空けているのかについて答弁いただきたいと思います。

それと、ランチルームでの食事というのがすごく心配したんですけども、6人で座れる、やっているのかと思ったら、今、教室でやっていますということだったので、少しは、これは違うかなと思ったんですけども、そういう点でも、ランチルームではなくてその距離を空けて給食を食べることが、すごく3密を避けるという点では大事だということが言われているんですね。そういうためにも20人学級が今は必要じゃないかというのが、これが感染症研究者の方たちのご意見なんですけれども、そういう点で小布施町はどのくらいの対策を取っているのか、その辺をお願いします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員、再質問の件ですけれども、30人学級については、もう既に町長から回答がありましたのでよろしいでしょうか。

○13番（小林正子君） 町長の中でも、それは書いてあるのか、町長に答弁を求めます。

○議長（関 悦子君） 質問通告には入っておりませんので。

○13番（小林正子君） 入っていました。

○議長（関 悦子君） 最初の答えについては、既に町長として答えがありましたので。

それでは、桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 町長として、ご質問にお答えいたします。

私の今回の中の「育む」という部分で、やはり一番重要視したかったものは、小布施町に対する郷土としての知識だとか、そういったものを学んでいただいたりとか、町内におられる若者の交流であるとか、ちょっと人数的なもの、本来の部分というのをいろいろ知識を学んでもらうという部分で、非常に強かったのは確かでございます。

ただ、私自身が小さい頃は非常に大人数の中で、もうクラスぎっしりという中で授業を受けていたことからすると、年々やはり生徒さんが減っていくという寂しさは感じておりました。ただ、いろいろ学ぶにつれまして、やはりこのコロナ、感染予防と言えばいいですかね、やはり一人一人のお子さんに対する注意であるとか、コミュニケーションの深さであるとか、そういったものからすると、やはり少人数での教育というのは非常に大切というのも学ばせていただきました。

ですので、先ほどの答弁の中に、1つは教員の確保、それから予算等々の問題はございますが、現状、その辺がクリアできるのであれば、そちらのほうに進みたいというふうに思っております。それはバランスといろいろと鑑みながら先に進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 再質問にお答えしたいと思います。

その前に先生の採用というのは、県教委がやっているもので、私どもの採用というのはしていないので、実際に少人数にして、教員が雇えるか、仮に町で予算をつけたとしても、教員が雇えるかどうかというのは教員の絶対数が増えないと、私どもは雇えないと、こういうことになってしまうので、やっぱり私はほとんどは県教委が対応してくれないと動けない、こういうふうに思います。

まず、県教委ならば採用の数を増やすこともできますし、今、県で予算を見ているものが順次国が予算を見ていくわけですから、そこに空きも出てくるわけなので、まずは県と町で予算をとっていましたけれども、今35人学級、実際には県の費用でやっているわけなので、30人を目指しても、やっぱり主体は県のほうにお願いしないと実際には難しいという思いはします。

それから、先ほどの再質問の窓を開けるといふところですね。これは暖房をかけながらも

窓を1授業当たり2回開けています。基本は10分開けろと言っているんですけども、実際にちょっとどのくらい開けているかというのは検証されませんので、10分本当に開けているかというのはちょっと分かっておりませんが、2回開けております。

それから、さっきの飛沫の1.8メートルの件なんですけど、今、児童・生徒が、前から真っすぐに並ばないで1列目がこうしたら、2列目は真ん中に座るようにしているんですけども、それで机の中心から次の机の中心で、たしか1.25メートルだと思いました。これはもちろん1.8メートルはないんですけども、全員がマスクをしているということと、全員が同じ方向を向いているので、今のところ対応としてはそれしかできないと。40人学級の、長野県は35人学級ですが、40人学級のところでも同じ方策を取っていますので、私どもも現状はそれしか取りようがないと。先生も教室も、今のところ余分にあるわけではないので、最大取って、たしか1.25とか1.27だと思いました。

それから、ランチルームに対してどういうご質問でしたか。何か対応というような。それはいいんですか。ランチルームは今使っておりません。教室で、全部同じ方向を向いて食べております。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

1問目、おでこポイント制度事業の実施状況と検証について。

町は、令和2年4月1日より12月31日まで（ポイント交換は令和3年1月31日まで）65歳以上の町民を対象としたおでこポイント制度の実施実験を行いました。これは高齢者の外出を促し、検診受診率の向上及び住民同士の交流支え合いの活性化を図ること、具体的には介護予防教室やボランティア活動、また公民館講座等に積極的に参加したりして、健康寿命の延伸につなげたいという目的で行われました。事業の概要はポイント対象事業の参加者にポイントを付与（1ポイント50円相当で年間1人60ポイント3,000円まで）、町内事業所で使える町の商品券「おでこ商品券」と換券するものです。

1 問目、この事業の参加実績者数を男女別、年代別等の状況を含めお示しください。あわせて、ポイントの交換の状況についてはどのような実績でしょうか。

2 点目、1 年間による実施実験の結果の検証による課題の検討を含め、来年度以降の事業はどのように進めるのか伺います。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、私からおでこポイント制度の実施状況等についてご答弁を申し上げます。

おでこポイント制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、皆さんがそれぞれご自身でできることをお考えいただき、感染症対策を行いながらできる範囲で外出していただきまして、試行期間として実施できたことに感謝申し上げます。

1 点目のご質問についてですが、2 月24日現在の集計状況についてご説明いたします。

参加については、申込書を基に集計した結果、65歳以上人口3,731名のうち約12.9%に当たる482名の皆さんにご参加いただきました。男女別の割合では女性が68%、男性が32%でございます。ポイントの交換状況についてですが、これまで198名の皆さんが25万4,500円相当のポイント商品券と交換していただいております。

検証の概要といたしましては、今年度は男女別の参加率に差が大きく開いたということ、70代の方に最もご参加いただいたということ、学びや交流の分野、これは公民館の講座ですとか、お茶飲みサロンなどの教室等がございます。これに参加されたことにより、ポイント付与が最も多かったことが確認できております。

2 点目のご質問についてですが、令和3年度も引き続き試行期間として実施してまいりたいと考えております。今年度の結果を踏まえた来年度の課題といたしましては、男性の皆さんの参加が少ないことと、ボランティアの担い手発掘に働きかけることができたのかなというところが検証すべき課題と考えてございます。

この反省を踏まえまして、町民の皆様へさらなる周知を図ることと、試行期間の延長を考えることが必要と考えております。具体的には、ポイント付与期間ということですが、12月末までだったものを1か月間延長できないかと考えております。雪かきなど冬のボランティア活動へポイントを付与することができなかったというところが一番の反省点でございます。また、農業従事者の方からは、農閑期こそ外出して活動ができるというお声もいただきました。令和3年度はポイント付与期間を翌年1月末まで延長し実施したいと考えております。

このことによりまして、雪かきなどが困難な方とのマッチングがより一層広がり、地域におけるボランティアの担い手が少しでも増え、ボランティア活動への参加が気軽に行われ増えていくように期待しているところでございます。

2つ目としましては、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画でも触れさせていただいている実態調査の集計から見ますと、足腰に不安を抱えており、運動器の機能維持、向上に興味がおありになるという結果があります。このため来年度から介護保険の介護予防日常生活支援総合事業で行う通いの場としての教室事業へ、作業療法士等のリハビリテーション専門職に関わっていただくことを準備しております。

また、高齢者実態調査では、65歳以上の皆さんですと女性よりも男性のほうが外出をされない傾向が強いことが確認できています。さらに、今年度のおでこポイントへの参加状況からは、70歳代の皆さんがおでこポイント制度の取組に強い関心をいただいているということでございます。

これら確認できている状況を踏まえますと、周知やお声がけの方法など工夫の余地がありまして、男性の皆さん、65歳を迎え運動機能維持、それから介護予防に関心をお持ちの皆さんに通いの場となる町が行う教室事業への参加を働きかけていきたいというふうに今考えているところでございます。

最後になりますが、おでこポイント制度はポイント事業の中でも対象事業の広さにおいて、県内外でも珍しい取組となっております。今後はおでこポイント制度に参加する前と参加した後でボランティアへの関わり、社会的活動、そういった関わり、それからご自身の身体、体調などにどのような変化があったのかという分析も行う必要があると考えています。この具体的な検証方法というのはこれから検討していくこととなりますが、より多くの皆さんに関心を向けていただくボランティア活動などのきっかけとなるように工夫してまいりたいと思っております。

今年度はコロナ禍において出かけることを積極的に呼びかけることができませんでした。そのため試行期間として十分な資料を得ることができたとはいえませんが、町報2月号にも掲載させていただきましたように、スタンプを押す側の方に対するアンケート結果からも、外出する励みになった、あるいはお仲間とポイントを数えてたまっていくのが楽しかったというお声をいただいております。高齢者の皆様の生きがいづくりという面で一定の効果があったというふうに評価できると考えております。

町といたしましては、令和3年度も当初の目標と同じく実施主体を問わず、町で行われて

いる様々なイベントへのお出かけを後押しすることで、運動機能や認知機能を維持し、生きがいを持って元気に地域で暮らし続けることによって、健康寿命の延伸を目指す取組としてまいりたいと思っています。65歳以上の皆さんには、商品券交換まであと少しだからボランティアをしてみようというように、地域における通いの場や介護人材の担い手を増やすきっかけとしていただけるような取組として進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 二、三質問しますけれども、参加者、意外と少ないわけですが、数値目標はどのくらい持たれていたのか。

それから、満点にならないというのか、未交換のポイントというのが結構たまる人もいますけれども、そういうものを何とか生かせるような方法というのは考えられないのかどうか。

あと、商品券の交換事業所というのは主にどのようなところが利用されたのか。

それから、これは1つの提案ですが、スタンプもいいですし、要支援者に前もって地域通貨のようなものをお渡ししておいて、それをボランティアの方に渡すというようなことも考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 再質問にご答弁申し上げます。

参加者、また目標の人数ということでございますが、参加の目標につきましてはまず労連の皆さんとお話をさせていただきましたので、労連のクラブ員さんを想定してこういった事業に取り組んできたというふうに考えてございます。

それから、未交換の方をどうやってフォローアップするかということですが、あくまでもポイントを決めて、そのポイントを達成していただいた方に対して商品券等と交換していただくということで、参加する方におきましても、そのポイントを何とか確保していただくということが、先ほどの繰り返しになりますが、楽しみでもあろうかと思っておりますので、大変恐縮ですが、この点については満たなかったものについての取扱いについては考えていくところではございません。

それから、事業所等ということでございますが、事業所については交換できる場所は福祉係とか地域包括支援センター、それから社協の窓口ということで実施をいたしました。それで、実際に利用できるお店等については、町内の比較的大型店のご協力をいただいて実施を

させていただいたところでございますが、買物に使われる場面の多いところをお願いしていたところでございます。

それから、最後の要支援者への方ということの、地域通貨的なものということでございますが、ちょっと今、具体的にそれらに対する答え、持ち合わせておりませんので、また議員からご指導いただきながら考えるところがあれば、一緒に考えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

学校給食費の公会計化の実施を。

中央教育審議会は昨年1月にまとめた働き方改革の方策で、給食費の管理は教員本来の仕事ではないと指摘、同年7月、文部科学省は全国の教育委員会に公会計化（自治体の会計に組み入れる制度）を求める通知が出されています。教員の徴収・管理の負担を減らすため、公会計化を実施しているのは全国で26%、長野県は23.8%とのことです。公会計化により徴収業務や滞納者への督促が町の事務になるとのことです。それにより教員の働き方改革につながることを期待されるほか、コンビニやインターネットで納付できたり、税金と一緒に引き落とされたりするなど保護者の利便性も向上します。

1点目、現在の小・中学校の給食費の徴収の方法はどのようにしているのか伺います。また、現状の滞納状況は過年度分を含めてお示してください。

2点目、学校現場における給食費に関わる事務については、教育委員会を含め実施をしていると思いますが、実際の学校現場における教員の負担についてはどのように考えているのでしょうか。

3点目、昨年12月時点で、公会計化を検討準備中は全国で31.1%、長野県内は28.6%とお聞きしています。公会計化導入に当たっては情報管理システムの導入・改修の予算が多額になることから公会計への導入が遅れる原因となっているとの指摘もあります。公会計導入について、小布施における今後の予算、事務の課題点等を含めお考えをお聞きします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、渡辺議員の学校給食の公会計化のご質問にお答え申し上げます。

学校給食費でありますので、教育委員会の所管になってまいりますが、公会計化という財務的な問題もありますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、第1点目の給食費の徴収方法についてお答え申し上げます。

これは小学校、中学校ともに、毎月下旬、小学校が26日、中学校が25日に1か月分を口座振替により徴収をしております。振替日に引き落としができなかった場合には翌月の上旬、この日にちは一応決めておまして、小学校が6日、中学校が5日に再度振替を金融機関に依頼しております。それでも引き落としができなかった場合には、町で任用しております学校事務職員より保護者へ通知を送りまして、納入を依頼しております。滞納がさらに数か月に及ぶ場合は、教育委員会職員より保護者へ電話や通知によりまして納入を依頼しているということで、滞納の防止に努めている、納入の督促に努めているところであります。

なお、現在、滞納しているご家庭は小・中学校ともありません。

次に、学校現場における給食費に係る事務の教員の負担ということであります。

先ほど答弁させていただいたとおり、給食費の徴収につきましては、保護者から口座振替によって行っておりまして、小・中学校とも全世帯が口座振替によって行っております。引き落としができなかった場合には、再度答弁になりますが、町任用の学校事務職員がその督促等の事務を行っております。次に教育委員会ということになってまいりますので、教員の皆さんの負担というのは生じていないというふうに考えております。今後も給食費の徴収につきましては、滞納金が生じないように学校と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

公会計化についてでございますが、ご指摘のとおり中央教育審議会は2019年1月に学校給食費など学校徴収金については、未納金の督促なども含めた徴収管理について、基本的には学校教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきと答申をしております。また、国、文部科学省は2020年7月、都道府県知事や教育委員会などに向けて学校給食費など地方公共団体の会計に組み入れる公会計化を採用し、徴収管理を地方公共団体が自らの業務として行うように通知をしているところであります。

2019年12月1日時点で、議員からもご指摘がございましたが、給食を提供している小・中学校を所管する全国の教育委員会を対象に実施した調査では、学校給食の公会計化を実施していると回答した自治体は全体の26%、準備検討しているという自治体は31.1%、実施を予定していないは42.9%でした。

学校給食の公会計化というものは、改めて申し上げますと、その目的というのが組織的

には学校給食費の収入と食材の支出を実際の予算に計上することであり、この効果といまして、教員の集金、集計、食材費の管理、督促業務等の負担軽減、コンビニ支払い等による利便性の向上、徴収管理業務の効率化、経理面での透明性の向上などが示しております。小布施町の場合、先ほど申しあげましたとおり小・中学校ともに教員の給食に係る負担というのは、事務に係る負担はほとんどなく、全家庭が口座振替によって給食費の支払いを行っていただいております。また、給食会計について町監査委員による監査も行われておりまして、公会計に期待される効果は現状で十分達成されているというふうに考えております。

学校給食費の公会計化に係るシステムの導入あるいは運営について、他の市町村等の状況を見ますと、システム導入にやはり50万円、仮に共同で運用した場合、年間のランニングコストが100万円程度かかると見込まれております。また、システムを運用していくための職員体制も必要となつてまいります。

以上のことから、現時点におきまして小布施町におきましては公会計については今のところ予定はありませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 小布施のように行うことによって、何も公会計化にしなくても済むということですが、ではなぜ、文部科学省が公会計化にするように言うのか、文部科学大臣ではないけれども、もし想像がつけばお願いします。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） この公会計化の問題というのは、やはり一番は督促、滞納の問題であったと言われておりまして、やはり大規模な都市等、規模が大きくなってくればやはりそういった業務が、なかなか督促の業務も大変になってくるということで、当時、恐らく教員がやっていたという状況もあったと思います。そういうものを実際、状況も踏まえて、文部省ではそういった通知を出したと思っております。あそこに例えばシステムなんかも、先ほど100万円と申しあげましたが、実際になかなかもっとお金がかかると思います。ちょっと話を戻しますが、要は文部科学省の言う、そういった状況と小布施町の状況は全く違いますが、全国を一律に見て、一律に全て同じようにやる必要はないと思っておりますので、そういう公会計化に伴って効果がある市町村とない市町村もあるわけですから、実際に先ほど申しあげましたとおり予定していないところも4割以上あるわけです。

ですから、個々の市町村の状況に応じて、私は対応していけばいいと思っていますし、あくまで強制的なものではなくて、いわゆる技術的な指導ですので、必要であればその市町村がそれを行うべきと判断すればやればよいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3点目に移ります。

認知症予防としてシニアの絵本読み聞かせボランティアの養成を。

絵本は子供の情操教育にとっても大きな効果を及ぼすことは当然として、大人にも心を癒す効果があると言われていています。昔話や伝説、神話には、心の深い部分（深層心理）に触れるものもあり、それが大人の心の痛みを癒してくれるとのこと。

絵本の持つ魅力を利用し、認知症予防対策として社会参加を通じた自立支援を目的に、シニアの絵本の読み聞かせ養成講座を開催し、ボランティアを養成してはという提案について質問します。

認知症予防として絵本の読み聞かせ養成講座は、対象者に認知機能に関わる健康診断を受けていただき、発声練習や選書、感情移入の方法などを学び、幼保小や老人ホームなどで読み聞かせのボランティアをするものですが、開設に向けての町のお考えをお聞かせください。

また、現在の幼稚園や保育園、小学校あるいは福祉施設での読み聞かせボランティアの協力はどのような状況なのでしょう。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、3点目の認知症予防としてのシニアの読み聞かせボランティアの養成について、私のほうからご答弁を申し上げます。

最初に、幼稚園、保育園、小学校などの読み聞かせの状況についてお答え申し上げます。

幼稚園においては、毎年3回から4回、誕生日会等の行事に町内外のお話の会の皆さんに読み聞かせを行っていただいています。本年度はコロナ禍の状況もあり開催をすることはできていません。保育園においては、現在、ボランティア団体に関わっていただいておりますが、幼稚園同様、保育の中で昼寝の前や公園の前に読み聞かせの時間を設けています。年齢に応じて紙芝居や絵本を用いて、保育士が生の声で語りかけるように読み聞かせを行っています。あわせて、家庭への絵本の貸出しを行う中で、保護者の皆さんにもご協力をいただいているところでございます。

小学校においては、本年度はコロナ禍の状況により、例年より回数は少なくなっているようですが、朝の活動の時間20分間と授業の時間1時間、これは45分間を使ってです。町内外のお話の会のボランティア団体の皆さんに読み聞かせを行っていただいております。

次に、認知症予防としての読み聞かせボランティアについてです。

議員ご指摘のとおり絵本の読み聞かせによる脳機能の活性化の研究成果も発表されておりました。一般的な認知症は意欲の低下から始まると言われ、脳の機能をフル活動させる本の読み聞かせは認知機能の低下に一定の歯止めがかけられたという結果が出されております。読む側は様々な文字を認識しながら読み、実際に声に出して聞き手に話しかけ、そこに感情表現を工夫するという、さらに高度な作業を加えています。一方、聞き手側は相手の言葉を聞いてイメージを膨らませるため脳が活性化されます。読み聞かせは読む側も聞く側も脳の各所を使うため、結果的には認知機能の維持につながる有効な手段だと考えています。

認知症予防のため、住民主体で地区ごとに行っている脳のリフレッシュ教室は、コロナの影響で休止している地区が幾つかありますが、年間の行事の1こまとして取り入れている自治会もあつたり、絵本ではありませんが、紙芝居の読み聞かせを教室や認知症カフェで取り入れています。認知症予防の観点から読み聞かせの効果の啓発に努め、高齢者同士で読み手になったり、聞き手になったりして、意識の醸成を図りながら地域での脳のリフレッシュ教室の関係者や認知症カフェのボランティア活動において、よい取組として紹介させていただき、読み聞かせの活動が自主的に広がるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○12番（渡辺建次君） 幼保小での読み聞かせですけれども、保護者がお勤めでなかなか忙しくてやっている人が少ないというふうにお聞きしているんですけれども、町内外のお話の会のボランティアというのはそれぞれ何名ぐらいおられるのか、その会に。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聡君） 会の団体数でよろしいですか。ちょっと正確な数字については、今、把握してございませんけれども、今、永井課長のほうから答弁させていただいた幼稚園、保育園、あと保育園のほうは入っておりませんが、あと小学校にお入りいただいている団体さんについては、町内のお話の会の団体の皆さんと、あと町外の団体の皆さんに今入っていただいているというような状況でございます。

会員、人数というのはちょっと今把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（関 悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定によりまして、本日の会議はこの程度とし、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものを認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略をいたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時30分

令和3年小布施町議会3月会議会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和3年3月5日(金) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君

建設水道課長 林 信 廣 君 教育次長 藤 沢 憲 一 君
補 佐
監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会議務局長 山 崎 博 雄 書 記 柰 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程につきましては、お手元へ配付のとおりでございます。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問をお願いします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 最初に、5番、中村雅代議員。

〔5番 中村雅代君登壇〕

○5番（中村雅代君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、2点、2項目に関して質問させていただきます。

最初に、保育の質の確保について。

2019年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化の課題として、新たな利用希望や長時間保育が増え、待機児童問題や保育士不足が一層深刻化し、保育の質の低下が懸念されます。また、未満児保育入所の申込みが増加し、保育を希望

する全ての子供・家庭に保育の提供ができない状況にあります。

さらに、保育士の離職率が高まる中、保育士の確保は喫緊の課題です。保育士は保育活動だけでなく、コロナ感染防止における施設の衛生・安全管理や連絡帳などの文書作成、保護者対応など、様々な業務をこなす必要があります。コロナ以前にも、厳しい配置基準や職員不足の下で日々の保育に追われており、さらに消毒作業が加わったことで、疲弊している保育士が増えています。

保育士の人材不足により、一人一人の業務負担が多く、過酷な労働環境の中で、持ち帰り残業が多い、労働時間が長い、休憩が取れない、人間関係が辛い、休日が取れないなど、様々な不満を抱える保育士も少なくありません。

このような働く職場環境の改善や精神的ケアの取組をすることは、保育士の人材の定着化に役立ち、離職率の減少につながるでしょう。そして、会計年度任用職員の待遇改善など、様々な課題に目を向けることも必要です。

子育て世代を支援するためにどのような取組が必要なのか、保育における問題点を明確にし、保育の質を支える保育士の確保対策の強化が必要です。保育の質と量の確保は、子供の権利を保障するとともに、町全体の利益につながります。

そこで、保育の質の確保についてお尋ねします。

1 点目、来年度の入園申込状況について。

① 2 園の保育園・認定こども園栗ガ丘幼稚園の年齢別申込状況及び保育必要量・保育時間別の割合は。

② 人数に応じた保育室の確保はどうか。

③ 全ての子供が希望の園に入所できているか。

2 項目め、保育の質を支える保育士の人材確保について。

① 保育士の確保はどうか。また、正規職員と会計年度任用職員の比率は。

② 保育士の事務作業の負担軽減に向けての対策は。

③ 会計年度任用職員の正規職員との均衡・権衡を考慮した待遇改善は。

④ 全ての保育士のスキルアップ対策は。

⑤ 新型コロナウイルスの影響もあって、今後、財源の制約が一層強まることが想定されるが、無償化の国の財源保障の見込みはどうか。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、中村雅代議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めの保育の質の確保につきまして、来年度の入園申込みの状況について、1点目の2園の保育園・認定こども園栗ガ丘幼稚園の年齢別申込状況及び保育必要量・保育時間別の割合はにつきましてでございますが、年齢別申込状況につきましては、3園合計で申し上げます。5歳児におきましては90人、4歳児82人、3歳児71人、2歳児47人、1歳児30人、零歳児5人でございます。

また、認定別の内訳につきましては、1号認定につきましては45名、2号標準時間が112名、2号短時間が85名、3号の標準時間が42名、3号の短時間が39名の計323人であります。

2つ目の人数に応じた保育室の確保はどうかというところでございます。

現時点では、どの園も人数に応じた基準の広さを確保できております。将来的には、さらなる未満児受入れの増があった場合など、保育室が不足する可能性は出てくると思っております。

3点目の全ての子供が希望の園に入所できるかにつきましてでございますが、園ごとの申込人数に偏りがあるため、一部、園の移動をお願いしてございます。また、保育士不足によりまして、未満児の一部の方に、育休の延長等により翌年度への入園を先送りさせていただくお願いを申し上げて、承諾をいただいております。

2項目めの保育の質を支える保育士の人材確保につきましてでございますが、1点目の保育士の確保はどうか、また、正規職員と会計年度任用職員の比率はとのご質問でございますが、保育士の確保は十分とはいえず、近年、保育需要に対しまして、常にぎりぎりの状態が続いております。特に会計年度任用職員は、募集をかけても、なかなか応募がないような状況にあります。

正規職員と会計年度任用職員の比率でございますが、保育士のみでは、正規21人、28%、会計年度任用職員55人、72%でございます。給食員や事務も入れた全体では、正規22人、24%、会計年度任用職員70名、76%となっております。

2点目の保育士の事務作業の負担軽減に向けての対策はとのご質問でございますが、日常保育における記録用紙等の形式を変えて簡素化をしたり、また、パソコンによる事務処理などで工夫をして行っているところでございます。

3点目の会計年度任用職員、正規職員との均衡・権衡を考慮した待遇改善はにつきましてでございますが、フルタイムの会計年度任用職員は、年間行事における係分担は軽減されて

いるものの、ほぼ正規職員と同様の勤務をいただいているところでございます。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、位置づけを補助の保育士にし、事務業務はほぼなくすなどとともに園内の係分担も軽くするなど、より負担を軽くしているところでございます。

4点目の全ての保育士のスキルアップ対策はとのご質問でございますが、内外で企画されます様々な研修会への参加や保育専門相談員による園訪問による研修などにより、保育士のスキルアップを図っているところでございます。今はリモートによる研修が多くなってきておりますので、このように積極的な活動も進めてまいりたいと考えております。

5点目の新型コロナウイルスの影響もあって、今後、財源の制約が一層強まることが想定されるが、無償化の国の財源保障の見込みはどうかというご質問でございます。

令和元年9月から無償化がスタートいたしまして、その減少分は増税されました地方消費税で賄われることになっております。元年度におきましては、子ども・子育て臨時交付金といたしまして4,562万円が交付され、減収分が保障されております。令和2年度以降の幼児教育の無償化による国の財源保障については、地方消費税の増額分と地方交付税で不足分を補うこととしております。

現在において、この方針に変更はないものと理解しており、今後も国の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいまご答弁いただきましたが、3点ほど再質問させていただきたいと思っております。

まず、全員が希望の保育園に入れるのかという点に関しましては、ご答弁では、3園の偏りを避けるため、一部の方に希望の園の移動を変更していただいているとか、育休を先送りしてご協力、ご承諾いただいているということを伺いましたが、育休に関しましては、そういう制度もございますので、そちらも周知していただいたりして、本当にその方に承諾を得ながら進めるということでは、その方に感謝したいと思っておりますが、偏りということでは、今お聞きした3園のことでいきますと、どうも認定こども園栗ガ丘幼稚園に申込みが増加傾向にあるのではないかとお聞きしたところ思われます。

そういう認定こども園化してから、保育の短時間のお子さんですよね、割と申込みが増えたのではないかとというのは、認定こども園ではなく、無償化という、そういうことがありますので、そういう申込みが増えたのかなというのをちょっと1点お聞きしたいのと、保育室

の確保が基準の広さを確保しているということなんですけれども、ちょっと未満児にしますと、大変入所の申込みが多く、部局ではとても苦勞なさっていると思うんですけれども、保育園の園長先生もとても苦勞なさっていると思うんですが、やはり、ちょっとお聞きしたところによりますと、ゼロと1・2歳児ですかね、そういう混合のクラス、認定こども園は混合クラスで16人という、あの部屋に16人というのはどうなのかなと思いますので、その点、工夫などお聞きしたいと思います。

2点目は、保育士の確保なんですけれども、正規職員の離職というか、若い方でもここ何年かあると伺っています。年度途中でも、私たちに保育募集のチラシが配られてきますよね、新聞の間に入っていたりして。そういう年度途中でも離職してしまうのかなというのは、その離職の要因というのは何だと捉えておられますでしょうか。

会計年度の応募がないと伺って、いろいろ研修なども、やっぱりほぼ同じ時間、仕事量が変わらないということなんですけれども、そういう方にも、研修なども十分に参加できるようになっていたりするのでしょうか、お願いします。

あと、事務作業の軽減では、記録用紙の簡素化と挙げられていましたけれども、保育士さん、毎日毎日、保護者の方とのお便り帳の交換をしていますけれども、その返信にかなりの時間がかけているようです。やはり保育園、小布施町は中間休憩も取れていません。須坂市は取れていますけれども、中間休憩取れない分、後ろのほうに休憩を持ってこられているんですけれども、その点もちょっと過酷な労働条件ではないかなと思うので、やはり保育士確保というところでは、そういう職場改善とか、魅力あるそういう職種なんだというのをアピールしていくことあると思います。

ちょっと私、3年度、来年の保育関係の予算案の概要を見させていただいたんですけれども、やはり離職ということがあって、確保に向けては処遇改善を実施していくということがうたわれています。それで、感染拡大防止対策に係ってなんですけれども、そこに、日々の仕事以上に今これが係っているわけですので、その支援の予算として、職員が感染対策の徹底を図るための経費とか人材という形では、補助の保育士さんを、外部の方を入れるというのは、また衛生面でも悪いと思うので、そういう延長から、朝の延長をやっていただいている方に続いて、感染のそういう防止のための作業などもやっていただくとか、そういう予算もつけられていましたので、その点検討していただきたいと思います。

本当に、このままコロナウイルスの影響が長期化していくということは、ふだんの保育の見直しもすごくされているんですよね。例えば、共に並んで給食、未満児ではそしゃくとか、

そういうのも仕方を見せたり、おいしさも共有したりするという、それがうんと大事な時間なんです、なるべく離れて座って、食事でも無言で食べるということが必要になってきてしまったので、本当に保育士さん大変だと思います。保護者の方も、子供の行事が縮小されたり中止されたりして、落胆する方も増えていますので、そういう感染対策と、いつもの教育・保育の両立って、とても日々悩ませていると思いますので、その点、何とか保育現場の疲弊を取り除くという意味でも、いろいろな対策していただきたいと思いますので、今の3点について、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、園児の偏りでありますけれども、今、中村議員おっしゃるとおり、認定こども園のほうに希望される家庭も非常に多くなってきてございます。3園の中で施設が、その中では新しいという部分もございまして、保護者の皆さんが、その辺を入園の希望の中に捉えている部分もあろうかと思えます。

それで、一応、先ほど答弁の中でも述べさせていただきましたけれども、入所に関しまして、いわゆる、一部、園の移動をお願いはさせていただいております。ただ、兄弟関係もございまして、兄弟関係があるご家庭につきましては、同じ園にやはり通園できるように配慮はさせていただいているところでございますので、ご理解のほど、お願いをしたいと思います。

あと、2点目の保育士の確保でございます。

議員ご指摘のとおり、保育士の確保につきましては、本当に毎年、苦慮しているところでございます。小布施町に限らず、ほかの市町村においても、保育士の不足というのが一番の課題となっているところでございまして、報酬等を引き上げても、ほかの市町村でもまた同様に引き上げるというような中で、保育士の取り合いというような状況も中には出ているような状況であります。私どもも極力、年間通しまして保育士の確保ということは、今後、乳幼児ですかね、未満児のまた入園の募集というのも、今後、小布施町の中でも今、宅地造成もされている経過もございまして、今後も増加してくるということは想定されますので、それに対応した保育士の確保を引き続き行っていきたいと思っております。

あと、3点目の保育士の事務作業の軽減でございます。

日々、本当に、日常は園児の保育というような形になりますので、どうしても保育が終わった後に、保育士が1日の事務処理を行うというところもございまして。そんな関係で、大変

保育士の事務量に関しては、保育以外に関しても量があるということは十分承知しているところでございます。

また、園だよりとかについても、本当はパソコンで打てば、事務量は軽減されるわけなんですけど、どうしても保育士のほうで、温かみがあって、自分の気持ちを保護者の皆さんにお伝えしたいという中で、まだ今、手書きで作成をしているような状況でもあります。その辺、できる限り事務の簡素化ができるところは対応して、今後行っていきたいかと思っております。

また、感染予防につきましても、まだコロナ禍が収束するわけではございませんので、引き続き感染予防の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） それでは、続いて2項目め、当町における発達特性に応じた学習環境づくりの推進について質問いたします。

第6次小布施町総合計画の基本計画「出産・子育て・教育」の重点施策に挙げられております誰もが安心して学べる環境づくりの基本方針には、困難や生きづらさを抱える子供たちを支援するとともに、多様な特性を尊重し、育める居場所づくりや教育環境づくりに取り組みますとの記述があります。

当町の小・中学校には、特別な支援を要する児童及び生徒のために特別支援学級があります。特別支援学級の対象児童は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい・情緒障がいなどが対象です。通常学級に入学した児童が、発達の度合い、本人や保護者の希望、または事故などによる肢体不自由などを事由に、年度途中や進級のタイミングで支援学級に移行することも可能です。

近年、小・中学校に設置された支援学級に入る児童・生徒数は増加傾向にあります。しかし、学校が特別な支援を要するお子さんを受け入れるためには、適切な支援と環境、体制を整えなければなりません。また、通常学級にも、補助を要するお子さんも在籍しております。

通常学級、特別支援学級、また特別支援学校、それぞれにおいて特別支援教育を行っていますが、これは単に場を分けるという考え方ではなく、児童・生徒個々の教育的ニーズに応え得る多様な学びの場を整備することによって、それぞれの発達をきめ細かく支援するという考え方によるものと認識しております。

しかしながら、発達に不安を抱えるお子さんを育てるお父さん、お母さん方のサークルに

何度か参加させていただき、意見交換会を開催しながら意見を取りまとめましたところ、担任との信頼関係が築けない、学校に対する不満、また、学校卒業後の就職問題や居場所づくり、私たち親が亡くなった後の生活の保障はと、不安などは切実です。

特に小学校の段階では、発達障がいがある児童を担当の教員がしっかり把握し、適切な対応をしていくことが必要です。でも、現場の教員は多忙であり、1人では十分に対応し切れない可能性もあります。経験豊富な教員が少なくなり、世代交代をしていく中で、その育成強化を急ぐべきと思います。

そこで、教育長に質問いたします。

特別支援教育を担う人材の育成を今後どのように進めていくのか、お尋ねいたします。

(1) 小学校、中学校の特別支援学級の現状は。

(2) 通常学級の支援を要する児童・生徒の対応は。

(3) 関係機関との継続的な支援、切れ目のない支援や一人一人の教育ニーズに沿った指導に関して、医療機関や児童発達センターなど外部機関との連携がどのようになされているのか。また、担任及び学校関係者と保護者との良好な関係の構築に、第三者的な者の介在はどうか。

(4) 保護者の心的サポートは行われているのでしょうか。

(5) 副学籍の児童との交流は実施されているのか。町別子ども会との連携はどうか。

(6) 特別支援を要する子供たちがより充実した支援を受けられるために、教育を担う人材の育成を今後どのように進めていくのか。

(7) 学校、教員、地域住民の特別支援教育への理解など意識の醸成、知識の向上などの対策の考えは。

(8) 乳幼児時期の早期発見の手だてや支援教室の設置はどうか。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、中村議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目、小学校、中学校の特別支援学級の状況です。

小学校には、知的障がいの特別支援学級が1クラスで8名在籍しておられます。それから、自閉症・情緒障がいの特別支援学級は2クラスありまして、11名が在籍しておられます。この中の児童で、須坂小学校のこたばの教室やまなびの教室へ通って、週1時間程度、指導を受けている児童もおられます。

中学校には、知的障がい1クラスで4名、自閉症・情緒障がいは、これも1クラスで4名が在籍しています。中学生においては、墨坂中学校のまなびの教室へ、週1時間通級している生徒もおられます。

先生ですけれども、小学校には3名、中学校には2名の特別支援教育コーディネーターがおられます。それから、特別支援学級の小学校3名と中学校2名の特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級のクラスを受け持つほか、本来その児童が、本来クラスといいますか、もう一つの通常クラスのほうにも在籍しているわけなので、その学級との調整や、それから外部機関との連携も、その先生が行っております。

それから、2点目の通常学級の支援を要する児童・生徒の対応という件ですけれども、小学校では町の費用で、登校支援教育の支援員を6名配置しております。これは通常学級の中に入っているわけですけれども、学級の担任と連携を図りながら、通常学級の児童、それから特別支援学級の児童の指導も行っております。

それから、3点目の関係機関との継続的な支援、切れ目のない支援や一人一人の教育ニーズに沿った指導に関して、医療機関や児童発達センターなど外部機関との連携がどのようにされているのか、また、担任及び学校関係者と保護者との良好な関係の構築に第三者的な者の介在はどうかというご質問であります。

幼稚園と保育園には、療育コーディネーター、それから作業療法士、保健師、教育支援相談員等がチームを組んで巡回訪問をしています。1回行きますと、半日以上はいると思います。そこで、行かれた先生方が参観をした後に、担任や園長を交えて会議あるいはミーティングを行って、その子供に対する具体的な支援ということの方策を詰めております。

それから、配慮や支援の必要な園児については、移行支援会議というのを行いまして、これをもって小学校に、こういう状況ですというようなことをつなげています。小学生になってからも、定期的に支援会議や関係者会議を開催して、特別支援教育コーディネーター、小学校3名、中学校2名なんですけれども、特別支援教育コーディネーターが中心となって、校長や担任、教育支援員や、それから外部の機関も交えて、具体的な支援のためにどうしたらいいかという情報交換を行っております。

4点目の保護者の心的サポートは行われているのかというご質問なんですけれども、保護者の皆さんの相談内容に応じて、支援への理解を深めていただきつつ、継続的なサポートを続けるというようにしてはおります。支援会議を通じて、本人や保護者の困り事や思いにできるだけ対応できるように努めております。また、親の会などにも参加させていただいて、

声を聞かせていただいています。

現場の教職員や保育士はもちろん、教育支援相談員など関係者が、保護者の皆さんと信頼関係を築けるように一層努力をして、そのお子さんにとって最適な支援ができるように、これからも取り組んでまいります。

5番目の副学籍の児童との交流は実施されているのか、町別子ども会との連携はどうかというご質問であります。

現在、特別支援学校、本籍校というか、須坂支援学校とか長野養護とかというところに行かれている、学校3校に通っておられる児童が、5名の方なんですけれども、副学籍校として栗ガ丘小学校を指定してもらっています。これは、本来在籍している学校と、それから栗ガ丘小学校のところで連絡を取って、年度の初めに児童の実態に応じて活動計画を立てて、同じ学年の通常の学級や特別支援学級の児童との交流をしています。主には、運動会や音楽会、それから水泳、課外活動や調理活動などを行っております。

ご質問にありました町別子ども会というのも学校で行っているんですけども、これにつきましてちょっと、今までこれに関しての声かけは行ってきませんでしたので、希望があれば町別子ども会のところにも、どうですかという声かけは今後行いたいと思います。

6番の特別支援を要する子供たちがより充実した支援を受けられるために、教育を担う人材の育成はどうするんだと、こういうご質問なんですけど、人材育成、特別コーディネーター5人の先生方は全員県費の先生で、異動されて来られる先生であります。よって、本来的には、その先生の教育というのは、県が主体になって行うべきだと思っております。

現時点では、特別支援学校と通常校とで教職員の人事交流を、県で行っております通常のクラスに行ったり、それから、特別コーディネーターのクラスを持ったりしております。それから、特別支援学校の教育相談員、それから臨床心理士、精神保健福祉士などの専門家を学校に招いて、教職員の指導や相談、研修も行っております。

7番の学校、教員、地域住民の特別支援教育への理解など、意識の醸成、知識の向上などの対策の考えはということであります。

教職員はもちろん、地域の方々にも理解を深めていただかないと、なかなか地域の方の理解が進まないと、特別教室のほうに入りにくいというようなこともありますので、本来は、地域の方にも理解を深めてもらうということは重要だと思います。それが十分だったかどうかと言われると、ちょっと不足していたかなとも思いますので、今後お便りなどの日常的な情報発信に加えて、研修や講演会などを実施して、あるいは啓発用のリーフレットを作成し

て、配布等を行っていきたいと思います。

8番の乳幼児期の早期発見の手だてや支援教室の設置はどうかと、こういうことであります。

幼稚園・保育園へは、さっき申し上げた巡回訪問というのを行っております。そのほかにエンゼルランドセンターでは発達相談、あるいは保健師による乳幼児健康診断等があって、それらの場で早期発見・早期支援ということに極力努めてはおります。今後は、さらに教育委員会と健康福祉課ですね、乳幼児健康診断みたいなものは健康福祉課なので、教育委員会と健康福祉課とで情報共有を徹底しまして、役割分担を明確にして、年齢に応じた対応がさらにできるように整備してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○5番（中村雅代君） ただいまご丁寧な答弁をいただき、今、コロナ禍にあっても、なお一層、子供たちの健全な育ちの充実にご尽力いただいておりますことに敬意を表したいと思います。

今のご答弁に関して、再質問、3点ほどお願いいたします。

親御さん方は、子供さんのために保育園や学校で少しでも生活しやすくなることを重視して、障がいや病気があっても、我が子の能力を伸ばすための手だてや工夫を必死で求めています。子供も保護者も安心して、将来に向けての進級や進路指導、ごくごく当たり前のささやかな願いを持って、障がいに応じた適切な教育が受けられるならばと、日々願ってやみません。

小布施町で、この地域の子供たちとともに社会参加を目指しておられます。日々、小児科の病院などに通院したり、専門的機関や支援学校などで、そのお子さんに必要な配慮を栗ガ丘の小学校に通学の際は、担任に協力していただけるようにねと言われて、そのことを伝えても、現状は、専門的な知識を持った教員が不足していたり、児童・生徒数が多く、目が行き届かないという状況が現実です。

4年前になりますか、医療ケアの必要なお子さんを受け入れていただいて、保育園、そして学校、そのときは役場の教育委員会や健康福祉課の担当職員の皆さんのフォローがあって、とてもありがたかったと感謝しておられました。今につながっていますが、そういう声も伺っております。

障がいのある子供さんとなない子供さんが共に学ぶインクルーシブ教育を充実させ、全ての

子供たちが地域の学校で学ぶということを実現させるためには、特別な支援を必要とする子供さんへの就学前から学齢別、学齢期、社会参加まで、切れ目のない支援体制整備が不可欠です。これは今日も申し上げましたが、そのためには、役場の教育部局、福祉、保健・医療、労働などの部局が連携して、一貫した支援体制を構築していくという必要があるかと思えます。

教育長の答弁で、そういう人材育成は国や県と共に取り組むべき課題であって町独自の課題ではないとはおっしゃられませんでしたけれども、その点、もう一度再度伺います。それでも町独自で何とか工夫して、そういうことにも関わっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

2点目は、支援級から原級に戻った際、こんな事例があります。クラスのお子さんにかかわれるような光景を目にして、注意もできない自分に胸を痛めたというお子さんの悩みを耳にしました。また、自閉症スペクトラムのお子さんが、クールダウンという手だてがあるんですが、クールダウンの手だてをして、今のこういう寒い時期でも、家から飛び出して庭で声を荒げたりする場面というのがあるんですが、そういうことを目にされたり聞いた近所の住民の方が、もしかして虐待と心配されたとか、また、とてもそういうお子さんたちは、この服がお気に入りなんだというこだわりが、そういう特徴がありまして、毎日同じ服装を目にした方が、ネグレクトじゃないとか、それは心配してくださるんですけども、そのお母さんは、どんなに泥んこに汚れてもきれいにお洗濯して下さって、また翌日着せているそうです。

こういう、せめてそんなことを、小さな町に共に暮らす住民としては、いろんな方に分かってほしいと、少しでも理解や協力していただければな、本当に手を差し伸べていただければなという、私は願っています。

そういう理解啓発というのは本当に難しいんですけども、いわゆる現在、通常学級でも、クラスメートからいろんな刺激を受けたりして成長しています。そして、学び深めている障がい児の方も多数いると聞いています。障がい児との交流を通して、いろんな多様性に気づくお子さんも少なくないと思います。どうか、発達障がいのあるお子さんが通常学級のクラスメートとの交流の中で、社会性を伸ばしたり言葉を覚えたりしているという事例を踏まえ、再度、理解啓発のそういう施策というものはないでしょうか、伺いたいと思います。

3点目として、来年度の予算案では、イの一番に子育て環境整備として、特別教育では相談体制、それから、施策の充実を図る福祉面では、母子・子育て世代の心の相談体制の充実

を図ると、桜井町長の優しい顔写真と共に掲載されていますが、期待しています。信じてよろしいですね。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） なかなか長い再質問で、どこのところかご質問なのか、いま一つ、全部ちょっと理解していないのかもしれないんですけども、まず、先生への教育という件です。

先ほどは、県費の先生は、基本的には県のほうで指導してくださいよというか、県のほうで当然教育しているわけですけども、そのほかに小学校に6名、町費で普通教室の、若干発達障がいっぽいお子さんとかというものも見ているわけなので、その6名の町費の先生については、なかなか県では教育をしてくれないので、私どももそここのところは、その6名の先生方に対する教育というのが、いま一つ、ちょっと行き届いていなかったなという反省があります。

今、コマキという精神保健福祉士の方が週の半分ぐらい小布施町に入っておられまして、その先生が今年度、小学校6年生、おおむね97名いるんだったかな、それに全員に面談をしました。一人一人の面談ですけども、ほかの市町村でもやられているようなんですけども、初めて小布施でやられたら、大変ほかの市町村より、一人一人の子供の相談時間が長かったというか、子供の発言が非常に多かったと、こういう話を伺いました。

その先生に、来年は中学2年生を全部やってもらおうと、こう思っているんですが、そうしますと、子供さんがいろんな悩みがあったときに、コマキ先生に相談ができると、こういうことにもなるので、私は特別支援に入られている6名の先生方にも、今のような方に教育をしてもらったり、個々に話をしてもらったりして、6名の方の教育というのをもうちょっと進めたいと思いました。

それから、あとは、特別支援学級の児童が、通常学級というか本来の学級に戻ったときに、若干違和感のあるような態度をされた、あるいは、お家で子供さんが持っている特性で、同じ洋服ばかり着たり、あるいは声を張り上げたりするというようなことで、なかなか親御さんが大変だというようなお話がありましたけれども、もちろん特別教室においでのお子さんが通常教室に入ったというようなときに、極力そのようなことがないように、学校の先生にはもちろん言います。言いますけれども、普通学級の先生も大勢おられるので、一般論として単に言うだけでは、自分のことだというふうに思われないうと変ですけども、あまり大勢の先生に一般論として話しても、そうなんだなと思って、必ずしも自分のクラスで起

きているという認識がないかもしれないので、できましたら、そういう事例がありましたら、私どものほうにでもいいですけども、言っていただくというふうになりますと、私どもでもうちょっと先生を特定して、あるいはクラスを特定して、もうちょっとよく見るようにとというようなことをしますので、できましたら個別に言っていただければ、よりありがたいと思います。

さっきの全く同じ洋服を着て、声を大きく荒げるというような子供さんについても、さっきご質問にあったように、周りのお宅は、虐待しているんじゃないかという、こういうふうには当然思われて、私どものほうに連絡してくるという場合もあります。私どもに連絡もらえば、その近所のところにどういうふうには周知するかは、ちょっと私どもでうまくできるかどうかというのは分かりませんが、極力対応はしたいと思います。

ただ、本来は、お母さんやお父さんが声が聞こえるような近所のお宅に、私の家の子供はこんなだけども、あまり気かけないようにしてくれというようなことが本来は言えれば、一番いいのかなと思います。言えないような場合には、私どもに言っていただいて、何がしかの対応したいと思います。

それから、あとは、予算についていうと、当然予算についているので、私どものほうで、今お答えしたようなことをさらに充実してやっていって、今の特別支援学級、あるいは、クラスに発達障がいほくって注意をしているような子供さんがおいでなので、その辺のところを、ご質問のあったようなことを、極力いいほうに持っていくように努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 続いて、7番、小林一広議員。

〔7番 小林一広君登壇〕

○7番（小林一広君） それでは、通告に基づきまして、2件質問させていただきます。

三寒四温を感じる今日この頃です。これを繰り返しながら、桜堤、また花公園を訪れる方が増える季節が近づいてきたと思います。

まず、小布施町の小布施側と豊野側の通行歩行者の安全の確保ということで質問させていただきます。

最近、小布施橋の小布施側と豊野側の人の往来・通行が非常に増えてきております。歩行通行者の安全の確保が必要と考えております。

まず、小布施町側の通行に関してですけれども、小布施橋の手前を堤防から堤防、要するに北から南、南から北へと横断する人が増えております。自転車で横断する方、また歩行、ウォーキング等で横断する方の安全を確保すること、また車両のスムーズな走行を確保するためにも、小布施橋の橋下を人が通行できるようにすべきではないかというふうに考えます。それについて、お考えをお聞きします。

また、小布施橋を渡り切った豊野町側でありますけれども、小布施橋から国道に向かう間に歩道がありません。車の往来が多く、交通事故が起きるのではないかと不安を感じております。小布施町住民の歩行者や、また自転車通勤・通学で利用されている方が、かなりいるというふうに認識しております。その方たちの安全を確保するためにも、歩道の設置が必要と考えます。歩道の設置についてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 林建設水道課長補佐。

〔建設水道課長補佐 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長補佐（林 信廣君） おはようございます。

小林一広議員の小布施橋の小布施側と豊野側の歩行者等の安全確保についての質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の小布施側、千曲川右岸堤防の横断についてです。

右岸堤防につきましては、町が国より専用の許可を受け、自転車歩行者道として町道認定し、町が管理しております。ご存じのように、春の桜の時期だけではなく、年間を通してウォーキングやサイクリングなど、多くの方々にご利用をいただいております。

ご質問のように、千曲川右岸堤防を上流から下流、下流から上流へ行き来するため、交通量の多い主要地方道豊野南志賀公園線を横断される方が大半です。すぐそばには小布施橋東信号がありますが、信号のある交差点に回らずに、小布施橋直近の県道を横断している危険な状況が見受けられます。

ご提案のありました小布施橋下は、少し離れておりますけれども、小布施ミニマラソンのコースとしても利用されており、令和元年東日本台風による災害復旧工事も終了し、通ることができるようになっております。このようなルートがあることの案内が不足している面も

あったかと思えます。

県道横断中に事故があつては大変なことです。利用者の安全を確保するためにも、案内看板の設置など、千曲川河川事務所に相談をさせていただきながら、周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の歩道設置についてです。

歩道につきましては、小布施橋から長野市境までの間、170メートルほど設置がされております。長野市境から国道18号までの間、420メートルほどが未整備となっております。

歩道の整備につきましては、毎年、高山村長が会長を務める主要地方道豊野南志賀公園線改良促進期成同盟会の総会の折に出席されておられます県議会議員に要望をしてくれております。

現在、県では豊野交番と浅川橋の間の整備を実施しており、用地買収の協力が得られた範囲について、今年度から本工事に着手する。それから、国道18号から長野市境までの区間については、事業用地の調整がついていないと長野建設事務所から説明を受けています。今後、事業の促進が図られますように県に要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） まず、小布施側の小布施橋下の通行ということで、一応今、ミニマラソンで使っているコースがあると、そこを案内板でしっかり案内するというふうにおっしゃっていただきましたけれども、横断しようとする方にとっては、やはりちょっと不便を感じると思えます。やはり直接、直線的に橋の下を通れるような交渉というのは、千曲川河川事務所には交渉できないものでしょうか。

それと、豊野側の歩道ですけれども、用地買収ができていないということでございます。改めて強く要望していただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（林 信廣君） 小林一広議員の再質問にお答えをしたいと思います。

小布施橋の直下といいますか、そこに新しいコースということでございますが、台風19号の折にも増水等の被害が出ている、そういった中で、国においても、台風19号前でございすけれども、川の流れを阻害するような河川内の樹木等の伐採を進めてきたような経過もありますので、当然相談はさせていただきますが、非常にあっちもこっちもというのは、国のほうも許可してこないというのが事例でございすので、強くは要望してまいりますけれども、そういった意味で、既存の許可をいただいている施設があるということでございすの

で、ご理解はいただきたいと思います。ただ今後、本当に強く、堤防の整備と併せて要望はしてまいりたいというふうに思っております。

なお、2点目の県道の歩道につきましても、一部用地交渉が難航しているところがあるとお聞きしております。国庫補助の制度の制約があるというふうにもお聞きしておりますので、そういった点も早急に調整が取れるように要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

県・国では、2050年度に向け、二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて宣言をしております。その宣言を受け、小布施町も当然、具体的な実施策が必要と考えられますので、質問させていただきます。

今後、国・県の宣言に対して、小布施町として具体的な実施策を講ずるべきと考えるが、どのように進めていくかお伺いいたします。

また、世界の国々では、ガソリン・ディーゼル車の販売を中止し、車の電動化の動きが加速しています。電気自動車は、環境問題への対応や非常用電力としての利活用にも、今非常に注目されております。国も2030年に向けて、ガソリン車の販売を禁止することとしております。このような中で、小布施町でも公用車に電気自動車を積極的に導入すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、各家庭にも電気自動車の普及を促すべきと考えます。その刺激策について、お考えを伺います。

2050年ゼロカーボンに向け、行政はもとより各家庭での意識を高めるためにも、町独自の補助金制度を含め、検討してはいかがかと思えます。

また、地球温暖化は地球規模の問題です。しかし、私たち一人一人がこの問題を意識して、それなりに対応していかなければいけないと思います。これは金額の問題ではないんですけども、少額でもよいので、町民の方へ、環境への意識を高めるためにも、協力金などのようなものを導入する制度は検討できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、ただいまの小林議員からの4つのご質問に順次お

答えいたします。

議員ご指摘のとおり、二酸化炭素排出量削減のための取組として、長野県では、令和元年11月に阿部知事が気候非常事態宣言を宣言し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを決意しました。その後、国においても、令和2年10月に菅総理大臣が所信表明演説の中で、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすると宣言しまして、脱炭素に関する動きが各方面で加速しております。

長野県の気候非常事態宣言には、県内77全ての市町村が賛同を示しておりますが、その具体的な取組状況は、個々の市町村によって異なる状況となっております。その中で、小布施町の具体的な取組ですが、昨年8月に、長野県内では3番目となる世界首長誓約への署名を行い、2030年度までに国が定める排出量以上の排出量削減に向けて一步踏み出したところで

す。世界首長誓約では、誓約後2年以内に、町内で排出されている温室効果ガス排出量の分析や課題の特定を行うとともに、具体的な温室効果ガスの削減目標とその削減に向けた施策、気候変動への対応をまとめた気候変動エネルギー行動計画の策定を行うこととしています。

当町でも8月以降、名古屋大学のサポートを受けながら排出量分析に取り組んでおり、現状、分析と課題の整理については、今年度中をめどに方向性を示すことができるところまで来ております。次年度は、これまでの分析結果を町民の皆様にお示しし、削減目標や、その施策案についての議論の場を用意しながら検討を重ね、令和3年度中の計画策定を目指して取り組んでまいります。

具体的な施策展開につきましては、町民の皆様との合意形成を踏まえて策定した計画に基づき、展開を図ることを予定しておりますので、令和4年度からの本格化を目指しております。ただし、町施設における温室効果ガスの削減に向けた施策など、行政内部ですぐに検討を始められることにつきましては、同時並行で検討を進め、可能な限り前倒ししながら施策検討を進めております。

続きまして、2点目の公用車両としての電気自動車の導入につきましては、議員ご指摘のとおり、世界的なガソリン車から電気自動車への転換の動き、災害時の非常電力としての活用の観点から、積極的に検討していくべきものと考えております。

そのような中で、先月2月17日には、長野地域9市町村で構成されております長野地域連携中枢都市圏の枠組みの中で、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定を日産自動車と締結しました。これは、災害発生時に日産自動車の協力により、

電気自動車の給電応援や周辺市町村で互いに電気自動車を貸し合う相互給電応援体制の構築、災害時だけでなく平常時においてもイベント等で電気自動車を活用し、走る蓄電池としてアピールすることで、電気自動車の普及促進を図るものです。既に電気自動車を公用車両として導入している周辺市町村の動向も参考にさせていただきながら、導入の検討を進めてまいります。

3点目の各家庭への電気自動車導入の町独自の補助金につきましては、町単独での補助金となりますと、財政的な観点から難しい状況であると考えております。国では、環境省や経済産業省が電気自動車購入に関する補助制度の拡充を進めているところであり、そのような補助制度の周知や電気自動車の非常時の蓄電池としての活用方法などを町民の皆さんに知っていただくことを通して、各家庭への電気自動車の普及に努めてまいりたいと考えております。

最後、4点目の町民の皆様から環境への協力金のようなものを導入できないかというご質問につきましては、例えば、町独自で地方環境税のようなものを導入することが想定されますが、現状では、住民の皆さんの幅広い理解を得ることは難しいと考えております。当面は、気候変動エネルギー行動計画の策定プロセスを通じて、住民の皆様と意見交換を活発に行うことで、行政にとどまらず、町内事業者や各家庭の皆様との協働の在り方を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 電気自動車導入に対しては、近隣市町村の動向ということでございます。今回3月の予算では、早くも高山村では1台購入するということが決まっております。

高山村の庁舎は、減災・防災の環境省の補助金を使いまして、地域防災の避難所として既に稼働しております。そういった中で、電気自動車は既に理にかなったものとなっております。そこにいきますと、やはり小布施町は一步遅れているのではないかとこのように感じております。積極的な導入を望みますので、お願いいたします。

また、各家庭での補助金ということでご提案させていただきました。財政的にやはり無理だと、きついところがあるというのは重々承知しております。しかし、過去にリフォーム補助金等、実際導入された経過があります。再度そういった形での検討もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、1と4併せてになりますけれども、これ、金額の問題じゃなくて、やはり、いかに

町全体で、住民全体で、どれほど意識できるかということでございます。だから、極端な話1円でもいいと思っております、それはね。でも、そういったものが無理ということであれば、やはりほかの形で考えていかなければいけないと思います。

町長にもちょっと知っておいていただきたいのですけれども、2011年から、住民、各種団体、また千葉大学、東京大学の先生方に参加していただきながら、定期的にエネルギー環境会議というものを開催しておりました。そのとき、今の中條財務課長も参加しておりましたので、その当時のことは、またゆっくりお話を聞いていただければと思います。

そのとき既に、その会議の中では、小布施町全体の生活電力を自然再生エネルギーで賄うことはできないか、基本的に生活電力が、小布施町で生活する人にはかからないというようなことも想定できないかという大きな考えも出ておりました。そういうことが実現できれば、小布施町への定住促進にもつながるかと思います。

今、名古屋大学の関係者と調査をして、令和3年度に一つの指針を出して、令和4年度から本格的に目指すということでございます。やはり住民の方を交えて、そういった会議をどんどん行っていくべきではないかと思います。だから、そういった名古屋大学の関係者、住民を交えた会議というものを開くことはできないか、ちょっとご提案させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（関悦子君） 須藤企画政策課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、ただいまの小林議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の電気自動車の導入につきましては、議員から今お話のありましたとおり、高山村さんでも導入が決まっておりますことや、ほかの市町村でも既に導入されている自治体さんがございまして、これまでは、どうしても費用が高いところがちょっと課題となっていたところなんです、災害時の活用などの方法もあるというところで、実現可能性はかなり高まってきていると思っておりますので、現在の公用車の交換のタイミングなどで、導入については積極的に考えていきたいと考えております。

また、2点目の各家庭への補助金につきましては、こちらは先ほどご答弁申し上げたとおり、なかなか財政上は、支援を各家庭にしていくというのは難しいと考えておるところなんですけれども、国ほうでも環境政策への支援というのは、来年度以降もかなり様々な支援が拡充されていく予定と伺っておりますので、そういった支援を活用して、うまく活用できるようにしていければなと思っております。

また、環境への協力金の関係につきましては、議員からは1円でもというお話もあったと

ころなんです、なかなか、仮に集まったとしても、それをどういった方法で使っていくかという課題もございますし、なかなか、今この状況で、町民の皆さんに新しいご負担をお願いするのは難しいのかなと考えております。一方で、強制的にはなくて、最近では、有志の方で協力金、寄附のような形を集めて、いろいろな環境プロジェクトをやっている自治体なんかもありますので、そういった有志の方から協力金を集めるような方法などは考えられるかなと、今考えております。

計画策定に当たって、住民の方を巻き込んでいった会議を行ってはどうかというご提案を今いただきましたけれども、私の当初答弁させていただいた中でも、やはり計画策定に当たっては、行政が一方的に計画をつくるだけではなくて、住民の方が、ある程度納得感を得たもので計画をつくっていきたいと考えているところでもありますので、そういった住民の方から意見を聞く機会というのは、積極的に設けてはいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員に申し上げます。

再質問に関しての論点、問題点、明瞭にお願いしたいと思います。

小林一広議員。

○7番（小林一広君） 改めて、1円でもということでしたけれども、その1円で何かするというのではなくて、あくまでも住民の方にそういった意識を高めていただくという意味での1円なので、その辺ご理解していただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、10番、小淵 晃議員。

〔10番 小淵 晃君登壇〕

○10番（小淵 晃君） 栗の栽培のさらなる振興のために、その施策をという議題で、質問並びに提案をさせていただきます。

我が小布施町は、面積は長野県で一番小さい1万9,000平方メートルであります。そのうち、農地面積は約806平方メートルであります。その806平方メートルの中で、耕地耕作され

ていない面地、荒廃されている遊休農地は約13平方メートルであります。よって、遊休農地の比率は約2%であるということを農業委員会の事務局より聞いてまいりました。

小布施町の遊休農地比率の2%という数値は、長野県下の遊休農地比率は約19%、全国の遊休農地比率の平均は約11%ですので、それと比較しても大幅に低く、立派な数値であります。

我が国では、地方の若者が都会に吸い取られ、農業の後継者不足、農業者の高齢化が進み、全国の市町村は遊休農地が年々増え、その対策が大きな問題となっております。

小布施町は、関係者の努力のほか、小布施町の地形が松川の扇状地であり、ほかの町村のような中山間地を抱えてないこともあり、また、栗の栽培により遊休農地が2%という、そういう低い数値で収まっていると思います。そういう意味では、栗の栽培ということが大きな元であるとも考えられます。

現在、小布施町で栗を新植される主な理由は、農業者の高齢化により現在の耕作地の維持管理が無理になり、省力化のできる栗栽培に移転されている農家が多いからとも推測しております。加えて、幸いなことに、小布施町には栗菓子店という大量の需要先があり、高価で買い取っていただいております。また、小布施栗のブランドで宅配や市場でも高価で販売できるという、他の市町村にはない好環境下にあることも事実であります。

小布施町の栗の収穫量は236トン、そのうち販売されているのは218トン、この数値は長野県では第1位、全国でも14位という数量であります。また、栽培面積は68平方メートル、これも長野県下では1位、全国でも53位ということで、栗の栽培の盛んな町であります。

次の世代へ続く小布施栗のブランド力の維持・向上と、農家の収入を確保し、農業の魅力づくりにつなげることを目的に、また荒廃農地をつくらないためにも、栗の普及をより進められることを望みます。今後も農業者の高齢化がますます進み、耕作放棄地も増えます。農家の収入を確保し、荒廃農地をつくらないためにも、栗の普及をより進められることを強く望みます。

そこで、お伺いいたします。

1項目めとしまして、町の栗の苗木の購入に対して、現在補助金制度がありますが、現況と今後の対応についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、栗の植栽が増えるのと並行して、落ち葉の苦情も今以上に多くなるとおられます。栗の栽培が農家の収入源であり、耕作放棄地対策に貢献していることを勘案し、落ち葉対策を全町的に行っていただく考えはないでしょうか。ぜひ落ち葉対策を考え

ていただきたいと思います。

ご承知のように、栗の落ち葉はよじれております。そのために、風が吹きますと非常に舞いやすい、また、あの大きさが風の風力に対して、ちょうど舞いやすい軽さであるというようなことで、特に春先には、河川に舞い込んだ落ち葉が水路に詰まり、越水を起こしています。役場の河川の担当者は、落ち葉で越水する危険場所を地図に落とし込んでおり、河川の落ち葉を処理してから水を流すというような、春の水を流すときには、そのような注意をしているというふうにお聞きいたしております。

でも、下流からは、栗の落ち葉の越水の苦情は絶えません。解決案の一つとして、落ち葉の飛散防止ネットの設置が考えられます。JAの栗部会、栗菓子店の皆さん等と協議し、補助金を出しても栗の葉飛散防止ネットの設置をお願いしたいと思いますので、そのような考えについてお伺いいたします。

それから、3点目としまして、最近、焼き栗という新たな小布施の名物が大変好評であります。来訪者にとっても、現地の小布施で栗を気軽に食べられるということで、これまた好評であります。

また、先進者により、栗拾いの収穫体験ができる圃場を提供いただいております。栗拾いの体験は魅力的な観光資源だと思います。組織的な取組をご検討をお願いし、また、栗拾いの体験ツアーは、農家の栗を拾うという労力の軽減にも大きく貢献できると思われまので、実現を希望しています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） それでは、私のほうから、栗栽培のさらなる振興のための施策をとということで、3つの質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の栗の苗木の補助についての現状と今後の対応についてということですが、栗の苗木の補助事業につきましては、栗栽培の普及及び促進を図るため、新規作付や規模拡大を目的とする農業者に対しまして、平成21年度から国の苗木の補助支援を行っております。今年で12年目となります。

補助の内容につきましては、栗の苗木の購入に要した費用の2分の1以内で、農家1戸に対し最大5万円を上限としております。これまでに苗木数で申しますと、延べ8,197本、453件の支援実績となります。

この事業の狙いとしまして、栗の生産者の意識を高め、栽培技術の向上や品質の向上、そして、栗のブランド力強化を目的として行っております。JAながの小布施支所との連携による新しい剪定方法の導入、剪定講習会の開催や生産者同士の交流会、栗の茶話会等ですが、苗木の支援からその先まで見据えた事業へと推進に努めております。

課題につきましては、新規作付の場合ですと、植付本数を多くするため苗木の本数が多く必要となり、また、数年後に伐採し、成木となります。このため、支援した栗の苗木ですが、数年後には伐採・伐根により減少してしまうという現状も存在しております。

苗木の申請本数も、平成27年度から29年度までは、おおよそ1,100本から1,300本程度ありましたが、平成30年度から元年度は450本から330本程度に減少しており、希望本数の推移としては、下げ止まり傾向の状況かというふうに思っております。今年度につきましては、約900本程度の希望があります。これは恐らく、台風19号による苗木の支援というふうに分析をしております。また、さらに、栗を取り扱う事業所も、栗を納品する生産者に苗木の支援を行っているとお聞きしております。

近年、町内の栗畑の木々は、老木から若木への更新が進んでおり、栗の木の若返りが進展しているというふうに考えております。苗木の補助の継続につきましては、JAながの小布施支所や栗の品質向上プロジェクトメンバーなど、関係機関等の意見をお聞きしながら、栗の苗木の支援を継続していくのか、また、特に、例えば桃のせん孔病というのが今非常に多く発生していますが、この発生によります桃栽培の激減が今進んでしまっている状況の中で、桃の生産拡大に切り替えていくのか、千曲川河川敷内も含めまして、早くできる品目に奨励していくのかも含め、議員のお話も含めながら進めさせていただきたいと考えております。栽培技術の向上、品質の向上、そして栗のブランド力強化のための取組は継続させていただきたいと考えております。

また、2つ目の落ち葉の苦情について、落ち葉の飛散防止ネットの設置等考えられるが、補助制度を考えてみたらどうかということですが、今まで何度か栗の落ち葉の苦情について、一般質問でもご質問がありました。栗の栽培面積の増加に伴い、議員の言うとおりに、実は落葉した栗の葉を何とかしてほしいという苦情が寄せられております。

近年、生産者自ら落ち葉の飛散防止ネットを設置し、飛散防止に努めていただいている農家が増加していることも把握しております。また、落葉樹に耕運機で攪拌して落ち葉の飛散を防いでいただいたり、乗用草刈機で細かく粉砕してから畑にすき込んでいる方もおいでになります。これまでも、JAながの小布施栗部会の皆様と連携しまして、対象会員となる

圃場の場合は、耕作者にご通知を申し上げたり、ご連絡させていただき、対処しております。しかし、栗会員以外の生産者もいらっしゃいますので、町報や同報無線を活用し、さらに様々な機会を通じて、周知徹底に今後も努めてまいりたいと考えております。

飛散防止ネットの補助支援については、取り組むことも検討はしましたが、町としては栗の栽培のスタート部分、入口と申しますか、入口から生産技術までの部分をご協力させていただき、収穫できる栗の畑については、生産者自ら責任を持って管理をいただければというふうに考えております。

3点目の栗拾い体験は魅力的な観光資源であると、組織的な取組の検討をしたらどうか、栗拾いの体験ツアーについても実現できないかというご提案です。

この議員ご提案の栗拾いの体験ツアーにつきましては、大変魅力的な観光資源だとは考えます。実際に町に、栗拾いの体験はできないか、どこかでやるところはないか、紹介してほしいという問合せは年に何件かいただいております。また、文化観光協会にも、そういう、どこかでできないかというお電話をいただいているのも事実でございます。

町内では、実は数件の生産者が栗拾い体験を行っております。お聞きすると、実際は前もって予約をいただいて、受ける側、生産者側が当日に都合が合えば、栗拾い体験を受け入れているということです。また、その際、お茶やお漬物、ゆで栗を振る舞ったり、リンゴを食べさせていただいたり、生産者もお客様と交流を楽しみながら、おもてなしの要素も強い体験をしてくださっており、栗の収穫シーズンに本格的な営業、商いとして、多くのお客様をお待ちする栗拾い体験ツアーを行っているところというのは現状はないということです。

栗拾いツアーが行われていない理由を調べてみますと、ある程度日々の入園者がいないと採算が取れない。他の地域での通常の入園料ですが、栗拾いにつきましては、大体1キロ1,000円から1,200円程度、当町の農産物直売所では、実際は1キロ1,200円から2,000円を超えて販売をしております。他の地域の栗拾い体験、ツアー価格以上の、まさにブランド価格で販売をしております。

そのほかにも、栗のイガの落下に対応する危険防止をしながら、1日の栗の収穫量に応じた入園者が必要です。また、どうしても大粒の栗を拾っていかれるということですので、閉園後に残った小粒の栗を拾い集めたり、お客様が踏んでしまった栗を一つずつまた掘り起こしたりしながら、また、イガを片づける作業も必要となります。また、逆に、栗が落ちない日にお客さんが来てしまった場合の対応というのも考えられるということです。

小布施の場合は、その日に落ちた栗はその日に収穫し、栗を扱う業者へ即納品する取組や、

直売所で艶のよい栗の販売が主体です。1家族が4キロ、5キロと大量に購入することは少なく、1家族で1キロ程度購入していくという人が多いようです。

そして、一番の栗拾いが行われていない理由ですが、当町の農業経営状況は、栗とほかの果樹との複合の方が多く状況から、栗拾い体験、ツアーに労力を特化できないことなど、今まで述べさせていただきました様々な理由、要因から、栗拾い体験ツアーが行われていない状況です。また、栗畑にトイレや水道など、環境衛生も整えなければならない課題もお聞きしております。

議員ご提案の栗拾いの体験は魅力的な観光資源の一つでもあるとは、先ほども申しましたとおり認識しております。体験またツアーは、量をたくさん購入する目的でおいでになるのではなく、栗の落ちている状況ですとか、イガを痛いとか、畑の中で拾うという行動体験に魅力があると考えています。ある意味、小布施ではニッチ、隙間的なビジネスチャンスだとは考えられます。

J Aながの小布施栗部会の会員や、栗を生産しています皆様が連携を図りながら、栗拾い体験ツアーの実現に向けた取組の動きがあれば、町としてもできる限り支援に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○10番（小渕 晃君） 小布施の栗の栽培の実情について、しっかりと状況を把握いただき、的確な答弁をいただきました。ありがとうございました。

そこで、伺いたい部分がありまして、苗木の補助につきましては、答弁の中でありますが、12年前から八千百九十何本、それ以前から、私の承知しているところでは、30年か40年前から栗菓子屋さんで苗木を配布したというようなことを思い起こしますと、相当の数が小布施町に入っている、そして、それが歴史を積み、今日の栗の町小布施になっていると、そんなことを思って、今後もぜひ引き続き取り組んでいただくことを期待いたします。

2項目めの栗の落ち葉の対策の関係であります。

町の考えの、先ほど答弁でありました苗木の世話から収穫までは支援をしますと。栗の実が収穫できるときになったら生産者の責任でぜひ対応していただきたいという、まさにそのとおりだと思います。しかし、現実に栗の葉っぱが落ちて困っているのは、栗の栽培をされている方じゃなくて、ほかの方であります。

落ち葉が栗の畑の中に落ちている場合は、今の説明のように生産者の責任で対応いただけ

ますが、風により栗の園より外へ出たものについての落ち葉は隣近所の方の迷惑になる。それから、川に舞い込んだ落ち葉は川下の住民の方にご迷惑をかけているという。そういう意味で、栗の落ち葉というのの加害者は、じゃ誰かといったら、栗を持っている方ではなくて風だと思うんです。風によって栗の外へ運び出されるから、それが近くだったら住民、川下の今度は住民、そういうことになってしまっているのです、これは、そのままではなく、誰かがやはり対応しなきゃいけない。

そのためには、栗の飛散防止のネットがやはり有効かと思うので、今の答弁で十分であります、やはりぜひ、これで終わることなく、これは検討課題として、しっかり取り組んでいただきたいと思えますし、栗の苗が増えれば増えるほどその問題は大きくなると、こんなふうに理解しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、栗拾いの体験です。

これも丁寧な説明で、栗拾い体験の大変なことを今教えていただきました。このように、メリットのない栗拾いを生産者の方が今までやってきていただいている方もいるので、誠にありがたいと思えます。

栗拾いの部分のメリットとして、栗の実を拾っていただける労力が省けるといいます。ご承知のように、イチゴ狩りだったり、それからサクランボ狩りだったり、あれはやはり、そのまま取って収穫して送るといって労力じゃなくて、サクランボ狩りによって、取っていただくときの労力がうんと大きなメリットという部分もあるので、そういう意味で、栗が増えてくる、農家が高齢化していく、栗の一番の大変な作業は栗拾いという、そういう意味では、その辺うまくマッチングできるような方法をぜひ考えていただきたいと思えます。

これは一部の農家だけではできない、オール小布施の観光の一つの中で対応すべきだと思います。栗拾いが大変でメリットがない、だけれども、お客さんが来ていただくことにメリットがあるので、小布施で栗拾いをして楽しかった。この次は子供を連れてこようとかという、新たな観光の資源につなげるように、ぜひ仕組みづくりも今後ご検討いただきたいと思えます。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 小渕議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の苗木の関係につきましては、お話のとおり、これまでも町だけではなく、企業様の自社努力、それと、先人が今まで培われてきた栗の文化に、今、我々、それを活用させていただいて、また次の世代に引き継いでいくというような中で、最近栗畑も、昔とい

うか、機械も進んでいるんでしょうけれども、非常にきれいな畑になってきている状況が多く見られたり、若返りがなっているのかなというふうには思っております。

先ほどのお話のとおり、今後、栗の苗木も含めて、いかに栗のブランド化に向けた支援をしていくかというところで、苗木の補助についても一つの手法として、今後も考えながら進めてまいりたいと思います。

それから、落ち葉の関係につきましては、おっしゃるとおりなんです。我々も、そこは本当は何とかしたい。ただ、町のスタンスとすれば、先ほど申しました栗栽培の入口はご支援させていただきますが、収穫の部分については、生産者の責任でお願いしたい。ただ、今後は、例えばほかの他産地、県外の産地も含めて、同じ問題が起きているということは十分認識しています。ですので、全国栗プロジェクト会議等のときには、ちょっと開催のときには出席させていただいて、同じような課題が恐らくあるであろうと推測し、それをまた、そういう状況をちょっと調査させていただいて、ほかの地域、他県ではどういうことで動いているかということもちょっと勉強させていただきながら、進めてまいりたいというふうに考えています。

ただ、基本的には、やはり生産者にまずご協力いただきながらやりますが、早急に他県の動向も調べさせていただきたいというふうに考えています。

それから、栗のツアー、体験についてのマッチング、仕組みづくりについても研究してほしいということですが、これは町のみならず、やっぱり栗部会も含めて、観光協会もあるんでしょうから、ある意味、栗の体験の先進地の仕組みなりを少し勉強させていただく時期にも来ているのかなとも思いますので、そこら辺をちょっと研究させていただいて、どうそれを小布施バージョンに切り替えていくか。議員さんご指摘のとおり、ビジネスとして、労働力の省力化も含めて、どういうふうに行くかということも少し、栗の違う産地の勉強をさせていただくことも必要かなというふうに感じておりますので、今の3点のお話を進めさせていただければなというふうに考えています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

会議の途中ではありますけれども、昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時を予定しておりますけれども、放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（関 悦子君） 1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） 一般質問の最後となりましたけれども、改めて、寺島弘樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、今回、評価、転換、決別等々を明確にした未来型予算編成及び新たな執行体制についてということでお伺いをいたします。

新町長として桜井様は、長く小布施町の商業部門、栗菓子製造会社ということで、商業部門に長く身を置かれたということで、一方では、小布施のまちづくりに多大な寄与をされていらっしゃる方と、僭越ながら承知をしております。そういった町長であるからこそ、あえて、私のほうからは今回、棚卸しというような言葉で冒頭申し上げていきたいかと思えます。

まず、桜井新町長の公約、皆さん、副町長以下、重々先刻ご承知かと思えますけれども、公約、町政に関する意思・思いであったりとか、そういったことをぜひ、事業執行、ここに落とし込んでいくということが、副町長以下、まず職員に求められるものかと考えております。

特に次年度、新年度予算につきましてですけれども、桜井町長の下、最初のキックオフ事業といたしますか、大きな予算編成になろうかと、町民は大きな期待であったり、注目をしているのではなかろうかと考えております。

いわゆる収減、コロナ等々を中心とする収減、いろいろあろうかと思えます。そういった中で、事務事業の見直し、そしてその中で、これからの近未来といたしますか、種まきの予算事業として、あるいは骨太の予算構築等々に至るまで、事業評価、こういったものをベースに、それぞれ皆さん職員、限られた財源の中で捻出するといいますか、既存事業の再評

価等々を行いながら、編成すべき今回の21年度当初予算について伺いたいと思います。あわせて、次年度における事業の執行体制についてもお伺いしたいと思っております。

最初に、新規事業等々の内容についてお伺いをいたしたいと思います。

冒頭申し上げました新型コロナ対策、それから災害対応、これにつきましては、おおむね国・県等の財源措置等々の充当もできるかとは思いますが、いわゆる町単独事業、町単の事業として、こういった事業を当初予算に盛り込まれているのか。その辺から、まずお伺いをしたいと思っております。

並びに、新規の事業、それから重点事業並びに既存事業の再評価、こういった見直しを行った事業についても、併せて伺いたいと思っております。特に新規事業につきましては、皆さんご承知のとおり、こういったコロナ禍の中で、東京都心等々から地方回帰、こういった流れがあるかと思えます。移住したい県、長野県も、直近では3位になったなんていう報道もありましたけれども、こういった地方回帰の流れを、いかに77の1の小布施町に引き寄せるかといった、例えば佐久市のリモート市役所等々も、そんな報道等もされておりますけれども、小布施町でいかに、こういった地方回帰の流れをこちらのほうに引き戻せるかといった、そんな新規事業等々も考えられるかとは思っています。

それから、重点事業といたしましては、後ほど質問させていただきますけれども、クライメート・チェンジという、いわゆる気候変動対策、そういうもの等々に関わる、これからの小布施町の見直しであったり、新規事業であったり、重点事業であったりというようなことも伺いたいと思っております。

あと、教育面ですけれども、これはG I G Aスクール構想、これが昨年来等々から承知をしておるわけですが、小・中学校等に端末を配備するというようなことに併せて、いわゆるソフト面の対策というものが、かなり求められるのかなという形で考えております。そういった意味での事業といったものについて、お考えを伺いたいと思っております。

それから、次に、提言を含めた予算編成についてであります。

私が承知する限りは、小布施町の予算編成過程では、要するに町民を巻き込んだというか、77市町村の中で一番町域が狭い、そういった中で、人口が1万有余の中で、こういった町民・住民を含めた予算編成における関与、その辺がやはりちょっと薄いのかなと常々思っています。

コロナ・防災対策等の予算措置、そういったものはもとより、業務プロセスの見直し等も行われているかと思えます。当初予算に上程をされております、今回、R P Aですかね、そ

ういったものも散見されますけれども、引き続きAI等の先端技術、こういったものの活用であったりとか、新たな歳入確保策、こういったものを探りながら、持続的な財政運営に努めていらっしゃるかと思います。

ここで提案となりますけれども、よくバックキャストिंगというような言葉、お分かりかと思いますが、5年後、10年後にこうなったらいいねというような小布施町の近未来を見据えた予算編成、そういったようなことも、これからといいますか、求められておるのかなと思います。

そんな中から、私なりの提言を申し上げたいと思います。

ご承知のように、横文字ばかりで恐縮ですけれども、DXという言葉がありますよね。デジタルトランスフォーメーション。今はGXというような言葉も、何かトレンドであるようです、グリーンへのトランスフォーメーション。そういったグリーン化というものが、非常にトレンドな言葉として、ちまたに流れているかと思います。

一般質問にもありましたけれども、国・県におけるグリーン化の動きについては、先ほども答弁の中でもいただいておりますので、私のほうからは省略をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、非常に大切なことというのは、宣言であったりスローガン、もちろんこれも大切だとは思いますが、そういったアピール力、訴えることは大切だとは思いますが、そこを超えて、実効的な技術的あるいは経済的な視点、具体的な工程表をやっぱり据えていくことかなと常々考えております。

ここで、具体的なちょっと提言を申し上げますけれども、まず、役場庁舎内での電力利用についての再生可能エネルギー、こういった温暖化ガスを排出しないゼロエミッション電源、こういったものへの切替え、ここで調達比率の向上を目指す取組についてを行ったかどうかということです。

電力供給元、これについてはまた、これからそれぞれ事業者等が、こちらのほうでまたそれぞれ決めていくのかどうかですけれども、まず入札で小売事業者を決定していくと。以降、庁舎内での脱炭素目標、こういったものを毎年掲げていくと。まずはやはり、隗より始めようではないんですけれども、まず役場庁舎の中で行政が率先をして、こういったゼロエミッション電源を取り入れながら実践をしていくと。大事なことは、小布施町全体で共有をしていく、各家庭それぞれ、個人個人がやはり共有をしていくということにつなげていくことかなと考えております。まずは小布施町庁舎内で実践をしていったらいかかという提案でございます。

あと、これは長野県でも来年度の予算で計上していくようでありましてけれども、皆さんご存じのとおり、ZEHと言われるような、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスというんですかね、そういったような取組というのが、今、民間等のプレハブ業者等を中心に盛んにPRをしております。行政としても、後追いとは言いませんけれども、こういった断熱リフォームによるエコ住宅の普及への取組、そういったようなことも考えられたらいかがでしょうかということをおっしゃって指摘させていただきたいと思っております。

あとは、公共交通の活用によりゼロカーボン、ネガティブカーボンにつなげていくということのような動きも含めて、次にまた申し上げたいと思っております。

提言のその2といたしましてですけれども、桜井新町長も暮らしやすいというような表現をされていらっしゃる中で、暮らしやすい交通住環境づくり、こういった効果的施策としての予算編成の一環として、地域連携長野電鉄の長野線沿線活性化協議会という場があります。こういった場を使って、交通基盤整備・公共交通の活性化について、私のほうからちょっと提案をさせていただきます。

先ほど申し上げておりますように、こういったコロナ禍を主因とした外出抑制であったり、テレワークの普及、混雑緩和からの感染対策、こういったものが求められる中であって、公共交通としての長野電鉄における乗客の減少、こういったものが収益の悪化につながったというようなことは自明かと思っております。

このことから、こういった協議会におきまして、一つの提案でありますけれども、変動料金制の導入、これを沿線市町村と同様に、ぜひ検討していただきたいということで、小布施町、これは非常に、例えば須坂市、中野市の間にある小布施町としても、恐らく、これは私の勝手な憶測ではありますが、須坂までのやはり輸送量というのは、それなりにあるのかなと思っておりますが、そこから先の部分については、これからますます、やはり減少に一層拍車がかかるのかなと思いつつながら、来町者の多い小布施町がやはりリード、率先をしながら今回提案を検討していただく、そんなようなことを提案したいと思っております。

協議会の構成メンバー、これは相互に連携をしつつ、変動料金制の導入であったり減収補填策等、そういったものに加えながら、小布施、それから堤両駅に降り立った人たちの、来町者の特に移動手段としても、二次交通の整備も併せて検討していただきたいなと思っております。

変動料金制については、説明するまでもないとは思いますが、朝の、例えば非常にラッシュアワーといいますか通勤時間帯、あるいは通学時間帯については、多少なりとも料金をアップして、乗客を多少なりとも別な時間帯に逃がす。かといって、私、昨日、実は一

般質問が終わって、2時45分ぐらいですかね、歩いておりましたら長野電鉄が来ました。その中、3両編成で、乗客が数人なんですよね。そういった時間帯にどうするかといったことも含めて、こういった変動料金制については大いに検討する価値があるのかなと。

JR東日本さんも、これから国のほうに認可をしていくような、そんな動きも承知はしておりますけれども、そういった提言も踏まえて、ぜひ公共交通の在り方、これはやはり予算の編成にも大きく及ぼしてくるのかなと感じております。

それから、あわせて、これは活性化策としてでありますけれども、貨客の混載事業、人と貨物ですね、それを一緒に運ぶ、そういったことについても、提言をされたらいかがでしょうかということなのです。

ちなみに、私が承知する限り、須坂市、高山村の観光協会の中では、eバイクの利用等も検討されているようです。地域、小布施町のみならず、近隣の市町村等とも併せて、そういった活性化策、そういったこともぜひネットワーク、あるいは活用していくというようなことも必要かと思えます。

次に、執行体制について、私のほうから提案をさせていただきたいと思えます。

今後の中長期的な予算編成に関わる、傾注すべき視点とすれば、公共施設の維持管理、これが公共サービスの大きな課題になってくるかと思えます。総務省の試算に基づいて当町で試算をしたわけですが、小布施町の建物、施設、これを全面的に更新をしていくと、今後40年間で260億と、単年1年当たり、年間で6億5,000万というような数字と起債が規定をされているところです。このことから、平成29年3月に策定をされております小布施町公共施設等総合管理計画、これに関する公共施設の効果的あるいは効率的な運用を推進するための横断的な組織、そういった組織の設置を提言をいたします。

小布施町では、町有施設等の老朽化対策であったり、既存施設の転用あるいは集約化、共同設置、そういったことなどによって、総量の縮小、これを推進していただくとともに、未利用町有地の売却、こういったことなども進めていただきながら、町全体の施設の総量、こういったものの縮減、こういったものをやはり目的とした計画を作成したという形で承知をしております。

このことから、一連の取組を推進、誰が主体的に推進をしていくかということでもありますけれども、こういったマネジメントの経営的な視点に基づきながら、施設全体のマネジメントを行いつつ、財政負担の軽減であったり、平準化であったり、町有財産の総量縮小、利活用、こういったことを推進することを組織設置の趣旨としたらいかがかということなのです。ト

ップは町長といたします。その推進組織の下、軽微な案件であったり、具体的な協議を行いながら推進組織への提言を行う部会の設置、これも併せて提言したいと思います。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

〔財務課長 中條明則君登壇〕

○財務課長（中條明則君） それでは、私のほうから、寺島弘樹議員の1番目、新規事業等の内容、それから2の予算編成の中の提言その3、執行体制につきまして答弁をさせていただきます。

新規事業の内容等についてでございます。予算編成の考え方とし、第6次小布施町総合計画を踏まえながら、小布施らしい新たな価値を創造し、魅力あるまちづくりを目指すとししました。事務事業は、既存事業の必要性の検証や統廃合、見直しを進めるとともに、町施設の民間活力導入、監査委員さんからの指摘事項等を踏まえて予算編成を行うように指示をいたしております。

ここ数年の予算要求は、歳出要求が歳入を大きく上回るものとなっております。31年度は2億5,000万円、令和2年度予算では4億9,000万円、令和3年度予算では4億5,000万円でした。予算査定においては、事業そのものの検証、予算額の妥当性、今後の在り方などを査定の中で話し合うとともに、歳出の抑制と歳出の調整を行い、当初予算における収支のバランスを取ることが不可欠であり、この作業が大きなウエートを占めている状況でございます。

具体的には、事務事業を必要性、重要度と緊急性の視点から査定し、内容によって、当面は中止、先送り等として判断して歳出を削減いたしますが、歳入不足は解消するに至りませんので、財政調整基金とふるさと応援基金の取崩しによって、最終的に収支のバランスを取って当初予算といたしております。

したがって、予算措置した事業は、限られた財源の中、法令、法律や条例でございますが、法令に基づき定められた支出や住民サービス向上のために必要な事業のほとんどでありまして、縮小・廃止など見直した事業はありません。

新規事業については、令和3年度当初予算の概要に掲載したとおりですが、主なものを申し上げます。

まず、栗ガ丘小学校と小布施中学校の環境整備事業があります。それぞれの特別教室にエアコンを設置し、安全で快適な学校環境の整備を進めるものです。

予算は、小学校が2,079万7,000円で、国からの補助金、学校施設環境改善交付金457万8,000円、学校施設整備事業債680万円、小布施ふるさと応援基金繰入金941万8,000円の財源

充当となります。中学校が2,934万2,000円で、国からの補助金、学校施設環境改善交付金871万2,000円、学校施設整備事業債1,300万円、小布施ふるさと応援基金繰入金763万円の財源充当となります。

次に、トレーニングセンターの大規模改修工事です。築40年が経過しており、屋根どいの防水改修、内部の壁の改修、照明LED化やトイレ洋式化等を行います。予算は2,613万6,000円です。

また、2月から実施していますが、小布施バーチャル町民会議を行います。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人の往来が制約される中で、町には住んでいないが遠方から町を応援していただける方々と町が直面する課題を題材に、自分たちがつくりたい未来を構想するオンラインプログラムです。予算は210万円で、地方創生推進交付金を活用いたします。

次に、国土強靱化計画の策定を行います。災害による被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフト両面から防災力強化の方策を検討し、今後のまちづくりに生かすために行うもので、予算は226万6,000円です。

重点として継続・強化する事業についても、令和3年度当初予算の概要に掲載したとおりです。強化する事業の例としましては、令和元年台風19号災害で被害を受けた千曲川右岸堤防沿いの越水区域に堤防補強が完了するまでの間、大型土のうを設置し、千曲川増水への対策に取り組みます。予算は3,319万円です。

次に、環境先進都市への転換を図るため、小布施町内や公共施設の温室効果ガス排出量の分析とその削減策の検討に取り組み、エネルギー行動計画の策定等に取り組みでまいります。予算は430万円で、地方創生推進交付金を活用いたします。

そのほかにも、災害に強いまちづくりを推進するために、長野高専との連携協定に基づき、千曲川や松川の災害想定調査を進め、災害発生時の対策強化に取り組みます。予算は100万円です。

また、GIGAスクール構想の推進に向けたICT環境の充実を図ってまいります。予算は198万円です。

なお、小布施町出かけて交流ポイント事業も44万円の事業費で、介護保険事業の中で実施してまいります。

また、新型コロナウイルス対応については、昨日、小西和実議員の質問に副町長が答弁したとおりでございますが、令和3年度事業分として、9,324万8,000円の地方創生臨時交付金

の配分が確定しております。経済対策等、早急に事業内容を検討し、事業案が固まり次第、令和3年4月以降に補正予算案として議会に提出してまいります。新型コロナウイルス対応については、地方創生臨時交付金の活用を前提として考えており、最初から町単独で事業を行うことは考えておりませんので、よろしくお願いたします。

続きまして、予算編成提言その3、執行体制についてご答弁申し上げます。

平成29年3月に策定した小布施町公共施設等総合管理計画に基づき、現在、小布施町公共施設個別施設計画を策定中であり、今年度末には完成いたします。

人口減少や厳しい財政状況により、今後老朽化が進んだ場合、全ての施設を維持・更新することは困難な状況となっています。今後は、各施設を効果的・効率的に運用していくために、本計画に基づき、更新、統廃合、長寿命化などについて計画的な取組を進める必要があります。非常に重要な課題と捉えています。その取組を実効性のあるものにするためには、議員ご提言のような公共施設の効果的・効率的運用を推進するための横断的な組織の設置が必要だと考えています。重要な提言をいただいたと感じています。

現在は、計画策定のために、副町長をトップに、課長を中心に公共施設等管理検討会議を設置し、計画の策定に当たっておりますが、完成後も毎年見直しが必要と考えています。具体的に実行に移すべく、本計画の内容をさらに精査し、組織体制とその組織への提言を行う部会の設置も検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、私のほうから、寺島議員ご質問の中にあつた提言その1、グリーン化への取組ということで、答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず、脱炭素社会の実現に向けて、まずは役場庁舎内での電力利用、電力調達について、見直しを図つたほうがいいのかというふうなご提言であつたというふうに思ひますが、町の電力利用・調達の見直しにつきましては、公共施設への太陽光発電の導入であつたり断熱性能の向上、また省エネ機器の導入による消費電力の削減と併せて、現在町でも検討を進めているような状況になっております。

特に、電力調達に関しましては、先日、北九州市がRE100ということで、そういった電力調達の100%見直しというようなことを発表されていたりもしますが、今年度より公共施設での電力調達基準というものを策定していこうということで、こういったもののノウハウ

を持つ団体と覚書を結びまして、電力調達における環境基準の導入、その可能性を検討するための調査というものを現在進めております。東京都内などの先進自治体の例などを参考に、可能な限り公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達、こういったものを推進していきたいというふうに考えております。

しかしながら、議員の皆さんも記憶に新しいと思いますが、年末年始に、電力市場の価格の高騰に伴う電気料金の急激な高騰が起きております。こういった全国の新電力が非常に大きな影響を受けておまして、かなりの電力会社が危機的な状況にあるというような報道も耳にしております。町の電力調達の在り方については、こういった情勢の動向であったりとか、環境基準の導入による財政負担の増加というものがどの程度になるのかということも併せて検討しながら、今後の方向性のほうを考えていきたいというふうに思っております。

次に、公共施設への太陽光発電の導入につきましては、こちら現在は、町で屋根貸しソーラーというような形で、総合体育館、文化体育館、北部体育館、栗ガ丘幼稚園、老人福祉センター、また生活支援ハウスの6か所に太陽光パネルの設置を行っております。こういった公共施設への太陽光発電導入の際には、小布施町が長年大切にしてきた景観への影響というものを懸念する声もありまして、こういった役場の中で議論を進めながら、ほかの施設への導入を断念した経緯、この施設については設置をして、それ以外は設置をしないというような判断をした経緯があります。

ただ、こういった景観に配慮した太陽光パネルの開発というものも進んでおりますし、環境意識が高まっているということ、また、こういった太陽光発電を自家消費することによる防災対策の強化、そういったものの必要性等、その当時とは状況が変化してきているということも十分に考慮しながら、今後の公共施設への太陽光発電の設置については、改めて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

そのほか、役場等の公共施設の省エネに向けた取組、これは電力調達だけではなくて、やはり電力使用量というものをいかに下げられるかということが、長期的には重要になってくるというふうに思っております。そういったことに関しては、小林一広議員の質問への回答のほうでも述べさせていただきましたが、現在進めており、令和3年度中の策定を目指している気候変動エネルギー行動計画の中で、まさに工程表のものを作って、一体的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） では、私のほうより、提案その2、地域連携長野電鉄長野線沿線活性化協議会の機会を活用した交通基盤の整備・公共交通の活性化についてお答えを申し上げます。

まず最初に、地域連携長野電鉄長野線沿線活性化協議会について申し上げます。

本協議会につきましては、平成23年7月に、地域の移動手段である長野電鉄長野線の安全で永続的な運行に関する協議及び連絡調整を行い、もって鉄道の利用促進とその活用による地域の活性化を資することを目的に設置がされております。この協議会の事業としましては、1としまして、利用促進と鉄道事業を通じた地域活性化に関すること、2としまして、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画の策定及び変更の協議に関すること、3つ目としまして、事業計画に位置づけられた事業の連絡調整、実施に関すること、4つ目としまして、そのほか、協議会の目的を達成するため必要な業務となっております。構成員につきましては、住民代表、県、沿線市町村及び長野電鉄の15団体となっております。

議員ご提案の中に、変動料金制など、長野電鉄の経営面に関するご提案もいただいております。先ほど申し上げましたように、本協議会が行う事業につきましては、長野電鉄長野線の利用促進とその活用による地域の活性化であります。経営部門まで関与すべきものではないものと思っております。

後段にありましたサイクリスト用自転車の積込み・乗り入れにつきましては、周辺地域の活性化にもつながるものであり、協議会として検討していくことは可能と思っておりますが、現在のコロナ禍にある状況におきましては、鉄道事業者に申し上げることはいかなものかと思っております。

なお、駅に降り立った後の移動手段としての二次交通の整備やeバイクの活用などにつきましては、本協議会とは切り離して行えるものと思っております。今後のコロナの状況を見る中で、周辺市町村と連携し、活性化策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 寺島弘樹議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、限られた時間の中、ちょっと再質問をお願いしたいと思います。

先ほど、総務課長のほうから電力調達等とのご答弁いただきまして、大変丁寧なご答弁いただきまして、ありがとうございます。

それから、前の財務課長の答弁も、新規事業等を中心として非常に細かな説明をいただき、ありがとうございました。

特に、財務課長のほうに、これは確認というかですけれども、やはり、私も前の職場等々でいろいろ経験はしているんですけれども、事業というのは一旦動き出したら、変えていく、あるいはやめるということは、なかなか難しいかと思うんですね。ただ、そうはいつでも、やはりこういった予算をつくるに当たって、そういった勇気を後ろから背中から押していただけるものというのは、やはり住民の声であったり、関係団体からのプッシュがあつて初めてやっぱり変えていける、あるいはトップが替わった際に変えていくとかいうような、そういうような一つのきっかけで、やはり従来とはまた違った新しい事業であったり、それがもし駄目であれば3セットでやっていくとかというような、そんないろんな工夫が求められるかと思しますので、引き続きまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここでちょっと再質問なんですけれども、建設水道課長課長のほうに伺いたいと思ひます。

これは、あえてと申しますか、私、わきまえない寺島として、ちょっと質問をさせていただきたいと思ひますが、先ほど、今いただきました長野電鉄の協議会の目的の中では、鉄道の利用促進、それから活用による地域の活性化に資することというようなことで、平成23年にこの協議会が設立されたというようなご答弁を今いただいたところです。

これは私のちょっと狭義な解釈かもしれませんが、やはり利用促進、それから地域の活性化というようなことについて、再度伺いたいと思ひますが、確かにマネジメント部分といいますか、経営部門にタッチをしていくというのは、これはいかがなものかと私は考えるんですけれども、やはり15団体の中で、こういった協議会として設置をしているので、例えば朝夕の通勤・通学時、こういったラッシュアワーの料金の値上げであったり、それ以外の時間帯の料金を下げていくとか、そういったもろもろの損益分岐、そういったものをしっかり、例えば経営陣に投げる、あるいは提案をしていく、そういうようなことも、やはり我々住民の後押しである行政の長として提言をしていくことも、これは必要なんではなからうかと思ひます。

見解を異にするのは全然別に構わないんですけれども、そういった、行く行くは、マイカーで小布施町に来町される方が非常に多いんですよ。特に秋とか、そういったイベント等について非常に多いんですが、ぜひそういったときには、公共交通を使ったというようなことが何らかの形でインセンティブになるような、そういういった商店街の方々の、やっぱりそ

こにも工夫だとか、アイデアの持ち方とかというようなことにも、またつながってくるのかなと思います。

これだけ今、スマホ定期券等もありますし、例えばSuicaの利用等等々も、こういったデジタル化もありますので、そういったものも工夫をしながら、地域の活性化に公共交通をいかに組み込んでいくのかというような行政側からのやっぱり提案というものは、もうちょっと前広というか、幅広に捉えてもよろしいんじゃないかと思いますが、ちょっと再度確認です。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問の中にありました変動料金制、これにつきましては、国のほうで新型コロナの密を回避するために、分散をさせるために導入を検討しているものでございまして、決して収益を上げるという目的のものではないというふうに考えております。

それと、後段の沿線全体での利用促進を考えて活性化を図るということにつきましては、実は一昨年、令和元年8月に、活性協議会の中に観光部会というものを設置をしまして、首都圏でイベントを開催しまして、こちらのほうにお越しいただきたいというイベントを開催しようという計画等も検討を進めておりました。しかしながら、令和元年東日本台風の災害ですね、それに続きまして、現在の新型コロナの中で、それが頓挫してしまったというような状況があります。

しかしながら、今後、新型コロナの収束に伴いまして、いかに各市町村で誘客をして、今までどおりの活性化につなげていくかという検討が必要だと思っておりますので、そういうものと併せまして、公共交通の利用促進にもつなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時38分

令和3年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第4号)

令和3年3月19日(金)午後2時30分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告(議案)
- 日程第 2 議案第 1 号 小布施町組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 15 号 令和2年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第 19 号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 20 号 おぶせ交流館の指定管理者について
- 日程第 6 議案第 21 号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 22 号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 日程第 8 議案第 23 号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について
- 日程第 9 社会文教常任委員長報告(議案)
- 日程第 10 議案第 2 号 小布施町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 3 号 小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 4 号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 5 号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 6 号 小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 7 号 小布施町指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第16号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第17号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第18号 令和2年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 予算特別委員長報告（議案）
- 日程第20 議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算について
- 日程第21 発委第1号 議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議
について
- 日程第22 議案第9号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第10号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第11号 令和3年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第12号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第13号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第14号 令和3年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第28 議会報告第1号 新たな議会活性化検討特別委員会 中間報告
- 日程第29 議会報告第2号 出納検査の報告について
- 日程第30 議案第24号 小布施町教育長の任命について
- 日程第31 議案第25号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第26号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第27号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第28号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第29号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第30号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第31号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第32号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第33号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第41 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 発委第2号 小布施町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 発委第3号 小布施町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君
建設水道課長 補佐	林信廣君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山崎博雄	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 本日町長から、議案第24号 小布施町教育長の任命について、議案第25号から議案第33号 小布施町農業委員会委員の任命について、議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、予算特別委員長から、発委第1号 議案第8号に対する附帯決議案について、議会運営委員長から、発委第2号 小布施町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発委第3号 小布施町議会会議規則の一部を改正する規則についての提出がありましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わりにします。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付のとおりであります。よろしくお願いいたします。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第1号から日程第8、議案第23号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小西総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小西和実君登壇〕

○総務産業常任委員長（小西和実君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月9日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第1号 小布施町組織条例の一部を改正する条例について、議案第15号 令和2年度小布施町一般会計補正予算について、議案第19号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第20号 おぶせ交流館の指定管理者について、議案第21号 長野広域連合規約の変更について、議案第22号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について、議案第23号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑として、財務課と企画政策課を統合した理由は。

財務課があることにより適正な予算執行をされてきたと思われるが、今までの財務課としての業務はしっかり担保されるのか。

組織改正による職員の配置はどのようになるのかとの発言がありました。

議案第15号についての質疑として、担い手確保経営強化支援事業補助金の内容は。

ふるさと応援寄附金謝礼の内容について。

町内のマイナンバーカード交付の状況について。

職員のマイナンバーカードの交付はどのような状況なのか。

社会保障・税番号制度システム整備委託料によるシステム改修後はどのようになるのか。

今回のシステム整備委託料の内容について伺いたい。

地方創生推進事業の減額理由と今後の見通しについて。

参議院選挙費の財源が一般財源になっている理由は。

町営住宅修繕内容について伺いたい。

マイナンバーカード交付に関しては、町のPRが不足しているのではないかと。

高齢者タクシー等利用給付金の補正内容と当初予算へ補正分が、なぜ盛り込まれていないのか。

高齢者タクシー利用は、今後、高齢化率上昇に伴い増加するのではないかと。必要な予算を確保していただきたい。

ふるさと納税促進事業の公金システム使用料の内容と算出根拠は。

特産品委託料の内訳と返礼品の率はどのようになっているのかとの発言がありました。

議案第19号についての質疑の主なものとして、繰越明許費の内容と理由は等の発言がありました。

議案第20号についての質疑として、公募はどのようにしたのか。

トイレの管理はどのようになるのか。現在行っている内装工事の内容は。

指定管理者である法人の構成メンバーは。

指定管理者審査会の中でC評定を判定されているが、その理由は。

5年間の中間で指定の見直しをする場合があるのか。

1社のみの中で指定をしてよいのか。指定管理の延期は考えなかったのか。

C評価があった意見に対して、改善点は検討したのかとの発言がありました。

議案第21号についての発言はありませんでした。

議案第22号についての主な質疑として、物品については有料での譲渡は検討したのか。

譲渡金額は、固定資産評価額に対し、どれくらいを基準にしたのか等の発言がありました。

議案第23号についての発言はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月15日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。

議案第20号については、指定管理に関しては、町民の皆さんへ公共性、予算の削減が目的と考えるが、今後実績などをチェックすることが必要であるとの発言がありました。

討論を省略して、採決の結果、議案第1号は挙手多数、議案第15号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和3年3月19日、総務産業常任委員長、小西和実。

○議長（関 悦子君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第9、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第10、議案第2号から日程第18、議案第18号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

福島社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 福島浩洋君登壇]

○社会文教常任委員長（福島浩洋君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月10日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託されました議案第2号 小布施町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について、議案第4号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第5号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第7号 小布施町指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第17号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第18号 令和2年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、

慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第2号についての質疑として、長期間、なぜ改正をしなかったのかの発言がありました。

議案第3号についての質疑として、柔道整復師が対象になった理由と現物給付の内容について伺いたい。

施行日の8月1日になった理由についての発言がありました。

議案第4号についての発言はありませんでした。

議案第5号についての質疑として、小布施町の準備基金の積立額は幾らになるのか。

県の準備基金を活用して保険料をもう少し下げることができるのではないか。

今後を見通して、基金の取崩しにより保険料の引下げを検討してほしい。

現在の給付額と2025年度の給付額の見込みは等の発言がありました。

議案第6号についての質疑として、主な改正の内容について伺いたい。

事業者へ周知と虐待防止の経過措置についての発言がありました。

議案第7号、議案第16号、議案第17号についての発言はありませんでした。

議案第18号についての質疑として、高齢化率の今後の推移について伺いたい発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月15日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号は全員挙手、議案第5号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和3年3月19日、社会文教常任委員長、福島浩洋。

○議長（関 悦子君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第19、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第20、議案第8号から日程第27、議案第14号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、予算特別委員長の審査報告を求めます。

小林予算特別委員長。

[予算特別委員長 小林一広君登壇]

○予算特別委員長（小林一広君） 予算特別委員会審査報告。

予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月15日午前9時41分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て、予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算について、議案第9号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第

10号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第11号 令和3年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第12号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第13号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第14号 令和3年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

令和3年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第8号については第1及び第2分科会にそれぞれ分担し、議案第9号、第10号及び第11号は第2分科会に、議案第12号、第13号及び第14号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

3月15日の予算特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第8号について発言の主なものは、固定資産税の減額理由は。

特別交付税の増額の理由は。

個人住民税所得割の減額内訳は。

公共施設貸屋根料の貸出内訳と、今後、貸屋根施設はどのようにするのか。

土地売却収入の内容は。

ふるさと応援基金増額の金額は確実に見込めるのか。

おぶせ交流館管理費の増額の理由と施設管理委託料の内容について。

公共施設管等管理計画改定業務委託料の内容は。

東大先端研共同研究は何年計画なのか。また、成果の目標を定めて事業を進めるべきではないか。

東大、慶應SFC等の学生の活動を住民に理解を得られるように広報の充実を図るべきである。

小布施町出身の学生や若者の活動の場を増やしていただきたい。

地域おこし協力隊活動補助金と移住支援金の内容について。

ふるさと納税業務委託はどのように行うのか。

防災まちづくり研究委託の長野高専とのつながりは何年をめどに行うのか。また、町民にはどのように周知するのか。

地方創生推進事業委託料での廃棄物の削減に取り組む内容について。

防災対策費の備品購入費の内容について。

職員研修費委託料の内容について。

町民バーチャル会議委託の内容は。

総合政策推進専門官業務委託料の内容と実績について。

町の総合戦略など中心的な部分は、町の職員がしっかりした考え方を持って進める必要があるのではないか。

人事評価制度再構築の進捗状況について。

市庭用地購入の面積と坪単価について。

乗合タクシー一定時・定路線利用負担金の内容は。

職員の健康管理において、人間ドック受診者を増やす必要があるのではないか。

ストレスチェック委託料の内容は。

ホームページの内容の更新について。

今後、市庭通りに予定しているマルシェに関してはどのように進めるのか。

まちづくり委員会の活動は今後どのようにするのか。

耐震補強工事補助金の内容について。

住宅・建築物耐震改修等事業費におけるシェルター方式を対象にしていく考えは。

少子化対策補助金の対象拡大を検討できないのか。

人材投資事業資金経営開始型及び準備型の算出根拠及び内容について。

農作物新規就農者への販路拡大支援事業補助金の内容は。

収入保険掛金助成事業補助金の算出根拠と周知について。

松くい虫、ナラ枯れ被害木伐倒駆除委託料の算出根拠は。

ふるさと創造館の利用状況は。

フラワーセンター管理費の収支と今後の見込みについて。

小布施ファーマーズ活動交付金の内容と今後の考え方について。

有害鳥獣わな銃資格取得費助成金の内訳について。

水上地区のサル被害に対応して、緩衝緑地帯整備を実施できないか。

モンキーダッグの活動はどのような状況なのか。

商店街等活性化事業の予算にはコロナ対策経費は含まれているのか。

シャトルバス運行の需要は減少していると思われるが、事業の廃止を含め、見直しを図るべきではないか。

おぶせガイドセンター管理は、委託料と修繕を含め、指定管理を行う予定でいたのか。

駐車場管理費のレンタサイクルデザイン委託の内容と目的について伺いたい。

長野電鉄の経営に対しての支援を今後検討できないのか。

大手ハウスメーカーが増える中で、住まいづくり事業は町としてどのようにするのか。

自治会からの道路・水路新設・補修等はどれぐらいを要望されているのか。また、優先順位はどのように選定しているのか。

千曲川右岸堤防水防活動工事による土のう設置区間、予算額の内容等について。

未設置部分の対応は、今後、国の交渉はどのようにするのか。

消防団員の確保はどのような状況なのか。

給与費明細書における時間外勤務手当の増額理由は。

AEDの単価とメンテナンスに関する経費はどのようになっているのか。また、買取りの価格は幾らになるのか。

部落解放関連団体の活動状況は、コロナ禍のため滞る中で、歳出は減少していると思われるが、予算金額は昨年同額であるが、その理由について。

養護老人ホーム入所措置費の人数はどれぐらいを見込んでいるのか。

老人クラブにおける活動を支援する方策を検討していただきたい。

つすみ保育園の用地購入の面積と坪単価について。

病後児保育事業の状況と委託料の内容について。

成年後見制度の相談について、須坂市社協が窓口になった経過について、また、町が事前に相談窓口になることは必要ではないか。

エンゼルランドセンターの職員体制について伺いたい。

ファミリーサポートを気軽に受入れできるよう検討してほしい。

町外保育委託料の対象児童の状況について。

須高防犯協会連合会負担金の算出根拠と活動状況について。

おぶせスタディ実施委託料の内容と期限について。

公衆トイレ等清掃委託料の内容について。

相談員業務委託料及び相談支援包括化推進コーディネーター業務の内容と算出根拠について。

健康増進事業実施委託料の内容について。

犬猫避妊・去勢手術助成金制度の内容と算出根拠について。

環境美化運動事業の内容と見直しについて。

産後ケア事業委託料の内容と委託先について。

不法投棄防止の対策についてはどのように考えているのか。

心の健康づくり推進事業に町内専門医師の協力を得られないのか。

ごみ処理北衛施設組合負担金増の理由は。

信濃川を守る協議会の内容について。

I C T教育支援業務の委託内容及び人員配置はどのように進めていくのか。

小学校の生活実態調査委託とW i - F i 設備保守委託料の内容について。

小・中学校環境整備事業エアコン設置の内容について。

ランチルームでの給食は今後どのようにするのか。

小学校、中学校での床清掃ワックスの対応がまちまちであるが、統一した対応を検討すべきではないか。

幼稚園の職員配置はどのような予定でいるのか。

タブレット端末及びW i - F i 環境設置の状況は。

I C T教育に関して、学校の現場からの声をどのように取り入れたのか、また、機器のサポート体制の方策について。

医療的ケア学校看護師業務委託料の内容について。

小布施スポーツ未来会議で検討する中学校の部活の課題はどのようなものがあるのか。

高井鴻山記念館の老朽化に対する改修と火災に対する対応はどのようにしているのか。

「ふるさと小布施」冊子の全戸配布の必要性について。

小布施シアター活動交付金は、クラウドファンディングなど自主財源を確保する前提で予算計上をしてほしい。

補助金全般に通じるが、町が安易に補助金を出すということは疑問が残る。期限を設けるなど、その団体が自立していく考えを持って、補助金予算の計上をすることが必要ではないか。

トレセン工事中の使用貸出しはどのようにするのか。

コロナ禍において、体育団体の主催する行事はどのようにするのか。また、補助金支出はどのように行うのか。

スラックライン推進機構補助金の内訳について。

土地借上料に関しては、使用料の見直し及び購入を検討していく必要があるのではないかと等の発言がありました。

議案第9号についての発言は、第三者行為損害賠償金の内容と算出根拠について。

医療給付費滞納繰越分の推移について等の発言がありました。

議案第10号についての発言はありませんでした。

議案第11号についての発言は、地域自立生活支援事業における配食サービス委託の推移について。

ポイント制度事業の目的と仕組み等について。

ポイント交換を現金化ではなく、参加者が地域還元を行える方策を検討すべきではないか等の発言がありました。

議案第12号及び議案第13号についての発言はありませんでした。

議案第14号についての主な発言は、低区配水池更新事業の進捗状況は。

新しい配水池には電源の確保として、太陽光を含め検討しているのか。

水道料加入分は何戸分を予定しているのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行いました。

議案第8号について、公共施設貸屋根料については、収入予算が少ないのではないかと。自家所有による発電の活用あるいは消費を検討すべきではないか。

ふるさと納税制度は今後の先行きが懸念される。個別施設計画でも施設の長寿命化において多大な経費が必要となる中、ふるさと納税を貴重な財源とし、予算の効率的な執行に努め、歳出の抑制を図り、予算編成を行うべきである。

土地借上料の見直しは進んでいない。今後、見直しを図るべきである。

指定管理者の在り方については、施設の公共性や経費の削減など、目的を持って指定すべきである等の発言がありました。

討論を省略して採決の結果、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号は挙手多数、議案第12号、議案第13号、議案第14号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第8号に対する附帯決議を提出することに決定いたしました。

以上、予算特別委員長報告といたします。

令和3年3月19日、予算特別委員長、小林一広。

○議長（関 悦子君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号について討論に入ります。反対討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

13番、小林正子議員。

○13番（小林正子君） 議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算について、反対討論を行います。

一昨年の台風19号災害に続き、昨年来の世界中への新型コロナウイルス感染の拡大という命と健康への不安が、災害が重くのしかかっています。そして、ベースには消費税10%という負担、また一方で、年金の切下げなど社会保障の切下げが続き、安倍政権から菅政権へと貧困と格差の政策が引き継がれています。

このコロナ禍の下でも、株式市場は3万円の大台に上るなど、国民の生活の実態とかけ離れて、ごく一部の富裕層が莫大な富を手にする偏った世の中になっているのはご承知のとおりです。このような町民が苦しい現状にあるときに、町政は町民の生活が少しでもよくなる施策が求められるのは言うまでもありません。

ところが、町民の中からは、小布施の町政は外向きだという声も聞かれてきました。町民への細やかな施策が、ほかの市町村に比べて遅れている、欠けているということだと思いません。

その一つが国保税でした。国保の負担が重い、値上げしないで基金から取り崩すや、一般会計から繰り入れて急場をしのぐべきだと提言しましたが、丸ごと値上げして町民負担としてきました。ところが、一昨年、小布施町の国保が県下で一番高いと報道されると、町民からもなぜだと声上がり、即座に引き下げました。世間体もあり、国民の声が行政を動かしたのでした。

さて、桜井新町長は、町民との対話にまず取り組みたいと述べられております。各公会堂での町政懇談会にとどまらず、声なき声を聞く努力を惜しまないでいただきたい。その中で町民の願いをしっかりと受け止めて、今後の町政に生かしていただきたい。町民の声なき声が

届く町政への転換を大いに期待しております。

来年度予算は、まだそうした声が反映されていない面が多々あります。以下、何点か指摘します。

一つとして、来年度の重点施策に挙げられている特別支援教育の推進の強化では、聴覚に障がいのある児童への授業に必要な備品の購入は一步前進です。ところが、障がいのある児童の放課後の居場所が町内にないため、保護者は長野市、須坂市、中野市へと子供たちを連れていっています。

また、保護者の皆さんは、町内に発達支援センターをつくってほしいと当時の市村町長に直接訴え、町長は、ぜひ町内に造りたいと答えられたものの、一向に進んでいません。発達支援センター在り方検討委員会立ち上げも進んでいません。桜井新町長の下で、ぜひ前に進めていただきたいと思います。

2点目として、老朽化公共施設として代表的なのは、老人福祉センター桃源荘です。現在、桃源荘は、介護保険事業を一部引き継いだミニデイサービスとして利用され、また、シルバー人材センターの小布施の事務所としてミニマラソン事務局が置かれているほかに、小布施町の老人クラブの会員が会議や集いで活発に利用しています。

桃源荘は、建て替えが必要な順番は早いほうと言われておりますが、一向に進んでいません。一昨年の台風災害では、大勢の町民の避難所となり、その後も大島の避難された方々の避難所として使用されました。昼の大広間は貴重な避難所でした。しかし、桃源荘には冷房が入っていません。もしあれが7月から9月だったと考えると、ぞっとします。エアコンの設置が必要です。本予算には盛り込まれていませんから、補正を組んでも即時のエアコン設置をお願いします。

3つ目として、人権同和政策費については、本年も昨年と同様に300万円の予算となっております。もともとは年々減額するとしていたものです。当初に立ち返り、減額を実行すべきです。

4つ目として、鳥獣被害に対する対策が必要です。水上では、サルが民家の屋根に乗ったり、高齢の女性に襲いかかるなど、安心して住んでいられない状況です。防護の電気柵を水上・高山境まで延長していただきたい。

また、カラスの群れが町内の電線各所をねぐらとして、ふんで道路が汚れ、衛生も心配です。果樹の食害もあります。女性と見ると畑で襲ってくるとも聞きます。有効な対策をお願いしたい。松枯れ対策も引き続き必要です。

5番、雨水対策ですが、水路の改修が順次各所で進められていますが、台風により雨水排水機場が損傷被害を受けました。この経験から、大雨時に機能不能とならないような水路計画の練り直しが必要と思われます。

6つ目として、空き家、空き地、放棄農地の増加が心配されます。未登記の町道を早めに登記を進めるべきです。

7つ目として、小学校の児童の生活実態調査は、先生方の業務の負担となりますが、担任教師にとって必要な情報、状況の把握です。大学に委託するのではなく、担任教師の仕事として取り組んでいただきたい。

8つ目として、高井鴻山記念館の老朽化対策、防火対策も早急に必要です。

9つとして、台風19号災害での被害について、生活再建・住宅再建に最後まで支援を継続していただきたい。現在も進行中の新型コロナウイルスについては、感染予防や拡大防止に万全の対策で取り組まれています。ウイルス感染とは別に、コロナ禍により生活に多大な影響が出ております。特に、職を失ったり、収入の道が途絶えたりして、生活困窮が心配されます。こうした生活への影響に相談窓口を広く開けて、親身に対応・援助をお願いしたい。

10番目として、高齢者の交通事故が最近改めて問題視され、免許返上の促進が図られ、高齢者の外出の足の確保が深刻になります。町内の公共交通整備がいよいよ必要です。これへの対策をぜひ進めていただきたい。

11番、町役場の職員の皆さんは、災害やコロナ感染症などで、町民の命と健康を守る最前線に立っています。前町長は正規の職員を増やすと約束されましたが、予算案に反映されていません。どんな時代でも、助け合って職務を遂行し、過労により健康を害し命を失うなど、二度と痛ましいことがないように、待遇と職場環境改善に取り組まねばなりません。

新町長は、会社で社員と接していたと同じように、役場職員と密に声を聞き、職員が健康で生き生きと助け合って、役場一丸となって町民の生活と健康と命を守る役場体制を築いていただきたい。

以上指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（関悦子君） 賛成討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

8番、小西和実議員。

○8番（小西和実君） 令和3年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

桜井新町長が就任されてから、およそ2か月がたとうとしている中、「すべての人が幸せになる町を目指す」というスローガンを掲げて町長に就任されました。本小布施町議会3月

会議は、桜井市長政による初めての予算議会となります。

今回、桜井町長は、町長選挙の出馬に当たり、町政を行う指針として「繋ぐ」「整える」「育む」の3つを柱としています。

それぞれの3つの柱の政策は、「繋ぐ」として、高品質な農産物を小布施ブランドとして定着させるために、農業と商業との連携を強化し、安全でおいしい農産物、そして、それを味わえる町としたいとしています。

また、「整える」として、安全で安心できるまちづくりとして、インフラ整備やヒートショック対策等での堤防のかさ上げ、また、防災組織の編成などの防災環境を整えることとしております。また、小布施町に住む町民の皆さんはもちろんのこと、訪れる皆さんも一緒に小布施町で過ごすことで、心も体も癒やされる現代の湯治場として施策を進めるとしています。

「育む」としては、安心して子育てができる環境、そして、ご年配の方が人生の最後まで安心して暮らすことのできる町にすることを掲げています。

このほかにも、喫緊の課題として、いまだ災害の名残が残る台風19号の復興作業、コロナ禍での経済停滞があります。また、役場職員の皆さんは、町民の皆さんの期待に応えるため、日々業務に励んでおり、昨年から続く悲しい出来事やコロナ禍を含む災害対応などにより、精神的・肉体的な疲労感は大変高まっています。

そのような中で、働きやすい職場環境づくりを進めるため、財政的な裏づけも検討しながら整備したいという考えの中で、職員の増員や福利厚生の上へモチベーションの維持・向上につながる仕組みづくり、また、超過勤務時間の短縮や女性の管理職への登用など、職場環境の改善を含めて検討を進めていただきたいと期待をしております。

一般会計の予算については、予算規模は52億2,500万円であり、対前年度比で7.2%、3億4,900万円の増加となっています。町税については、新型コロナウイルスの影響による減収を考慮し、前年度比マイナス4.3%、地方交付税については6.6%の増で、1億300万円の増額が見込まれています。また、国庫支出金も、対前年度比で6.8%の増で、3,843万円が増額されています。今年度の実績から、ふるさと応援寄附金も、対前年度の当初予算より1億5,000万円多い、5億円を見込むこととしています。改めて小布施町に関心を持っていただき、寄附を頂く方々に感謝申し上げます。

歳入については、適正な見込みであると思われまして、今後の財源の確保に努めていただきたいと思います。

歳出については、新たな施策や重点施策に対する予算を計上しています。幼・保・小・中一貫教育事業費として、ICT環境の充実と生活実態調査の実施が事業として挙げられています。ICT環境の充実については、国の掲げるGIGAスクール構想の推進に向けたICT環境の充実を図るものであり、生活実態調査の実施については、今後の教育方針等に生かすため、子供たちに対して、起床・就寝の時間や朝食摂取等の生活実態の調査を行うこととしています。

次に、体育施設整備事業費として、トレーニングセンター大規模改修工事の実施が挙げられています。これは、築40年が経過し老朽化の激しいトレーニングセンターの大規模改修工事を行うものあり、町民の皆さんの健康の維持・増進のために大切な施設であり、将来にわたって、これが町民の皆さんに資するものと大変期待しております。

防災まちづくり事業費として、災害による被害を最小限に抑えるため、防災力の強化を検討する国土強靱化計画の策定、千曲川や松川の災害想定の研究を長野高専と連携協定に基づき進めるとともに、台風19号災害で災害を受けた千曲川右岸堤防沿いの越水区間に大型土のうを設置し、台風等による増水への対策に取り組むこととしています。

経済対策としては、新型コロナ感染の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされている町業者等の皆さんに対して、国・県などの経済対策や町独自の支援策を商工会と連携しながら進めるとしています。創業者を支援する新たな起業支援を設けるなど、活力とにぎわいのある商店街づくりを目指すこととしています。

福祉の観点からは、生活支援コーディネーターを配置し、地域への働きかけを起点に、あらゆる人とのつながりにより助け合うことができる共生社会の構築を進めることとしています。

教育環境に関して、不登校等の児童・生徒が増えていることへの対応として、引き続き不登校対策生活支援員を配置するとともに、専門知識をお持ちの皆さんのご協力をいただき、積極的に支援をしていくこととしています。

以上述べた事業が、令和3年度予算に盛り込まれております。

桜井町長が就任されて最初の予算案であり、今後の新しい町政の始まりに大変期待しております。

現在、新型コロナウイルスの影響により、今後の景気や地域経済は不透明な状況が続いております。桜井町長は就任の挨拶の中で、最終的な目標は小布施町に住む人の幸せと述べています。令和3年度予算は、その実現のための第一歩と考えます。

地方自治法の中に、地方公共団体はその事務を処理するに当たり、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定められています。予算執行に当たっても、細心の配慮と最大限の努力により、桜井町長が掲げている町民の皆さんの幸せのための町政が運営されることを強く願い、令和3年度一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（関 悦子君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第21、発委第1号 議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

小林予算特別委員長。

〔予算特別委員長 小林一広君登壇〕

○予算特別委員長（小林一広君） 議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、令和3年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、慎重な対応を求めるため。

議案第8号 令和3年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議。

令和3年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求める。

記。

1、ふるさと応援寄附金は年々増加しており、町の様々な事業に活用されています。

しかし、近年、返礼品に対する制度改正が行われており、社会経済状況の著しい変化の中で、今後の制度内容や年ごとの寄附金額は不透明で、不安定な状況になると思われます。

ふるさと応援寄附金の活用及び関連する事業に関しては、計画的及び効率的に行うとともに歳出の抑制を図り、執行されたい。

2、住民団体への各種補助金及び交付金については、団体の自立した活動を促し、継続して実施されることと、また、財政的にも自立できるように支援するものであり、慣例的に交付することなく、活動実態を把握し、適正な支出をするよう十分配慮されたい。

以上、決議いたします。

令和3年3月19日、小布施町議会。

○議長（関 悦子君） 以上で発委第1号の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎新たな議会活性化検討特別委員会 中間報告

○議長（関 悦子君） 日程第28、議会報告第1号 新たな議会活性化検討特別委員会 中間報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

[事務局長朗読]

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、特別委員長から報告を求めます。

小林特別委員長。

[新たな議会活性化検討特別委員長 小林一広君登壇]

○新たな議会活性化検討特別委員長（小林一広君） 新たな議会活性化検討特別委員会 中間報告を申し上げます。

新たな議会活性化に関する特別委員会へ付託されました審査案件について、小布施町議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、中間報告をします。

初めに、本特別委員会は令和元年9月会議において設置され、新たな活性化に関する事項について、町民に身近に開かれた議会を目指すため、継続して調査研究を進めてきました。

以下、検討した内容と経過について中間報告します。

特別委員会の検討内容と経過についてご報告します。

開催状況については、令和元年9月以降、11回開催しております。

検討事項については、議員定数、議員報酬及び政務活動費に関する事項。

住民からの信頼を得る活動に関する事項。

地域力の低下への対応に関する事項。

そのほか、委員会が必要と認める事項です。

特別委員会での意見内容については記載のとおりです。

続いて、検討結果についてご報告いたします。

令和2年2月26日に、令和元年に設立されていた議員のなり手不足検討委員と本特別委員との意見交換会を実施済み。

議会アシスター会議を立ち上げ、議員と町民の話し合いの場を設け、広く町民に呼びかけ、公募で委員に参加していただきました。

令和2年12月に議会アシスター会議より提言された、議会報にQRコードを掲載し、ユーチューブ動画の配信については、令和3年1月号から試験的に導入しております。今後、導入については引き続き検討し、予算等の確保を含め、配信を研究いたします。

今後について、引き続き、議会アシスター会議において意見の集約・提言された事項について議会に諮り、検討していきます。

なお、議員定数については、本年4月において現議員の任期が残り2年となります。本年2月での議会アシスター会議において、意見の集約として方向性を示されたことから、今後議会内部での議論を重ね、選挙1年前をめどに結論を出す方向としております。

次に、議会アシスター会議の開催状況について報告します。

設置の経過については、小布施町議会アシスター会議は、本特別委員会において設置が検討され、議会の同意を得て設置されたものです。

目的については、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聞き、町議会の運営等に反映させる目的で、小布施町議会アシスター会議を設置しました。

委員については、公募町民9名、議会議員4名、ファシリテーター1名、計14名です。

開催状況については、令和2年10月14日以降、5回開催しております。

検討テーマは、次の3事項になります。

小布施町の未来のための提言。

議員の成り手不足への提言。

議員定数・議員報酬への提言。

次に、提言と意見の集約について申し上げます。

コロナ禍において、議会アシスター会議の開催が遅れ、スケジュール的にも難しい状況が続いていますが、会議では、議員定数及び議員報酬について、先行的に意見の集約を行って

おります。

現在までの提言と意見の集約については、次のとおりです。

QRコードによるユーチューブ動画配信について。

町民に、より議会を知ってもらう機会として、ユーチューブ動画の配信を行うものとしております。今後、配信方法については検討を図り、実施を行ってまいります。

議員定数及び報酬について。

議員定数について。

現状では、ほかの仕事を持つ現役世代が議員になることは難しい。

議員定数が維持できないのではないかと。選挙により議員が選出されることは、さらに難しい状況になっていく。既存の議員定数を減らす方向で検討すべきではないかと。

なお、議員数の削減は、議会の監視・牽制機能の弱体化や、いろいろな視点や立場から町政への声を届ける門戸を狭めることとなるので、議会においては定期的に町民の声を聞く組織等の設置を併せて検討していただきたい。

また、意見の中には、町民の声を行政に届けるためには議員定数は一定数は必要ではないかと、削減には疑問が残る。定数を増やすことにより、委員会での審議が活発になり、選挙への出馬がしやすくなるのではないかととの意見がありました。今後、議会の中で審議を重ね、検討していただきたい。

議員報酬について。

現行のままの議員報酬の引上げについては、町民の理解は得られない。

活動に応じて支出される政務活動費の導入を検討すべきである。

議員定数の削減の場合には、報酬の引上げを行うべきである。

以上ですが、今後、アシスター会議において引き続き議論を重ね、議員の成り手不足への提言、小布施町の未来のための提言等について検討する予定であります。

以上、新たな議会活性化検討特別委員会の中間報告といたします。

○議長（関 悦子君） 以上で新たな議会活性化検討特別委員長報告が終わりました。

◎出納検査の報告

○議長（関 悦子君） 日程第29、議会報告第2号 出納検査の報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

[事務局長朗読]

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、例月出納検査の結果に関しましてご報告申し上げます。

1番目として、検査の対象ですが、令和2年11月分、12月分及び令和3年1月分の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等々の会計、特別会計を含みますが、そのほかに基金に関するものもございまして、それは基金繰替金等々でございます。それから、現金、預貯金等の出納の保管状況について、検査の対象といたしました。

2番目として、検査の実施日ですが、令和2年12月25日、令和3年1月26日、令和3年2月24日に行いました。

3番目として、実施した検査手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等々の照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。令和2年11月30日現在、12月30日現在及び令和3年1月26日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細等は、お手元の別表のとおりでございます。

令和3年3月15日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小淵 晃。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

◎小布施町教育長の任命について

○議長（関 悦子君） 日程第30、議案第24号 小布施町教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（関 悦子君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

◎農業委員会委員の任命について

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第31、議案第25号から日程第39、議案第33号は、小布施町農業委員会委員の任命に係る関連議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 直ちに採決に入ります。

最初に、議案第25号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第26号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第27号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第28号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第29号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第30号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第31号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第32号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、議案第33号を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第40、議案第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第41、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますから、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、諮問第1号に対する意見は、これを適任とすることに決定をいたしました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関悦子君） 日程第42、発委第2号 小布施町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

関谷議会運営委員長。

〔議会運営委員長 関谷明生君登壇〕

○議会運営委員長（関谷明生君） 小布施町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由。

小布施町組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管課の名称を改正する。

なお、改正条文については別紙のとおりです。

○議長（関悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第2号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第43、発委第3号 小布施町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

関谷議会運営委員長。

〔議会運営委員長 関谷明生君登壇〕

○議会運営委員長（関谷明生君） 小布施町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすく、環境整備の一環として、出産・育児・介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものとする。

以下、改正条文は別紙のとおりです。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第3号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（関 悦子君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

3月会議を閉じ、令和3年小布施町議会を散会することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（関 悦子君） ここで、町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 3月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月会議に上程いたしました議案につきまして、本日提出の人事案件も含め、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、緊急事態宣言により、年末年始の感染者数から大きく減少に転じてはいるものの、再び微増に転じている状況にある中で、21日の緊急事態宣言解除が決定されました。春に向けて外出が多くなる季節に、さらなる感染拡大の可能性が懸念されるところです。

長野県域においても、3月初旬から感染者数が再び増加傾向となっており、昨日には警戒レベルが4に引き上げられました。町民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染対策を徹底し、かからない、うつさない対策にご協力をいただきますようお願いいたします。

感染の収束に向けた最優先課題であるワクチン接種の進捗状況については、現段階では接種開始時期を明確に申し上げることができませんが、国からの通知によると、4月26日の週に全国の市町村にワクチンが配布される予定となっております。できる限りゴールデンウィーク開始前に接種が開始できるよう、医療機関の皆様との打合せと準備に努めてまいります。

先行してワクチン接種を行うご高齢の皆さんには、3月中にクーポン券をお届けできるよう手配をしております。お手元に届きましたら、接種の予約の受付が可能となるまでの間、ご家族の方にもご確認をいただきながら、大切に保管してくださいますようお願い申し上げます。

今後も国・県からの情報を注視し、まずワクチン接種を進めるとともに、町としてできる限りの支援策を講じてまいります。

今後予定している事業等について申し上げます。

4月25日の実施が予定されている参議院議員補欠選挙ですが、4月8日に告示され、9日より期日前投票が始まります。期日前投票については、これまで北斎ホール1階事務室で実施をまいりましたが、密を避け、町民の皆様が安心して投票を行えるよう、北斎ホールのホール部分を使って実施することになりましたので、投票日当日ご都合の悪い方は、ぜひ期日前投票においでいただきますようお願いを申し上げます。

東大・小布施町コミュニティラボの活動として、3月12日から、小布施町の風景を考える10日間「あなたと描く小布施の未来」と題し、シンポジウムや「たどってつくる小布施三十六景」などの企画を開催いたしました。写真展は、北斎ホール、まちとしょテラス、高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館木造館で、明後日21日まで開催しておりますので、お時間がありましたら、ぜひお立ち寄りいただければと思います。

今後も今回のような取組を通じて、町民の皆さんとの対話・協働を大切に、次代を見据えた地域の在り方を検討してまいります。

4月3日には、移住コーディネーターと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響により町に移住を考えていながら、実際に小布施町を訪ねることが難しい方を対象に、自宅にいながら安心して相談ができるオンライン移住相談会を実施します。感染症の影響で人々の往来が制限されている中ですが、地方移住への関心が高まっていると言われていた今だからこそ、立ち止まることなく、オンラインを活用した移住・定住の受け皿づくりを進めてまいります。

栗ガ丘小学校と小布施中学校では、3月17日と18日に、密にならない工夫をして卒業式を行いました。小学校は卒業生とその父兄、そして5年生のみが体育館に入り、1年生から4年生は教室でプロジェクターを利用して、卒業式に参加しました。また、中学校も卒業生と父兄のみが体育館に入り、1・2年生は小学校同様、教室でプロジェクターを利用して卒業式に参加しました。

現在、春休みも始まっていますが、コロナ禍にあっても子供たちが充実して過ごせるよう、

引き続き学校や家庭と連携をし、見守りを行ってまいります。

4月1日には、つすみ保育園とわかば保育園の入園式を行い、2日には、認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。また、6日には、栗ガ丘小学校と小布施中学校で、それぞれ入学式を行います。新型コロナウイルス感染症対策のため、卒園式や卒業式と同様に、来賓を招待せず、密にならない工夫をして行うこととなりますが、令和3年度も、お一人お一人のお子さんが健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

コロナ禍における商工業支援につきましては、町内事業所の皆さんからの切実なご意見を伺いながら、町としてもできる限りの支援策を講じてまいりました。

4月には、商工会と連携し、事業所支援アンケートを実施し、事業の現状やこれまでの行政からの支援事業について、様々な業種、事業所のご意見を伺いたいと考えております。いただいたご意見を踏まえて、第3次地方創生臨時交付金を活用した経済対策を検討してまいります。

4月10日に、おぶせフラワーセンターで、駅前から町中心部を彩るフラワーハンギングバスケットの制作講習会を行います。多くの皆さんのご参加をお願いいたします。

4月下旬には、小布施駅に花のおもてなしコーナーを設置します。駅をご利用される皆さんを花でお迎えすることで、心地よい空間、コロナ禍で少しでも心和む空間を提供することを目的に、オープンガーデンオーナーの皆さんにご協力いただき、プランターなどの花飾りを行うものです。

気象庁による今年の桜の開花予想は、例年よりかなり早いとされています。遅咲きの八重桜「一葉」も、4月中旬頃から開花すると思われます。開花状況は、4月上旬から町のホームページ等でお知らせをしてまいります。コロナ禍ではありますが、3密防止対策を十分にいただき、多くの方にお越しいただければと存じます。

桜の開花予想に関連して、例年4月29日（昭和の日）に開催しています千曲川ふれあい公園花まつりですが、過日、実行委員会より、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年に引き続き中止することに決定したとの報告をいただきました。誠に残念ではありますが、やむを得ない判断であり、新型コロナウイルスの一日も早い収束を願うものであります。

なお、4月11日には石川県輪島市で、第105回日本陸上競技選手権大会50キロ競歩兼東京2020オリンピック男子50キロ競歩日本代表選手選考競技会が開催され、荒井広宙選手が出場します。東京オリンピック出場に向けて、最後の1枠を確保するための重要な大会です。町を挙げて、熱い声援をしてまいりたいと思います。

本会議及び委員会で議員各位からいただいたご意見、ご要望などにつきましては、今後十分検討し、今後の町政運営に遺憾なきよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、くれぐれも感染予防にご留意いただき、町発展に向け、ご健勝でご活躍いただくとともに、町議会のますますのご発展をご祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） これにて3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 3月19日

議 長 関 悦 子

署 名 議 員 大 島 孝 司

署 名 議 員 小 淵 晃